

「平成18年度政策評価・施策評価に係る評価の結果」
県の対応方針の経過状況

平成19年3月

政策整理番号	審議分科会	政策名	施策番号	施策名	ページ
2	福祉分科会	どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	1	地域の中核的な病院の整備	1
			2	周産期・小児医療体制の充実	2
			3	救急医療体制の充実	3
			4	精神医療体制の充実	3
			5	在宅ホスピスケアの推進	4
			6	医療・保健を担う人材の養成・確保	4
4	福祉分科会	誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備	1	バリアフリー・ユニバーサルデザインの意識啓発	5
			2	誰もが利用しやすい施設や道路等の整備	5
5	福祉分科会	生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組	1	健康づくりに関する意識の向上	6
			2	生活習慣病の早期発見と予防	6
			6	地域リハビリテーションサービスの提供	6
6	福祉分科会	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり	1	救急搬送体制の整備	7
			4	食品や水道水などの安全確保	7
7	社会資本分科会	県土の保全と災害に強い地域づくり	1	地域ぐるみの防災体制整備	9
			2	水害から地域を守る河川等の整備	10
			3	土砂災害から地域を守る地すべり対策等	11
			5	震災対策の推進	12
			6	地震防災のために必要な施設、設備の整備	13
			6		15
8	環境分科会	地球環境の保全	1	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減	16
			2	新エネルギー等の導入促進	16
9	環境分科会	環境負荷の少ない地域づくりの推進	1	大気環境の保全	17
			2	河川や湖沼、海等の水環境の保全	18
			6	ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進	18
10	環境分科会	豊かな自然環境の保全・創造	1	自然公園等の優れた自然環境の保全	19
			5	森林の適正な管理	20
			6	自然とふれあう場や機会の提供	21
11	環境分科会	循環型社会の形成	1	廃棄物の排出量の抑制	22
			2	廃棄物の資源化によるリサイクル	22
			3	廃棄物の適正処理の推進	23
14	産業分科会	新しい時代を担う産業人の育成	1	農林水産業の発展を担う人材の育成	24
			2	製造業等の発展を担う人材の育成	25
			3	商業・サービス業の発展を担う人材の育成	26
			4	IT(情報技術)等社会経済の変化に対応した人材の育成	26
15	産業分科会	高度な産業技術の普及推進	1		27
			6	産学官連携による技術の普及	27

政策整理番号	審議分科会	政策名	施策番号	施策名	ページ
16	産業分科会	産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出	1	農林水産物の付加価値の向上	28
			2	農林水産業や観光産業などの産業間の連携	28
			3	地域資源を活用した観光産業の振興	28
			7	魅力ある商店街づくりによる商業の振興	29
18	産業分科会	産業基盤の整備による生産力の強化	5	戦略的な企業誘致	30
			5		30
20	産業分科会	産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進	1	IT(情報技術)等時代の要請に対応した新たな職業能力の開発	31
			2	より高度な技術や技能を習得できる職業訓練体制	31
			3	職業能力開発のための施設、設備の充実	31
			4	高度で専門的な技術や技能の習得を支える指導者の育成	31
			5	企業内における職業能力開発の推進	32
			6	個人が自ら職業能力開発できる環境整備	32
22	教育分科会	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	1	特色ある学校づくり	33
			2	不登校児童生徒等への支援	33
			3	障害児教育の充実	35
			5	大学等高等教育の充実	36
			6	地域に開かれた学校づくり	37
			7	地域社会と学校教育との協働の推進	37
			7		38
23	教育分科会	生涯にわたって学び楽しめる環境の充実	1	多様なニーズに対応した学習機会の提供	40
			1		41
24	福祉分科会	男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成	1	男女がともに個性と能力を発揮できる社会づくり	42
			4	高齢者がいきいきと生活する社会づくり	42
			5	女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護	43
			5		44
			5		44
26	教育分科会	地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興	2	美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり	45
			3	県民が行う創作活動や表現活動への支援	45
			4	食文化等の生活文化の保存・継承・活用	46
			4		46
27	社会資本分科会	多様な主体の協働による地域づくりの推進	2	NPO(民間の非営利組織)の活動の支援	47
			2		48
33	社会資本分科会	国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化	1	仙台空港の機能の強化と活用	49
			2	仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用	50
			3	仙台国際貿易港の整備と活用	51
			4	仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用	52
34	社会資本分科会	国内の交流を進めるための交通基盤の整備	1	高速道路の整備	53
			2	国道、県道、市町村道の整備	54
			3	バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備	55
その他(政策評価・施策評価制度について)					56

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
1	2	どこに住んでも必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり				4	・二次医療圏は5医療圏から10医療圏になったが、1つの医療圏で医療が完結しないものが出てきているので、広域の医療圏を設定することを考えてはどうか。全ての施策を10の二次医療圏で完結させるのは現実的ではないのではないか。 例えは、施策2の小児周産期医療は広域(複数の二次医療圏)で対応し、施策3の救急医療は二次医療圏ごとに対応するなど、施策ごとに対応を変えることも必要ではないか。そして、政策評価では決めたとおりに対応されているかを確認するようにしてはどうか。	・国においても、小児・周産期医療体制に係る集約化・重点化を考慮の必要があるとしており、今後本県の検討においても参考にしたい。	1	・現在、県周産期・小児医療協議会において検討中であり、今後の議論を参考にしたい。	医療整備課
2							・政策評価指標「入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率」などは10の二次医療圏で整理しているのに、県民満足度は7圏域で分析されている。県民満足度と医療圏を整合性をとったかたちで分析して、それに基づいて評価してはどうか。	・医療圏と県民満足度の7圏域の不整合については、法定の医療計画の性格上やむをえないものと考えている。数値の分析手法については、今後検討したい。	2	・県民満足度調査の集計を医療圏に合わせ分析することにした。	医療整備課
3							・評価結果の「適切」という言葉はいろいろな視点で見られてしまう。変更なしでこのままでよいとか、努力の結果「適切」になったという見方もある。関係者がどのように理解するかだが、あまり努力しなくてもよいと間違ったシグナルになる可能性がある。	・医療行政の充実には、これで十分ということはないので今後とも県民の満足に向け努力する。	3		医療整備課
4							・政策評価指標の達成度は、数値の変動がほとんどない「周産期死亡率」だけが「A」で、それ以外は「B」で目標を達成していないのに、政策全体では「適切」という評価になっている。政策評価は政策評価指標の達成度だけで評価するわけではないが、政策評価指標の達成度をもっと重く見る必要があるのではないか。	・適切な政策評価には多面的の評価が必要であり、政策評価指標を軽視しているわけではない。	4		医療整備課
5							・満足度が低い圏域があるので、圏域別の満足度を考慮して施策決定をしてほしい。	・圏域ごとに抱える課題に違いがあることは承知しており、今後も圏域別の特性に配慮して施策の立案等に努めていく。	5		医療整備課
6							・県の事業の成果を政策評価指標に表現しきれない部分はどうしてもあると思うが、成果があっても基本票に表現されなければ評価できない。複数の政策評価指標を設定するなどして、できるだけ施策の成果が表現されるようにしてほしい。 また、政策評価指標は短期的に効果があがるもの、効果があがるまでに時間がかかるものがあるので、効果があがる途中のプロセスを評価できるものとの組み合わせも考えてほしい。	・施策に応じて、できるだけ成果を把握できるような指標の設定を検討する。	6		医療整備課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
7	2	どこに住んでも必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	1	地域の中核的な病院の整備	入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率	4	・政策評価指標「入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率」で、国勢調査の人口推計のように動態データを使ったり、代表的な病気の入院率で値を出してはどうか。そうでないといつまでも「判定不能」のままである。	・補助事業に係る実績報告事項等の中から、毎年継続して評価できるような新たな政策評価指標を選定できるか検討したい。	7	・病床区分別の利用率や診療科ごとの医師数など多くの指標が考えられるが、どこまで指標を設定できるか、さらなる検討が必要である。	医療整備課
8							・基本票の記述で「判定不能」が多いが、今後どうするのが書いていない。データがなければ他のものを検討するのか、どうするのかコメントを記載するべきではないか。	・地域の中核的な病院整備推進事業として平成13年2月1日から施行している中で、二次医療圏ごとに入院治療を伴う相当程度の医療を完結できる医療提供体制の整備を目的に7病院を位置づけ支援を行っている。今後の医療圏の改定については、次期医療計画策定の中で考えていきたい。	8	・平成19年度に次期医療計画の策定が本格化することから、その中で医療圏及び中核的な病院の在り方について検討する予定。	医療整備課
9							・医療圏をどのように設定するのか、医療圏に中核病院をどのように整備するのか、その考え方の違いで政策評価指標「入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率」の意味が違ってくる。圏域別の評価をする方法も変わってくる。医療圏の設定と中核病院の整備はどのように考えているのか。	・二次医療圏については、今後、平成20年度の医療計画の改定に向けて患者調査を実施することにしており、県民の受療動向等を勘案しながら医療圏を検討したい。	9	・今年6月ごろ患者調査の集計が終了することから、その分析を通し医療圏を検討する予定。	医療整備課
10							・保健福祉と医療の圏域を整合性をもって設定してほしい。医療制度改革の流れを見ると、都道府県で地域の実情にあわせて保健福祉と医療と介護を合体して機能させる方向にある。分野ごとの圏域を整合性をもって今から設定しないと、後で結果を評価しづらくなるのではないか。	・政策評価指標「入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率」は、広域の医療圏で考えるなど、合理的、現実的な目標を設定してほしい。	10	・今年6月ごろ患者調査の集計が終了することから、その分析を通し医療圏を検討する予定。	医療整備課
11							・政策評価指標の圏域内の入院率は病気によって異なるはずである。全体だけではなく、代表的な病気領域での入院率で分析してはどうか。圏域内で入院率が非常に高い病気があった場合、圏域内で入院できない病気が隠れてしまう危険がある。	・圏域内の入院率が病気により異なることは予想され、政策評価にどれだけ有効か参考にしたい。	11	・圏域の人口が10万人に満たない医療圏が4つもあるなど、そもそも自己完結や医療資源の集約が困難な地域特性もあり、県民の受療行動は今後益々広域化するものと推測され、疾患別の医療圏設定などを検討する必要がある。	医療整備課
12							・圏域によって政策の満足度・重視度が異なっているが、これは中核病院との関連が強いのではないか。県全体の満足度だけでは大雑把な捉え方になるので、圏域別の満足度などを勘案して評価してほしい。	・地域の中核的な病院整備推進事業を実施したところと、そうでないところでは満足度に差があると思われ、圏域別に評価したい。	12	・中核的な病院事業を実施済みの圏域においては、医療機能の集約・充実がそれほど進んでいないおそれがあり、今後合併市町村において公立病院の医療資源の集約化・機能分担が推進されれば満足度が上がるものと思われる。	医療整備課
13							・ベッド数や入院率の密度と満足度は高い相関を持っているので、満足度が低い圏域を重点的に整備する必要がある。現状分析をすところ弱いところか分かるので、そういうところまで掘り下げて評価してほしい。	・ベッド数や入院率の密度と満足度との関係については、今後の参考にしたい。	13	・ベッド数と病床利用率については、平成18年度の補助実績として間もなく提出されるので分析したい。	医療整備課
13					・評価の記述について、エビデンス(根拠)が入っていないので作文のような印象を受ける。根拠となる数値を入れてほしい。	・ご指摘については、できるだけ根拠を示し記述したい。	13		医療整備課		

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
14	2	どこに住んでも必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	2	周産期・小児医療体制の充実	周産期死亡率(出産千当たり)	4	・政策評価指標「周産期死亡率(出産千当たり)」は県民の求めるものを十分反映していない。県民満足度からみても県民の不満が大きい。また、周産期死亡率は低い値で推移していて、感度が悪い。 小児医療へのアクセスの状況を示す指標や周産期医療の連携の状況を示すような指標(例えばオープン化を目指すなら、オープン化の進捗状況を示す指標)にしてはどうか。	・周産期・小児医療については、周産期・小児医療協議会において医療資源の集約化・重点化を検討することにしており、評価指標については、その議論の推移も勘案しながら検討したい。	14		医療整備課
15							・地域周産期母子医療センターの整備が仙台に偏在していて、ネットワークは全県を網羅していない。センターが一つもない二次医療圏がいくつもあり、バランスを欠いているように見える。その地域は産科医が少いような地域である。むしろそういう圏域ほど、整備が必要だったのではないか。	・地域周産期母子医療センターは、各医療機関の申請に基づき認定しているものであり、補助金を出せば整備が進むのかは検討を要する事項であり、今後、周産期・小児医療協議会の意見や各医療機関の意向を聴きながら対処したい。	15		医療整備課
16							・センターが各圏域で整備されるように、補助金を交付するなどして、県は体制の整備をしなければならないのではないか。	・地域の中核的な病院の要件にも小児・周産期に係る診療の確保等があるが、医師の確保やNICUの整備などの面で地域周産期母子医療センターになる条件整備が必要である。各病院の二次医療圏内には他に指定可能な病院がないことから、当該自治体病院の自助努力を期待するところである。	16	・周産期・小児医療については、周産期・小児医療協議会において今後検討したい。	医療整備課
17							・高年齢出産の割合や母親の喫煙の割合などの変動を把握する必要がある。それらが安定していて政策評価指標「周産期死亡率」が変動しているのであれば、場所を調べる必要がある。高年齢出産や喫煙者の出産が多ければ、それが原因かもしれない。	・高年齢出産の割合や母親の喫煙の割合などと周産期死亡率との因果関係は今後の検討の参考にしたい。	17	・高年齢出産の割合や母親の喫煙の割合を把握するには、医療機関自身が患者の個人情報进行调查する必要があるが、現状では、これについてのデータを収集することは、ほとんど不可能である。	医療整備課
18							・中核的な病院にしても、周産期母子医療センターにしても、医療圏域ごとの基礎データに基づいて整備しないといけない。例えば、周産期死亡率が高い医療圏は、周産期母子医療センターが遠すぎて間に合わないということがあるかもしれない。 地域周産期母子医療センターに来る患者の所在医療圏など、医療圏単位のデータをとって分析してほしい。	・患者の受療動向は、患者調査でしか把握できないことから毎年の分析が難しい。	18	・県患者調査の毎年の実施は予算面や人的面からも困難である。	医療整備課
19							・少ない資源を有効に活用するには連携が重要である。例えば、開業医の産科医は検診中心に対応して、分娩やハイリスクの人たちは基幹病院で対応して、さらには助産婦も入れるという、地域の役割分担を連携モデルで考えると、それが各医療圏でどの程度進んでいるかということが政策評価指標になるのではないか。それが遅れている場合は、連携を進めるための情報整理・打合せの事業なども考えられる。	・ご指摘の点は、まさに周産期医療のセミオープン及びオープンシステムの構築であり、現在、県が総合周産期母子医療センターである仙台赤十字病院に補助し、周産期医療施設のオープン病院化モデル事業において、円滑な運営方法や事業の効果等について検討中である。	19		医療整備課
20	2	どこに住んでも必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	3	救急医療体制の充実	救急搬送患者の二次医療圏内搬送率	3	・政策評価指標には、救急医療体制の充実の本来の目的である「医療へのアクセス時間」を反映させるべきではないか。	・救急搬送時間の分析を、今後実施する予定であり、その結果を勘案し「医療へのアクセス時間」を検討したい。	20	・救急搬送時間の分析を、平成19年度に実施する予定であり、その結果を勘案し「医療へのアクセス時間」を検討したい。	医療整備課
21							・現実の厳しさから考えると、施策評価が「概ね適切」になるという論理はあるかもしれないが、評価にメリハリをつけることも必要ではないか。優先度の高い施策で問題が多い場合は「課題有」として、今後全力をあげて取り組む方が自己評価として意味があるのではないか。	・救急医療については、多くの財源を割いており、本課の主要事業として全力をあげて取り組んでいる。	21		医療整備課
22							・政策や施策をよりよくするための基礎的なデータが少ない。データ収集からはじめるべきではないか。時々基礎的なデータをそろえて議論するべきである。	・今後、できるだけデータを提供したい。	22	・平成19年度にデータの整備を行い、必要に応じてデータを提供したい。	医療整備課
23	2	どこに住んでも必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	4	精神医療体制の充実	精神障害者の措置入院者の県内対応率	4	・政策評価指標の「精神障害者の措置入院患者の県内対応率」について、他県で対応しても問題がないのであれば、100%を目指すのは合理的でないのではないか。精神科救急の24時間の対応状況を示すような政策評価指標にして、それに向けて努力できるような目標をたてる方が現実的ではないか。 または、精神科救急にとっては宮城県はあまりにも広いという議論もあるので、全県での対応率ではなく、医療圏を4つくらいに分けた場合の圏内対応率などを政策評価指標として検討してはどうか。	・精神障害者の精神状態の悪化を未然に防止し、精神疾患の急激な発症や精神状態の悪化に対応するために、一般的又は医療的な相談窓口や医療の提供先を24時間開設することを目標とする。 このため、365日、24時間における精神科救急情報センター、精神科救急医療体制及び精神障害者夜間相談窓口の運営状況を政策評価指標とする。	23		障害福祉課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課	
24	2	どこに住んでも必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	5	在宅ホスピスケアの推進	がん患者在宅看取り率	4	・政策評価指標や県民満足度の状況を見ると、まだ在宅ホスピスケアはサービスが受けられる環境にはなっていない。施策の充実が望まれる。今は施策の予算規模は小さいが、やるならもっと強力に、戦略をたてて進めるべきではないか。	・在宅医療の推進は、医療制度改革の大きな柱でもあり、これまで実施してきた在宅ホスピスケア推進事業の成果を踏まえ、次年度からは、将来を見通した事業が展開できるよう、「在宅ホスピスケア推進会議」等で検討していきたい。	24	・在宅医療を推進していくために、平成19年度新規事業として「在宅緩和ケア対策推進事業」を実施していくこととしているので連携を取りながら実施していく。	医療整備課	
25							・在宅療養支援診療所が診療報酬で認められたので、今後在宅ホスピスケアを受ける患者が増え、政策評価指標の「がん患者在宅看取り率」は急激に上がることが予想される。現実の推移を見ながら、目標はもう少し高めに設定するべきではないか。	・在宅療養支援診療所における在宅での看取り状況の推移を見ながら、目標値の設定を検討したい。	25	・在宅看取り率はH16年7.87%、H17年8.32%と若干高くなっているが、今後の推移を見ながら目標値の設定を検討していきたい。	医療整備課	
26							・在宅ホスピスケア推進事業の参加者数が減少傾向だが、人材育成のための事業であれば、研修内容が新鮮みを失わないように工夫が必要である。参加者数が減少している理由を調べて対応しないと、今後も参加者数は伸びないのではないか。不足しているテーマやどういった対象者がいるのかを把握するため、参加者にアンケートをとってはどうか。 また、参加者が目標とした人材になっているか調査するなど、フォローをする必要があるのではないか。	・本庁及び各保健福祉事務所で開催する研修会への参加者に対してアンケート調査を行い、参加者が希望する研修会の内容やテーマ等について分析し研修会のあり方を検討する。また、研修会受講者の評価については、どのような方法で実施すればよいのか「在宅ホスピスケア推進会議」で検討していきたい。	26	・本庁及び各保健福祉事務所で開催した研修会等において参加者へのアンケート調査を実施した。参加者の研修会で学びや今後受講したいテーマ等についての要望等を把握することができたので、今後の研修の企画に生かしていくこととしている。 ・研修会の参加者の評価については、アンケートの中で感想等については聞いているが、今後も引き続き評価のしかたについて検討していく。	医療整備課	
27							・在宅ホスピスケアの割合を増やすには、これまで関わってこなかった人が関わってくるようにしなければならない。現在在宅ホスピスケアのすそ野が広がらないのではないか。ターゲットを広げること目的のひとつとすれば、すそ野を広げるようなテーマとか、呼びかけがないといけないのではないか。	・在宅療養支援診療所の医師、介護保険関係者(ケアマネジャー等)、薬剤師等の研修会も開催していく。	27	・県医師会の協力のもとに、在宅療養支援診療所の医師等在宅医療を実施している医師の研修会を実施した(仙台・大崎・仙南の3会場)。また、介護保険室との共同でケアマネジャー対象の研修会も実施した。次年度以降も継続していくこととしている。	医療整備課	
28	2	どこに住んでも必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	6	医療・保健を担う人材の養成・確保	医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合	3	・政策評価指標「医療法に基づく(医師数の標準を充足している病院の割合)」では、未充足の病院がどの程度の充足率なのか見えないため、施策が進んでいるのか進んでいないのか分からない。指標は「病院の(医療法に基づく(医師数の標準に対する)平均充足率)」に改めて、充足率を上げる努力が見えるものにしてはどうか。	・「医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合」は、県の医師確保支援事業や各病院の自助努力の成果がより分かるよう設定したものである。	28		医療整備課	
29							・病院の(医療法に基づく(医師数の標準に対する)平均充足率)」の場合、それぞれの病院の努力等が反映しにくいことから、現在の政策評価指標の変更は考えていない。	29		医療整備課		
30							・県民満足度や施策の達成状況を見ると、解決する課題が多い。特に小児科医や産科医などの確保、医師の偏在への取り組みは、途についたばかりでまだ不十分である。	・小児科医、産科医などの確保については、平成18年度に、これら診療科の学会に職員が出向き、県の医師確保対策事業のPRを行うなどの努力をしている。	30	・事業PRを強力に展開した結果、ドクターバンク事業で、小児科医1人を平成19年4月1日付けで採用し、自治体病院に配置している(このほか内科医1人を採用・配置するとともに、2人(内科系・外科系各1人)を採用内定)。	医療整備課	
31								・また、医師偏在への取組についても、ドクターバンク事業や自治医科大学卒業医師の配置等を通じて努力しているところである。	31	・これまでの配置と同様に、平成19年4月1日付けの配置に当たっても、医師偏在の是正の観点を考慮し、配置先を決定している。	医療整備課	
32								・県内の自治体病院における医師の必要数に見合う形で、平成17年度から5年間を目標に、ドクターバンク事業で25人、医学生修学資金等貸付事業で50人の確保を目標としているほか、医師の効率的な配置等のための地域医療システムの構築にも取り組んでおり、できるだけ早期に具体的な成果が出るよう努めている。	32	・平成18年度は、ドクターバンク事業で5人の医師から応募があり、そのうち2人を採用するとともに、2人を採用内定し、平成19年度内に採用する予定である。また、医学生修学資金等貸付事業では、11人の大学生に貸付決定するなど、一定の成果を上げている。さらに、県内4地域での地域医療システム構築のための検討会議も開催されている。	医療整備課	
33								・病院ごとの医師の充足率の状況を積極的に公表すべきではないか。病院の医師の充足率を公表して、市民の力をかりて充足率を高めようとしている都道府県もある。公表にはマイナス面もあると思うが、事実として公表してよいのではないか。	・病院ごとの医師の充足率は、県が医療法の規定により実施する立入検査の結果に基づくものであり、情報保護の観点から個々の病院の結果について現時点で公開することは難しいため、全体的な数字を指標としている。	33		医療整備課
34								・医師不足も領域によって異なる。公的病院の小児科や産婦人科は少ないが、開業医には多い。例えば、病院の中に開業してもらような方法など、公的病院と開業医を組み合わせるような連携のあり方を進めてはどうか。	・公的病院と民間病院との連携については、県としても、地域医療システムの構築に係る圏域の検討会議の場などで問題提起を行っており、今後具体的な検討が進むことを期待している。	34	・地域医療システムの構築に係る圏域の検討会議の場で、病院間の連携方策等の検討が行われており、平成19年度も引き続き検討が進められる予定である。	医療整備課
35								・政策評価指標「医療法に基づく(医師数を充足している病院の割合)」について、分野ごと、圏域ごとに示してほしい。	・圏域ごとの数値については適宜お示しするが、分野ごと及び診療科ごとの数値については、医療法で算定の定めがなく示すことが難しい。	35	・圏域ごとの数値については、パンフレット等で適宜提示している。	医療整備課
36		・充足率は病院だけではなく、小児科や産科がその地域にどれだけいけるかなどの指標も確認してはどうか。	・同上	36	・圏域ごとの小児科や産科医師数については、会議等資料で適宜提示しているが、医療法で定員数等算定の定めがなく、指標として設定することが難しい。	医療整備課						

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
37	4	誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備				5	・政策評価指標「外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合」は障害者と高齢者を混ぜているが、障害者の不自由と、高齢者の不自由は内容が異なると思われるので、別にした方がもう少し細かい分析ができるのではないか。	・障害者と高齢者を分類し分析できるよう次回の調査時に検討したい。	37	・障害者や高齢者に特化することなく、だれもが暮らしやすい環境整備を政策目標としており、指標は障害者と高齢者に分けることなく従前同様とする。	地域福祉課
38							・施策1「バリアフリー・ユニバーサルデザインの意識啓発」は県民の優先度が4位なのに必要性総括は「大」である。一方、施策3「誰もが利用しやすい情報の提供」は優先度は2位だが、必要性は「中」になっている。 施策3は、どこに利用しやすい施設があるかなど、関係者にとって重要なのではないかと。基本票Aシート「社会経済情勢に適合した施策か」でも「視覚障害者や聴覚障害者・高齢者はまだ情報を得にくい状況にあり、引き続き施策を推進する必要がある」と記載があるので、情報の整備をしなければいけないのではないか。施策1よりも、情報提供を行う施策3が重要に思われる。	・施策3に対する取組は一定程度行われていると理解している。施策1については、ソフト面のバリアフリーであり、ハード面のバリアフリー化を円滑に進めていくためにも県民全体に広く根付かせていく必要があることから、必要性総括を「大」としている。県民全体への意識啓発を図った上で、施策2～5が活かされてくるものと認識している。	38		地域福祉課
39							・政策評価指標の体系化が不十分で整備されていない。県民満足度のかい離度が大きいにもかかわらず、圏域別、年齢別等の分析・考察が不十分である。重視すべき施策に政策評価指標が設定されているか否かについて、適切と判断されているが、県民満足度2位の施策(施策3)には政策評価指標は設定されていない。	・今後、目的を実現するためのよりよい体系を構築できるよう検討していきたい。	39		地域福祉課
40	4	誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備	1	バリアフリー・ユニバーサルデザインの意識啓発	外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合	4	・事業1「バリアフリーみやぎ推進事業(福祉のまちづくり普及啓発事業)」で配布されている副読本は主に小学生向けだが、中学生向けにも活用してはどうか。	・副読本については、基本的に小学生向けの内容としており、小学校の高学年をターゲットにして継続的に活用していくことにより、ソフト面のバリアフリー化を推進していきたい。なお、中学生については、バリアフリーに関する福祉教育を充実する方策を検討している。	40	・副読本については、学校側からの要望により対応することとする。	地域福祉課
41							・「だれもが住みよいまちづくり条例」では建物のバリアフリーの基準は定めているが、鉄道などの移動手段のバリアフリーの基準については、努力義務にとどまっている。建物と移動手段は一体のものであり、建物ばかりバリアフリーでも、移動手段はバリアフリーではないというのは問題ではないかと。移動手段にも建物に準じたバリアフリーの基準を定めてはどうか。	・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」では、建築物を中心とした公益的施設の整備基準を設けており、移動手段そのものについては、国が定める交通バリアフリー法で対応することとなっている。	41		地域福祉課
42							・この施策を展開することにより公益的施設などの拠点のバリアフリー化は進むが、そこまでの移動空間がバリアフリーでないために障害者がそこまで行けないことが考えられる。その場合、拠点の場所を選ぶ際の条件などはどう考えているのか。	・まちづくり条例では、一定規模以上の公益的施設を「指定施設」として位置づけ、この指定施設に関して詳細な整備基準を定めて、そのバリアフリー化を促進している。	42		地域福祉課
43							・車いすの方に対してはバリアフリーが必要だが、車いすを使用しない高齢者などは、過度にバリアフリーになることで身体機能の向上が失われることも考えられ、バリアフリーをすることが必ずしも適切かどうかわからない。利用対象者がどんな人なのかということを考えるように意識啓発をしてほしい。	・将来的にある程度、バリアフリー化が進んだ段階であれば委員ご指摘の視点も必要だが、現状では移動制約される方々を対象に考えてバリアフリー化を促進している。	43		地域福祉課
44	4	誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備	2	誰もが利用しやすい施設や道路等の整備	外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合	5	・鉄道駅舎等バリアフリー整備事業では駅のエレベーター整備に対して補助をしているが、バリアフリーにして障害者の利用が増えているのかの評価が難しい。 エレベーターは障害者だけでなく、健常者でも荷物を持った人も利用する時に非常に便利である。根拠が必要だが、バリアフリーによる直接的な効果だけでなく、付帯的な効果も記載してもよいのではないか。	・高齢者や障害者以外の利用というエレベーターの付帯的な効果についても、評価の可否を検討する。	44		総合交通対策課
45							・施策の指標体系の整備ができていない。駅等のエレベーター整備補助事業は、移動する際のインフラとしての意義はあるが、各種施設等の利用アクセスについても評価することが望まれる。 県民満足度と重視度のかい離が大きいので、対応策について検討が望まれる。	・県が主体的に実施できる施策自体が県民が求めるバリアフリー施策全般にわたってないことから、県民ニーズに対応した施策展開には限界があると思われるが、少しでもそのかい離度が縮小するよう努力していきたい。	45		地域福祉課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
46	5	生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組				4	・政策評価指標は毎年度データが把握できないなど未整備であるので、適切な指標を検討してほしい。	・政策評価指標については、施策ごとに適切な指標を検討したい。	46	・施策6について、新たな指標を設定する。	健康対策課 (健康推進課)
47							・政策5「難病患者等の健康維持の支援」の満足度(満足度60点以上の回答割合)が低い。評価の対象になっていないので、評価の対象にしてはどうか。どこかに課題があるから満足度が低いのではないか。なぜ満足度が低いのか、その原因を検討することは必要ではないか。	・難病対策については、政策1の施策2「重度障害者の家庭での生活支援」で評価の対象となっているため、そちらの評価指標の見直しと併せて検討したい。	47	・難病対策については、宮城の将来ビジョン行動計画「取組22「障害があっても安心して生活できる地域社会の実現」の中で、新たな指標を設定しており、この指標との調整を図っていきたい。	健康対策課 (疾病・感染症対策室)
48							・政策・施策の満足度を事業レベルに結びつけるには、政策・施策のレベルで圏域ごとや住民属性をある程度意識して分析しなくてはならない。ターゲットとする圏域や住民を絞らないと介入の効果があまり上がらない。県民満足度を向上させるためには、全県一区ではなくて、満足度の低いところにターゲットを絞った方がいいのではないか。	・政策を実現するための7施策については、全県的に行わなければならないものも多いが、圏域ごとや住民属性を意識した分析を行い、より効果的な方法も検討していきたい。	48		健康対策課 (健康推進課、 疾病・感染症対策室)
49	5	生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組	1	健康づくりに関する意識の向上	健康寿命(65歳時の平均自立期間)	4	・政策評価指標「健康寿命(65歳時の平均自立期間)」は長期的には意味のある指標で良いと思うが、現況値を把握できるのが15年に1回であり、毎年度の評価には使えないので、短期・中期的な指標など、適切な指標を検討してほしい。 引き続き「健康寿命(65歳時の平均自立期間)」を政策評価指標とするならば、線型で推計値をとるなどしてはどうか。 または、BMIや喫煙率や要介護率など、複数の指標をリーダーチャートで見ようにしてはどうか。年度ごとにどのような変化があるかを見ながら、介入の種類を変えていくということが根拠性があると思う。どのような指標を設定するかは、県が重点をおくものや、禁煙対策などのなかなか対策が進まないものを設定してはどうか。	・「健康寿命」以外に、毎年の評価に使えるような適切な指標について、御意見を参考にして検討したい。	49	・正式な健康寿命の算定方法とは異なるが、介護保険のデータを活用して健康寿命を推計し、年度毎にその推移を把握して評価を行うこととする。	健康対策課 (健康推進課)
50	5	生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組	2	生活習慣病の早期発見と予防	健康寿命(65歳時の平均自立期間)	4	・施策1と同様に、現在の指標では成果の測定が不十分なので、喫煙率やBMIなど分かりやすく測定しやすい指標が必要である。	・「健康寿命」以外に、毎年の評価に使えるような適切な指標について、御意見を参考にして検討したい。	50	・正式な健康寿命の算定方法とは異なるが、介護保険のデータを活用して健康寿命を推計し、年度毎にその推移を把握して評価を行うこととする。	健康対策課 (健康推進課)
51							・検診団体が行う検診の質のチェックに引き続き取り組んでほしい。	・検診については、県で生活習慣病検診管理指導協議会を設置し、市町村のがん検診等の精度管理を行い、その結果を基に市町村や検診団体にも指導し、検診の質の向上を図っているところであり、引き続き取り組んでいきたい。	51		健康対策課 (健康推進課)
52							・健康診査の受診率が向上しているということだが、要精密検査の場合の受診率についても圏域別のデータの把握をもとに受診率向上のための対策をとってほしい。	・要精密検査受診率についても、市町村毎にデータを把握しており、その結果を基に指導等を行っているところである。	52		健康対策課 (健康推進課)
53	5	生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組	6	地域リハビリテーションサービスの提供	健康寿命(65歳時の平均自立期間)	3	・政策評価指標「65歳以上人口の中で重度要介護者数(介護保険の要介護度4及び5の認定を受ける人の数)の占める割合」は、推計値から減ずる割合としてはどうか。 重度要介護者がこのままで放置すると平成22年度に4.7%になると推計されることを、重度要介護者数を少なくしようという政策の効果で4.4%に押さえ込むようにということが表現されないといけない。今の指標では、ただ重度要介護者が増えていくように見えてしまう。	・「65歳以上人口の中で重度要介護者数(介護保険の要介護度4及び5の認定を受ける人の数)の占める割合」として、これまでのトレンドに基づく推計値と実測値との差とする。	53	・「65歳以上人口の中で重度要介護者数(介護保険の要介護度4及び5の認定を受ける人の数)の占める割合」として、これまでのトレンドに基づいて算出した値よりもどれくらい抑制されたのか(抑制率)を示す指標とする。	健康対策課 (健康推進課)
54							・リハビリテーションの効果を求める場合、この分野はマンパワーが必要な部分なので、人的資源に関する指標をとっておく必要があるのではないかと。また、連携の度合いを示す指標もあるとよいのではないかと。	・マンパワーについては、病院及び介護保険施設・事業所に従事するリハビリテーション専門職(PT・OT・ST)の数に関する指標の設定を検討している。連携については非常に重要であると認識しており、その促進策を検討しているところであるが、現時点で定量的な指標を設定することは難しいと考えている。	54	・新たに「病院及び介護サービス施設・事業所に従事するリハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の数」という指標を設定する。	健康対策課 (健康推進課)
55							・入院期間の短縮で退院がかなり早まって、療養型の方でリハビリを必要とする人が増える可能性があるが、その場合に看護師で対応できるかという問題がある。実態調査などの結果を見ながら、地域リハビリテーションの人的資源の確保を検討してほしい。	・本年度からリハビリテーション専門職養成校の来年春の卒業予定者と当該専門職の採用を予定している医療・介護施設等とのマッチングを行う取組を始めたところである。こうした取組の継続・拡充について検討を行っていく。	55		健康対策課 (健康推進課)
56							・PT(理学療法士)・OT(作業療法士)の県内定着率が低い。魅力的な医療施設がないと人材は県内に定着せず、県外に流出してしまうのではないかと。	・本年度からリハビリテーション機能の充実・強化を目指す医療機関に対して支援を行っている。	56	・リハビリテーション支援センターにおいて、県内に従事している理学療法士、作業療法士の従事状況調査を実施した。	健康対策課 (健康推進課)
57							・地域リハビリテーションの医療施設の拠点を整備するべきではないかと。	・上記の支援策等を実施することにより、圏域ごとリハビリテーション医療に関して中核的な役割を果たす病院の整備を促進していく。	57		健康対策課 (健康推進課)

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
58	6	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり				3	・政策評価(総括)で、「A-1からA-3を総合的に検証した結果～」のような記述はあまり意味がない。評価の結果、どのような課題があるのかなどを記載してほしい。	・別な政策の枠組みの中で議論することが適切な施策や施策名の変更が必要な施策がある。また、優先度が1位の施策に指標が設定されていないなど、問題点は散見されるが、総合的に評価した結果、「おおむね適切」と判断する。	58		消防課
59							・政策評価指標の体系化が不十分。施策2は県民満足度で優先順位の高い施策であるが、政策評価指標は設定されていない。	・治安が良いと感じる県民の割合、を指標として設定すること検討する。	59		警務課 (総務課)
60	6	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり	1	救急搬送体制の整備	救急車現場到着時間の全国対比值	3	・全国平均に比べ、宮城県の救急車現場到着時間の悪化は少ないことだが、政策評価指標は全国平均との比較をするよりも、現場到着時間を短くする目標にしてはどうか。全国的に救急車現場到着時間が長くなっているという傾向であれば、目標を現状維持とか、少し長くなるように設定してもよい。	・全国的に、毎年救急搬送時間が伸長化の傾向にある中、搬送時間を前年比で短縮する目標を設定した場合、現在行っている事業だけでは実現が大変困難と考えられる。そこで、伸び率を抑制するという指標とすることにし、抑制の度合いの目安に、全国の伸び率を使用したものである。	60		消防課
61							・政策評価指標「救急車現場到着時間の全国対比值」は救急車の現場到着までの時間になっているが、これでは救急車が現場に到着しても病院に到着する間に1時間立ち往生した場合など、病院までの時間はカウントされない。大事なものは、どちらかというと病院に到着するまでの時間だと考えられるが、なぜ現場到着までの時間になっているのか。	・病院への到着時間は受入病院の体制等救急医療の側に関わる部分が多く、消防課の事業において改善できる余地が少ないことから、現場到着時間としたものである。	61		消防課
62							・救急の指標として「救急車現場到着時間の全国対比值」は有効だが、加えて「救急車に収容する時間がどのくらいか」、「現場をスタートしてから病院までの搬送時間がどのくらいか」の3つくらいにしないと、問題が見えない。例えば、救急隊は迅速に現場に到着しているのに結果的に病院の到着時間が遅い場合に、どこに時間がかかっているかが把握できる指標を作らなければならないのではないか。	・現在行っている調査で把握できる数値では、現場到着時間と病院収容時間があるが、救急車への収容に要した時間は掴んでいない。県内の救急出件数は8万件を超え、消防本部に新たな集計を求めることは、過度な負担を強いることになり困難である。救急搬送時間伸長の原因については、御意見を参考にし、関係課と連携して検討を進めている。	62		消防課
63							・政策評価指標について検討しているのは評価に値する。		63		消防課
64							・4つの政策評価指標のうち達成度が判定できる3つの指標で達成度が「A」なのに、政策評価指標達成状況からの施策の有効性評価が「有効」ではなく「概ね有効」となっている。何かネガティブな側面があるから「概ね有効」なのだと思うが、その記述はない。「概ね有効」と判断した理由を具体的に書くべきではないか。	・評価指標に判定不能のものがあることを考慮すると、「有効」とは言い切れないとの判断から、「概ね有効」としたものである。	64		消防課
65							・政策評価指標「救急車現場到着時間の全国対比值」の分析カードで、指標の選定理由に「単純な本県の救急搬送時間の経年変化の比較では、救急搬送体制の充実の実態を示すものとは言えない」と言い切っているが、この記述はおかしいのではないか。 現場到着時間が長くなっていることは問題であり、現場到着時間は実態を示していることは間違いがない。	・政策評価指標分析カード(整理番号1)、(2)指標の選定理由を、以下のとおりとする。 「救急需要の増加等により救急搬送時間は全国的に長くなる傾向にある。そこで、その伸び率において全国の数値を下回ることを目標とすることとした。」	65		消防課
66							・医療機関や救急受入体制の整備は医療整備課が担当しているが、消防が把握している救急搬送の情報が提供されないと対応できないので、情報を共有して連携して対応してほしい。 また、収容してから病院に送るまでの時間を把握しないと、連携情報としては使えない。 ・確かに高規格救急自動車が行くことで救命率は上がるかもしれないが、やはり早く病院に搬送することが大事である。救急車に収容してからの時間も把握して、医療整備課と共有して解決してほしい。	・医療整備課と情報を共有して、救急搬送体制・救急医療体制の充実を図り、政策目標を達成する上でよりよい体系の構築を目指す。	66		消防課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
67	6	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり	1	救急搬送体制の整備		3	<p>・救急車現場到着時間がどのような原因で時間が延びているのか分析しないと対策がたてられないのではないが、采配が悪いことにより時間が延びているのか、しっかり采配されて効率的に動いているのに、救急電話が多すぎて搬送しきれないのかなどをよく考察してほしい。</p> <p>・救急車現場到着時間が延びる原因として確かに交通渋滞もあるかもしれないが、全ての原因が交通渋滞とは思えない。原因が交通渋滞と判断するには、救急車の走行距離や走行時間などのデータが必要だが、データがないのに交通渋滞と判断するのは、単なる思い込みかもしれない。 救急車の走行距離と時間を計ることにより平均時速が計算できるので、救急車の渋滞による影響を把握できるのではないか。</p>	<p>・救急搬送にかかる時間について、分析を要することは御指摘のとおりであり、関係各課と連携を深め、分析を進めていく。</p>	67		消防課
68	6	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり	4	食品や水道水などの安全確保	食の安全安心取組宣言者数	4	<p>・政策評価指標「食の安全安心取組宣言者数」は生産者(事業者)全体に占める宣言者数の割合を明記してほしい。</p>	<p>・明記する。(目標設定時の参照母数:生産者70,290,事業者28,223)</p>	68		食と暮らしの安全推進課
69							<p>・満足度のかい離を圏域・年齢ごとに分析して、各圏域の産業などを考え合わせるといろいろなことが分かるので検討してほしい。</p>	<p>・基本票に記載されている圏域・年齢別ごとの満足度のかい離度を参考にしながら、施策を進めていきたい。</p>	69		食と暮らしの安全推進課
70							<p>・「みやぎ食の安全安心取組宣言」の趣旨はよく分かるが、県のチェック機能として事業者には買い取り検査がある一方、生産者には検査がない。チェック体制が十分でなく、罰則規定もない。消費者は「みやぎ食の安全安心取組宣言」のロゴマークがついた商品を行政が正当と認めたものと思うのではないか。宣言の信頼性を高めるには、生産者に対してもサンプル検査を行うなど県のチェック態勢の強化を図り、問題が起きた場合には宣言を取り消すこともできるようなしくみをつくる必要があるのではないか。</p>	<p>・チェック体制については、更新時に事業者、生産者の前年度の取組の実施状況の報告を受け確認している。特にJAグループ宮城(14JA, JA宮城中央会, JA全農みやぎ)で実施する「生産履歴記帳運動」や「JA米」の参加者については、14JAが実施している残留農薬検査やDNA鑑定の実施状況の報告を受け確認している。 なお、買取検査によるチェックは、事業者だけでなく生産者からも行っている。</p>	70	<p>・事業者、生産者の前年度の取組の実施状況の報告を受け確認した。 なお、JAグループ宮城(14JA, JA宮城中央会, JA全農みやぎ)で実施する「生産履歴記帳運動」や「JA米」の参加者については、14JAが実施している残留農薬検査やDNA鑑定の実施状況の報告を受け確認した。 ・さらに、県保健所の食品衛生監視の際、自主基準の履行について指導している。</p>	食と暮らしの安全推進課
71							<p>・承認の際は承認基準に基づき適正に審査指導するとともに、要綱を改正し、承認取消の規定を設けることとしている。</p>	<p>・要綱を改正し、指導にかかわらず自主基準の履行が確認できない場合等に対し承認取り消しの規定を設けた。</p>	71	食と暮らしの安全推進課	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
72	7	県土の保全と災害に強い地域づくり				4	・防災には財源的にも限界があり、「減災」を主体にすべきことは現実的であり評価できる。	・今後とも、被害を最小限に抑えるべく引き続き、効果的かつ効率的な施策を検討していく。	72		危機対策課
73							・土木部所管の施策は、ハード・ソフト両面での施策を展開しており、また、河川、砂防が一体となった情報システムを構築し、国・県・市町村が連携して稼働するところまでくなど評価される。	・情報システムについては、今後も国・市町村等の関係機関と連携して、受け手側の一般県民にわかりやすく情報提供に努めていきたい。	73		土木総務課
74							・震災対策を中心とする総務部所管の施策は、所管課の特性に引きずられ、施策名と事業構成との対応が悪く、各施策相互の連携も理解しづらい。震災対策を網羅した震災対策アクションプランを実施しているところであり、これとの関連整理を行い、震災対策に関する総合的な施策体系に向けた再構築を希望する。	・震災対策は、国、県、市町村等の連携と役割分担のもとに進められており、また、特に市町村が実施すべきとされる対策が多いことから、県の施策・事業だけで対策全体を表すのは難しい。 しかし、可能な限り体系的に示す必要があることからアクションプランに基づき、施策・事業を整理し、総合的な施策体系の構築を推進していきたい。	74	・施策体系の構築においては、平成19年度予定している、県地域防災計画及びアクションプランの見直しと併せ、より総合的・計画的なものとするよう、調整・検討を行っていく。	危機対策課
75							・施策6「地震防災のために必要な施設・設備の整備」は消防課が担当しているが、結果的に消防施設に限定されることは妥当ではない。例えば地震防災のために必要な施設、設備の整備としては、緊急避難場所の耐震化の計画的推進も必要である。消防課が担当する施設・設備以外の整備も含めて評価すべきではないか。	・地震防災に係る、県の施設を除く施設・設備の整備は主に市町村が行う事業であることから、消防財政の枠組み及びその動向を考慮しながら、御意見を踏まえた上で、県として必要な事業を検討し、よりよい体系の構築に努めていく。	75		消防課
76							・一般に、市町村数を指標とすると合併に対して安定的ではないため、人口比率や面積比率などの安定的な指標に置き換えることが望ましい。(施策2, 5)	(施策2) ・昨年7月の水防法改正に伴い、国では作成を義務化された市町村を対象に平成17～21年度の5箇年を洪水ハザードマップ作成のメニューとして補助事業にしている。県もそれにあわせて市町村数を政策評価指標としている。 また、市町村合併により義務化市町村数が変動すれば、柔軟に対応しており、平成18年4月時点で市町村合併が概ね完了したことから、大きな変動はないと思われる。 なお、当該目標は平成21年度までに達成される予定なので、それ以降は当該指標に変わる新たな人口比率や面積比率の評価手法も含め、今後新たなソフト対策の指標を検討していきたいと考えている。	76		河川課
77							(施策5) ・県防災計画更新を受け、H22年まで(県の更新から5年間)に全市町村の防災計画更新とした目標は、たとえ合併があったとしても指標として妥当と考えているが、今後の参考にしたい。	77		危機対策課	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
78	7	県土の保全と災害に強い地域づくり	1	地域ぐるみの防災体制整備	自主防災組織の組織率	3	・事業以前に政策評価指標の設定の妥当性が問題である。観察指標が不適切であれば、その指標に基づく有効性等の判断は適切なものとなり得ない。	・現在の指標については適切なものと考えているが、今後政策評価指標を設定する上で、より適切な観察指標について検討していきたい。	78		危機対策課
79							・自主防災組織組織率は安定的ではあるが、消防庁で行っている調査の信頼性が問題となる。他県との比較はもちろん、県内市町村間の比較も困難である。宮城県は組織化率は8割であるが、県民の8割が非常時に取るべき行動規範を理解しているとは考えにくい。 形骸化した数値を見て安心することはむしろ危険である。たとえば高齢化の進行により、自主防災に参加できない人の割合は増加することが予想されるが、指標に反映されていない。	・「共助」の中核となる自主防災組織の組織率を指標とすることは適切と考えているが、組織率と活動の実態の合致の点では課題があり、高齢者の参加促進も含めて、活性化への取り組みを強化・支援していく。 自主防災組織等への支援については、平成18年度から新規に地域防災組織育成支援事業で、災害に対する意識及び知識の向上を図る。	79	・本年度の地域防災組織育成支援事業の実施に続き、新たに、地域防災リーダー研修の充実や県民総ぐるみで震災対策を推進する県民会議を創設する地域防災力向上支援事業を実施するなど、一層の組織率向上及び組織の活性化に努める。	危機対策課
80							・自主防災組織に関する県独自の実態調査は有効であるが、その調査内容については、消防庁の調査とは独立に曖昧さを排除すべく再検討が必要である。この調査の成果を活かした県独自の指標設定を望む。	・昨年度には、自主防災組織の活動を把握するため県独自で調査をしているところでもあり、さらに調査を続けながら、その成果等を基により適切な指標の設定を検討していく。	80	・自主防災組織の活動状況の実態については、引き続き市町村を通じ把握し、自主防災組織活動の活性化を支援する。	危機対策課
81							・自主防災組織率の低下の分析とその対応策の検討が必要である。	・組織率は、ほぼ横ばいではあるものの昨年度よりは上昇しており、全体的には高水準を維持していると判断している。今後は組織率向上とともに、組織の活動向上に努めていく。	81	・出前講座や各種シンポジウム等を継続するとともに、今年度から実施している防災リーダー研修の充実や県民総ぐるみで震災対策を推進する県民会議を創設する地域防災力向上支援事業を新たに実施するなど、組織率及び組織の活性化の向上に努める。	危機対策課
82							・政策評価指標「各市町村における防災・震災訓練参加者数」は天候に左右されるため、達成度とされるが、過去3年程度の累積参加者数などとして、指標の安定化を図ってはどうか。	・参加者数は、2000年から2003年度までの期間の最低参加者数以上を維持することを目標とし、安定化を図っているが、今後の指標設定での参考にしたい。	82		危機対策課
83							・財源面で、県が災害時の対応を全面的に賄うことには限界があるから、少なくとも初期段階では地域住民に期待せざるを得ない。その意味で住民に対する啓蒙・訓練活動を行うことは妥当である。 ただし、高齢化の進行に伴い特に過疎地域で自効努力に期待することは年々困難になる。バックアップ体制の構築が必要であり、その意味で行政の関与は不可欠と言える。	・被害を軽減するためには、自助、共助、公助の連携が重要であるが、災害初動時の災害時要援護者対策等については、市町村の役割が大きいため、今後も指導していく。	83	・企業等を対象とした防災リーダー研修及び、県民が総ぐるみで震災対策を推進する県民会議を創設し、防災関係機関、地域、企業等が、一体となった防災活動の実施を促進していく。	危機対策課
84							・教育訓練及び民間消防組織育成がこの施策の中心的な事業である。 前者に関しては継続的な訓練が重要であるが、昼間時の災害も避け得ないので、居住地偏重ではなく、職場・学校ベースの訓練との連携が重要である。	・職場・学校においては自主的な訓練に努めることとされているが、防災指導車のより計画的な運用を行い職場・学校ベースの訓練に対する求めにも対応できるよう努める。	84		消防課
85							・後者については、組織の実態の把握と、高齢化に伴う隊員の名目化に注意を払う必要がある。	・民間防火組織の中心的な組織である婦人防火クラブでは、火災予防思想の普及が大きな目的であったが、現在では、初期消火訓練や応急救護技術の習得など多岐にわたってきている。今後も消防本部を通じ実態の把握に努めていく。	85		消防課
86							・教育、訓練等の事業だけでなく、地域防災マップ、NPOなどへの支援等、地域防災体制づくりに向けた事業が考えられ、これらへの対応を望む。	・平成17年度に「みやぎ住民参加型防災マップガイドライン」を作成・配布しており、平成18年度から実施する「地域防災組織育成支援事業」等においても本ガイドラインを活用し、防災マップ作成を促進していく。	86	・来年度新たに実施する地域防災力向上支援事業等あらゆる機会を利用し、「みやぎ住民参加型防災マップガイドライン」の活用等により、防災マップの作成を促進する。	危機対策課
87							・地域ハザードマップの作成支援などは、地域住民に危険を認識してもらう上で有効ではないか。作成にあたっては、河川・砂防等のハザードマップとの整合に齟齬が生じないようにする必要がある。むしろ避難マニュアル作成の方が補完性から考えると有効かもしれない。	・防災マップについては、「みやぎ住民参加型防災マップガイドライン」を作成し、公開している。避難マニュアルについては、より地域に密着した市町村主導として行われることが望ましいため、今後も市町村と連携し作成推進に努める。	87		危機対策課
88							・施策実現までの道筋の内容が一般論に止まっている。現状の進捗を踏まえ今後力を入れるべき対象、事業内容等を明記してほしい。	・今後できるだけ明記するよう努める。	88		危機対策課
89	・政策目標が明確でないで、施策・事業の方向性を判断できない。他県の災害事例をみても防災体制の不備が多く指摘されているところであり、県原案である現状維持でいいのか、再度点検して欲しい。	・災害による被害を軽減するための政策の一つとして設定しているものであり、地域の防災力向上を目標としている。他県の災害事例も参考にしながら、県の各種防災体制の見直しも含め充実を図っているところである。 なお、防災関係事業全般をみながら、「現状維持」について、検討していきたい。	89		危機対策課						

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
90							・河川改修は計画高水流量に基づいているが、都市化や気候変化による降雨パターンの変化に伴い、確率自体の安定性の検証が必要である。	・近年の降雨パターンを検証し、計画降雨確率の妥当性について今後検討していきたいと考えている。	90		河川課
91							・政策評価指標である「ハザードマップ作成市町村数(洪水災害)」は、現行法制下では理解できるが、市町村合併により市町村数が動くので、今後はハザードマップが作成された面積を基準に進捗状況をおさえていくことが望まれる。 また、施策3の政策評価指標のように事業費の大半を占めるハード面の整備事業を含めて有効性が判断できる指標にすべきである。	・昨年7月の水防法改正に伴い、国では作成を義務化された市町村を対象に平成17～21年度の5箇年を洪水ハザードマップ作成のメニューとして補助事業にしている。県もそれにあわせて市町村数を政策評価指標としている。 また、市町村合併により義務化市町村数が変動すれば、柔軟に対応しており、平成18年4月時点で市町村合併が概ね完了したことから、大きな変動はないと思われる。	91		河川課
92	7	県土の保全と災害に強い地域づくり	2	水害から地域を守る河川等の整備	ハザードマップ作成市町村数(洪水災害)	6	・降雨・水位情報収集を含むソフト的な事業のみが挙げられているが、予算の大半を占めるハード面の整備事業に関しても、減災の観点から一体的に評価されるべきである。ハード対策とソフト対策を絡めて減災の実を上げてほしい。	・「水害から地域を守る河川等の整備」における、ハード対策のアウトカム指標として治水安全度、アウトプット指標として河川整備率が考えられる。 しかし、低平地の多い当県では、浸水想定区域が複数の河川で重複すること、河川により計画規模が異なること、一連区間の改修が完了しないと浸水想定区域の治水安全度が向上しないこと、河川改修が完了しても内水被害の危険性があることなどから、ハード対策の効果を的確に評価することは非常に難しい状況にある。 さらに、県管理河川の延長は約2,100kmと非常に長く、要改修区間(1,356km)の整備率は現在36.1%、増加率は年0.3%程度であり、河川改修には非常に多くの時間と費用を要する。 このような理由から、ハード面の指標としての採用を見送ってきたが、ハード面の指標について数年にわたりご指摘があったことから、試行的に河川整備率をハード対策の指標として設定することとしていきたい。	92	・「水害から地域を守る河川等の整備」における、ハード対策のアウトカム指標として浸水から守られる住宅戸数、アウトプット指標として河川整備率が考えられる。 アウトカム指標としての浸水から守られる住宅戸数については、見える川づくり10箇年計画に掲載している河川のうち、一定区間の改修が完了する河川を対象に設定することとしたい。 アウトプット指標としての河川整備率については、県管理河川の延長は約2,100kmと非常に長く、要改修区間(1,356km)の整備率は現在36.1%、増加率は年0.3%程度であり、河川改修には非常に多くの時間と費用を要するため、県内河川をA～Dの4ランク(A:規模の大きな河川、都市河川、B:平地部の中小河川、C:山地部の中小河川、D:山地部の原始河川)に区分し、「見える川づくり」で計画されている、ランクA・B河川を対象に設定することとしたい。 ハード対策の効果を的確に評価することは非常に難しい状況であるが、既存のソフト対策の指標であるハザードマップ作成市町村数とあわせ、上記指標で水害に対する防災・減災対策を推進していきたい。	河川課
93							・河川流域情報システムが本格稼働しており、更なる事業の進展が望まれる。降雨・水位情報のインターネットを通じた県民への提供は評価できる。 しかし、災害時にアクセス集中により情報提供が困難になる懸念がある。水害等は局地的であるため、全国的に同時に発生する可能性は低い。離れた県との連携により、分散型の情報提供システムの構築が望ましい。	・河川流域情報システムにおいては、今後、災害時のアクセス集中状況等を予測し、安定した情報提供状況の確保に努めていきたい。	93		河川課
94							・ハザードマップによる減災の費用対効果は高いことが予想されるが、法律で義務付けられたにもかかわらず整備の進行は遅い。作成に必要な情報の継続的な精度向上を含め、県はリーダーシップを発揮してほしい。また、ハザードマップと併せて、総合的な避難計画の策定も必要ではないか。	・法律で義務化されているにもかかわらず、洪水ハザードマップの作成が遅れている件については、県としても市町村の意識を啓発するような取り組みを平成21年度を目標に推進していきたいと考えている。 それ以降として、洪水対応演習を予定しており、連絡体制・避難計画等の平常時からの防災意識の啓発に取り組んでいきたいと考えている。 また、新たなソフト対策の指標についても今後検討していきたいと考えている。	94		河川課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
95	7	県土の保全と災害に強い地域づくり	3	土砂災害から地域を守る地すべり対策等	土砂災害危険箇所におけるハード及びソフト対策実施箇所数	7	・土砂災害は水害よりさらに局所的であり、ハード対策には限界がある。土砂災害相互通報システムの整備、孤立集落対策を基本としたハード整備、危険箇所の優先順位を付けたハード整備、ハザードマップの整備、住民に対する啓蒙活動等、現段階で考えうる施策・事業で構成されており、ハードとソフトの連携が取れていて評価できる。	・今後とも、ハードとソフトの連携が図られるよう取り組みたい。	95		防災砂防課
96							・ハード・ソフト対策の実施箇所数は市町村合併等に関して安定的であり、その数値も着実に伸びてきているため、施策は有効に機能していると判断される。危険箇所が新たに認定される場合や、逆に住民が居なくなる等の事由で危険箇所から除外される可能性に配慮する必要がある。	・危険箇所調査は、概ね5年毎に実施されており、その調査結果が事業計画に反映されている。	96		防災砂防課
97							・ハード面における事業の優先順位決定等、平常時の施策には県の調整機能が重要であるが、実際の災害時における避難行動には市町村との連携が重要となる。	・避難行動は、市町村長が行う勧告等や住民の自主避難として行われることから県としては、その判断材料となる情報を確実・わかりやすく・迅速に伝達することで支援し連携を図っていくものである。	97		防災砂防課
98							・土砂災害ハザードマップに関しては既に全市町村で作成済みで、今後は整備箇所数の増加が期待される。成果指標の土砂災害危険箇所を認知した箇所数がH17年度の市町村数の数字(69)となっているのが理解できない。土砂災害危険箇所を認知した「箇所数」であればもっと多いのではないか。	・土砂災害ハザードマップは、平成15年度に県が作成し県内全69市町村に公表・配布(県HP掲載、電子データ、紙データ配布)済みとなっている。公表・配布=認知と定義付けしており、単位を「箇所数」としているのは、不適切と判断されることから「市町村数」と修正する。	98		防災砂防課
99							・土砂災害危険箇所におけるハード的整備も伸びているが、実施箇所数の増加に比べ、「住民の生命が守られる箇所数」が減少している。これは整備内容に若干の問題があったのか。或いは整備内容が見直されているということなのだろうか。	・「住民の生命が守られる箇所数」は、各年度にハード対策を実施し完了した箇所となる。従って、年度毎に増減が生じるものである。	99		防災砂防課
100						・河川防災と共同してインターネットによる総合防災情報サイトを開設することは、効率性の点から評価できる。	・今後とも、さらなる機能増設及び情報発信、有効利用を図り啓蒙活動に努めたい。	100		防災砂防課	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
101	7	県土の保全と災害に強い地域づくり	5	震災対策の推進	各市町村防災計画(震災対策編)の更新市町村数	4	・「防災計画の更新市町村数」を政策評価指標とするが、防災計画は朝令暮改が望ましい訳ではない。更新されなくとも、長期にわたって安定的に適用可能な防災計画は望ましいはずである。	・市町村地域防災計画は県計画に抵触するものであってはならないとされていることから、基本的には県計画を修正したときは合わせて修正が求められるものであることから指標としたものである。	101		危機対策課
102							・政策評価指標は例えば、公共施設の耐震化比率などのストックを表現する指標の方が望ましいのではないか。	・地域防災計画は、耐震化に向けての施策等も含め、市町村における震災対策の基本的事項を総合的にまとめたものであり、指標として妥当なものとする。	102		危機対策課
103							・ブロック塀や住宅改修などの細かい事業が多く、減災のための総合戦略的な事業が必要ではないか。施策全体の総合的ビジョンを策定した上で、個々の事業を位置づけることが必要である。	・個々の事業は地域防災計画に基づく施策の一環として実施されているものであり、今後アクションプランにより整理を行い、施策の体系化を図っていく。	103		危機対策課
104							・県としては病院・学校等の公共施設の耐震化、道路・水道等のライフラインの確保を中心とする、重要課題に取り組むべきである。規模や多様性から見て政策への格上げが相当ではないか。	・ライフラインは民間組織であり、避難所は原則市町村が指定し、運営することになっており、県の政策として取り上げることは、難しいと考えるが、今後関係機関等への理解を深めていきたいと考えている。	104		危機対策課
105							・施策を拡充すべきという方向性には同意する。災害時にはボランティアの処遇を含めて、県が司令塔になる必要がある。そのため平素から関係機関と連携した十分なシミュレーション(図上演習)を行っておく必要がある。	・平素からの関係機関との連携は必要であり、目的を実現するための参考にした。	105		社会福祉課
106							・避難マップは震災に限定せず、水害・土砂災害等とも連携したものとすべきである。	・「みやぎ住民参加型防災マップガイドライン」で想定している地域防災マップは、震災のみならず、その地域で起こりうる全ての災害についてを考慮して作られることを前提にしているため、水害・土砂災害等も網羅するものとする。 なお、震災での避難は地震発生後となるが、水害・土砂災害は災害発生前に避難できるよう、市町村において避難準備情報や避難勧告等の発令を行うこととしている。	106		危機対策課
107							・災害ボランティアの受入体制として、被災地の負担とならないボランティアの宿泊や水の確保が前提として必要ではないか。	・ボランティア活動に対する環境の整備も必要性があると判断し、施策・事業展開シート(C)のC-2施策・事業の方向性中、ボランティアに関する記述を次のとおりとする。 「さらに平常時から震災時に迅速なボランティアの受入れ・調整体制の整備を図るために、関係団体との連携を図りながら災害ボランティアセンターの設置訓練や震災時に中心的な役割を果たすボランティアコーディネーター等の運営スタッフの研修会等をさらに拡充していくとともに被災地の負担にならないようにボランティア活動に係る環境整備を行っていく必要がある」	107		社会福祉課
108							・現在の事業構成は、居住地ベース(夜間時)が中心であるが、通勤帰宅時、中間時での被害想定に基づく施策・事業への展開が必要である。	・地震発生によりもっとも被害が多くなると想定される冬季の18時における被害想定調査結果を基に施策を実施しているもので、比較的被害が少なく想定される昼間時等においても十分対応できると考えているが、今後、都市部における昼間時等の対策についても推進していきたい。	108		危機対策課
109							・耐震改修促進法の施行にともない、これまでの木造住宅耐震対策事業に加え、オフィスビル・商業施設等の民間施設の耐震化に向けた事業群の追加を検討してほしい。	・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、オフィスビル、商業施設等の民間施設のうち、一定規模以上のもので、現行の耐震規定に適合しない建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとされている。県では、引き続きその普及・啓発と指導を行っていくこととしている。	109		建築宅地課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
110	7	県土の保全と災害に強い地域づくり	5	震災対策の推進	各市町村防災計画(震災対策編)の更新市町村数	4	・大規模震災対策事業の各々についての現状や事業展開による改善の進捗状況について記載してほしい。	・H16～H17年度の大規模震災対策事業(木造住宅震災対策事業)の実績は、次のとおり。 耐震診断助成事業 H16年度 717件(精密診断), H17 1,351件(一般診断) 耐震改修工事助成事業 H16年度 86件, H17年度 485件 耐震診断士養成講習会 H16年度 2回(受講者583人), H17年度 1回(受講者95人) 耐震改修施工技術者養成講習会 H16年度 3回(受講者59人) 耐震相談会等の実施 耐震相談所の開催(第2・3金曜日藤崎デパート), 耐震相談所の設置(平日) 県政だより等でのPR	110	・左記の修正 (誤)第2・3金曜日 (正)第2・4金曜日	住宅産業振興室 (建築安全推進室)
111							・H18年度の大規模震災対策事業(木造住宅震災対策事業)は次のとおり。 国が行う耐震改修促進税制の活用促進や、県民の様々な相談に応じるための相談所を設置するなど、耐震改修工事の実施に向けた普及・啓発事業を実施し、市町村や関係機関との連携のもと、なお一層の耐震化の普及・啓発に努める。 耐震診断助成事業 H18年度 計画:1,500件(一般診断) 耐震改修工事助成事業 H18年度 計画:市町村で540件 普及・啓発事業 耐震診断士養成講習会の開催、耐震相談会等の開催、 県政だよりでのPR等を計画	111	・左記の修正(H18年度2月補正による変更) 1,500件 1,200件 ・左記 耐震改修工事助成事業 平成18年度9月補正予算において、高齢者等の避難弱者に対する耐震改修工事助成事業を新たに創設した(100件×150千円=15,000千円)。	住宅産業振興室 (建築安全推進室)	
112							・危険ブロック塀等地震対策総合事業が廃止されているが、その理由として、危険ブロック塀の除去に見通しがついたことの説明を付記する必要がある。 ・スクールゾーン内の危険ブロック塀等の除却については、平成14年度調査で536か所の危険箇所を把握し、平成17年度に約340か所が残存していたことから、毎年度100か所の改修を目指して事業を進めてきた。平成18年度については、約200か所程度が残存するものと見込まれ、このうち半数を自己負担での改修と見込み、残り100か所分の改修を計画している。なお残存する危険ブロック塀等について、今後、土木事務所・市町村と連携を図り、危険ブロック塀等の所有者に対して、継続して改善要請・指導を実施する。	112	・スクールゾーン内の危険ブロック塀等の除却については、平成14年度調査で536か所の危険箇所を把握し、平成17年度に約340か所が残存していたことから、毎年度100か所の改修を目指して事業を進めてきた。平成18年度については、約200か所程度が残存するものと見込まれ、今後、土木事務所・市町村と連携を図り、危険ブロック塀等の所有者に対して、継続して改善要請・指導を実施する。	住宅産業振興室 (建築安全推進室)	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
113	7	県土の保全と災害に強い地域づくり	6	地震防災のために必要な施設、設備の整備	消防水利の基準に対する充足率	2	・政策評価指標が判定不能の状況で事業の有効性は県民満足度だけに頼っており、説明力に問題がある。	・評価シート(B) B-2中[総括]を、以下のとおりとする。 「政策評価指標達成状況は判定不能であるが、県民満足度、県民の関心度とも高く、また、整備費用への補助金交付は、消防水利と119番発信位置情報表示システムの整備促進に資するものと考えられることから、事業群は概ね有効と判断する。」	113		消防課
114							・地震防災の定義ができておらず、また、整備の達成状況も判定不能であることから施策評価が不可能である。 ・事業構成が消防を中心としており、震災防災に向けた構成となっていない。結局総務部消防課が当該施策を担当することに無理があるように思える。 ・「119番通報発信位置情報表示システムを運用している消防本部の割合」は以前の消防ポンプ車よりは面的であり改善ではあるが、位置が特定できて震災時に到達できない可能性から、地震防災の指標として適切とは思えない。同様のことは「消防水利の基準に対する充足率」にも言える。 新しい指標も過年度の指標と同様に平常時のものである。平常時の整備が地震防災に役立つとすることは理解できるが、施策の目的は非常時の対応施策であり、地震防災の観点から指標の再検討が必要である。	・地震防災においては、災害時を想定した体制の構築が必要であり、現在の指標は平常時とはいえ、市街地・準市街地の全域を対象としていることから、大規模災害時に対応可能な消防水利の視点から有効なものと考えているが、消防課だけでは本施策を構成するのに不十分であることは御指摘のとおりであるので、国・県・市町村の役割を考慮しながら、関係する他課とともに、県として必要な事業を検討し、目的を実現するためのよりよい体系を構築できるよう参考としていきたい。	114		消防課
115							・国による3年ごとの調査データを活用した「消防水利の基準に対する充足率」は、毎年の達成度が判定不能となり、施策評価ができない。データ把握の観点から指標の再検討が必要である。 ・国の調査は3年ごとであっても最新の数値からその後の建設・除却を差し引きすれば概数を出すことは可能ではないか。この種の施設は公共部門しか建設しないので、情報の把握は容易なのではないか。	・消防水利の充足率に関する指標は、3年ごとに行われる消防施設整備計画実態調査において把握しており、消防水利には、公設の貯水槽のほか、河川や池、私設の消火栓や井戸も含まれること、また指標としている基準数については、水利施設の重複を避けるため、市街地及び準市街地をメッシュに区切って必要な水利を算出しているものであることから、毎年度の増減の把握を市町村に求めることは、市町村に新たな負担を強いることとなり、困難であるが、今後県の取組みを検討していく上で、参考としたい。	115		消防課
116							・地震防災に直接的に必要な施設・設備としては、避難所や生活用水の確保のための耐震水槽などがある。 また、情報システムの面では、たとえば電話線が遮断された場合の被害把握、道路が寸断された場合の利用可能な経路情報など、異常時のフェイルセーフ(装置やシステムに障害が発生した場合、常に安全側に制御すること。またはそうなるような設計手法)が期待される。	・今後、県の取組みを評価していく上で、御意見を参考にしていきたい。	116		消防課
117							・耐震水槽の計画的設置は必要で、事業として妥当である。あわせて既存水槽の耐震化の推進も必要である。	・防火水槽に耐震化施工を行うよりは、耐震性貯水槽に変更の方が簡易・安価であるが、その場合も防火水槽の設置より高額となることは避けられない。全ての水槽が耐震性となることが理想ではあるが、防火対象物の数等を考慮して耐震性貯水槽とするか防火水槽とするかを判断し、整備を推進していきたい。	117		消防課
118							・119番発信位置情報は重要だが、災害時には通報に頼るだけでなく、消防側のセンサー機能も必要ではないか。	・地震災害時の消防側のセンサーとしては、宮城県総合防災情報システム(「MIDORI」)による震度情報通知がある。その他の機能の導入については、検討を要するので、御意見を参考にし、よりよい体系の構築を目指していく。	118		消防課
119							・高度消防防災施設整備費補助金は、次年度の方向性を維持としているが、過去3年間の実績がなく、現状維持とする理由が不明瞭である。補助対象とする高度消防施設の対象とその実態、これに基づく整備スケジュールを明記等、維持するための説明が必要である。	・施策・事業展開シート(C) C-2「主要事業・重点事業の次年度(H19年度)の方向性とその説明」中、事業番号2の「方向性に関する説明」を以下のとおりとする。 「高度消防防災施設整備費補助金の補助対象である消防指令センターは、更新のスパンが10年以上と長いので、期間中補助実績がなかったが、119番通報発信位置情報表示システムの導入を促すため、事業を継続していく必要がある。」	119		消防課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
120	8	地球環境の保全				5	・施策群の設定はおおむね妥当であり、いくつかの課題はあるが、概ね順調に政策が実行されていると思われる。		120		環境政策課
121							・「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」の実施計画として、「宮城“グリーン”行動促進計画」を平成19年3月に策定し、環境効率指標を用いた基本目標、重点施策に係る目標(重点目標)を設定した。	121	環境政策課		
122							・「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」の実施計画を策定し、各主体の環境配慮行動を促進することとしている。また、策定の課程において、管理指標等の検討を行う。	122	環境政策課		
123	8	地球環境の保全	1	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減	1人当たり温室効果ガス年間排出量	4	・政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」は昨年度と同じであるが、特に本年は電力消費値も提示し、より排出量に占める排出源を把握しやすくしていることは評価できる。今後、その他の排出源についても状況把握できれば、よりの確な政策・対応に益すると考えられる。 あわせて、炭酸ガス排出量年次推移とも照らし合わせることで、効果予測も可能となると思われる。	・電力消費以外の二酸化炭素排出量についても可能な限り、最新データの把握に努め、施策の検討・展開に生かしていきたい。また、二酸化炭素排出量年次推移との比較検証にも努める。	123	環境政策課	
124							・政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」のデータが数年前のものであるため判定不能との評価がされているのは、何のための指標であるかとの疑問を呈されることになる。数値の確定には若干遅れを伴うのは致し方ないが、政策評価のための速報値、あるいは報告累積値のようなものを評価値に使用できないか検討をお願いしたい。	・指標性を有する速報値の提示を検討していく。	124	環境政策課	
125							・事業番号「みやぎ地球温暖化対策地域推進事業(地域協議会・温暖化防止活動推進員)」の業績指標(推進員の活動実績)と成果指標(県庁舎管理に係る二酸化炭素排出量)の結びつきが薄く、事業効率を評価するには問題がある。	・今後、事業分析カードの記述を改め、業績と成果の関連が分かりやすい表現に努める。	125	環境政策課	
126							・脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成事業で、事業費(630万円)は昨年度(1,391万円)に比べて半減したが、成果(二酸化炭素排出削減量)は989トンで昨年度から変化していない。事業に対する効果が不透明である。	・脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成事業については、事業期間が複数年に及ぶことから、事業費の大きさとその成果との関連が、所定の様式では表現しづらい面があり、今後、より分かりやすい説明ができるように配慮する。	126	環境政策課	
127							・普及啓発運動の内容を吟味して、県民の重視度と満足度のかい離が小さくなるように取り組んで欲しい。	・課題意識を持って取組む。	127	環境政策課	
128							・CO2削減の対策の効果が直接的ではないからかもしれないが、県がどのように関与しているのかよく分からないので、目標達成のための有効で具体的な対策がないように思われる。グリーン購入や環境家計簿などがCO2削減にどういった効果があるのか検証して欲しい。	・県が呼び掛けている取組の効果が県民に分かりやすく伝えられるよう配慮する。	128	環境政策課	
129							・目標達成は直接的には社会経済活動規模ともあまって難度が高いが、個別の事業の取組みには小規模ながら効果も見られている。	・この分野での社会全体の取組機運醸成のほか、個別事業の地道な取組も着実に推進する。	129	環境政策課	
130							・モデル地区における事業の試みは適切である。直接的な効果としては小さいが、住民参加企画が増えていることは今後の意識変容に効果が期待できる。		130	環境政策課	
131							・車の増加を止めることができないならば、タクシーやバス業界へアイドリングストップなどについて指導をしてはどうか。省エネ・クリーン環境・健康などのメリットだけでなく、ガソリン代の減少など企業利益向上の見地からもアイドリングストップの導入を検討するよう働きかけて欲しい。異論はあるかもしれないが、内外地域例の検討をして欲しい。	・アイドリングストップを含む運輸部門の対策は、二酸化炭素排出抑制の重要な柱となるものであり、意見内容も含め効果的な対策を検討する。	131	環境対策課 (環境政策課)	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
132	8	地球環境の保全	2	新エネルギー等の導入促進	自然エネルギー等導入量(原油換算k)	5	・新たな政策評価指標「自然エネルギー等導入量」の設定は大いに評価できるが、自然エネルギーには、バイオマスとしての木材などの燃焼によるエネルギーも含まれている。この量が占める割合が非常に大きいので、この施策の成果である新エネルギーの太陽光による発電量が評価されにくいのが問題である。そのため、これらによる、エネルギー量を別個に表示することも検討すべきである(特に、政策評価指標分析カードのグラフの表示を検討する必要がある)。 今後なお、自然エネルギー導入量と事業費とのバランス、業績指標、成果指標との整合性などの見地から、指標内容が適正であるかの確認が必要と考えられる。	・自然エネルギー等を構成する各分野ごとのエネルギー導入状況を示すように努める。 なお、各エネルギーの導入量と事業費や業績・成果指標との整合性確保についても留意する。	132		環境政策課
133							・新エネルギーとしての太陽光発電が経済的に成り立つかどうかについて、検証する必要がある。特に、経済的に成り立たない時には、どのような点を改善するかなどの提案も必要である(例えば、ドイツでは、売電量が少ないほど高価で電力会社が購入している)。	・経済性に劣る新エネルギー各分野の導入加速策については、県としても独自の立場からその方策を検討しているところである。	133		環境政策課
134							・県民の重要度と満足度のかい離が大きい。原因分析を行い、適切な施策に反映するよう望まれる。	・県民の期待に十分対応できていないという点で、率直に反省している。県では、自然エネルギー等の導入促進を積極的に進める独自の条例を有しており、県民の満足度の向上に向けた施策展開に努める。	134		環境政策課
135							・当面太陽光発電設備の設置促進は進んでいるが、コスト・ベネフィット(費用便益)の見地からも導入促進のための施策検討が求められる。	・県内での太陽光発電設備導入拡大基調が引き続き維持できるよう、国の支援施策の拡充要望に加え、県としての情報提供その他の普及支援策の実施、検討を行う。	135	・自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会での施策検討のほか、県民への情報提供の一環として、太陽光発電設備を展示、紹介するイベントを10月と12月の2回開催し、県庁ロビーでは、県内の具体的導入事例を紹介するパネル展も実施している。	環境政策課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
136	9	環境負荷の少ない地域づくりの推進				4	・満足度調査の結果を見ると、施策7「環境負荷を減らす仕組みづくり」が優先度の3位(19.3%)となっている。県民はこの施策を必要と感じているが、政策評価指標が設定されておらず、評価はされていない。 この施策は評価すべきと思われるが、現状ではそれぞれの施策で適切な環境にやさしい(負荷削減など)事業として展開されていると思われる。今後もそれぞれの施策を含めて評価するのが、適切な指標を設定して施策7で評価するのかが検討してほしい。	・「環境負荷を減らす仕組みづくり」は、施策分野によって「仕組み」が異なり、施策分野を横断した政策評価指標の設定が困難なことから、それぞれの施策に含めて評価する方向で整理する。	136		環境対策課
137						・県民満足度調査では重視度80に対し満足度50とかい離度が高く、課題がある。市町村職員の満足度も考えると、特に、仙南、気仙沼・本吉地区においてその傾向が強い。地域特性を生かした施策が、地域重点的に行われるよう検討を要する。	・市町村との意見交換・情報交換の一層の充実を図るなどして、地域ごとの課題を的確にとらえた施策の展開を図る。	137		環境対策課	
138	9	環境負荷の少ない地域づくりの推進	1	大気環境の保全	窒素酸化物排出量(自動車からの)	4	・施策1の政策評価指標「窒素酸化物排出量(自動車からの)」は、現行環境基準で達成しにくい窒素酸化物濃度を用いている。県全体でなく都市部と渋滞地を重点的に測定している自動車排気ガス測定局測定値による評価もあり概ね妥当。ただし、大気汚染指標として窒素酸化物だけでは住民にわかりにくいので、サブ指標として炭酸ガスなどのごく一般的な指標を併記することが望ましい。	・指標については、大気汚染の状況や施策の効果等を県民に分かりやすく示すことのできるものを検討し、現在策定作業を進めている次期自動車交通公害防止計画に反映させる。	138	・次期計画(平成19年3月策定)では、二酸化炭素排出量の削減目標を設定するとともに、大気汚染や騒音の目標を超過している路線区間を具体的に示すことで、県民に分かりやすいものとした。	環境対策課
139						・窒素酸化物排出量の目標値6,608tに対して、現況値が8,958tと目標を達成していない。目標値達成のための有効な事業が求められるが、直接的な事業は事業1(自動車交通公害防止計画進行管理事業)のみで、基礎的・予防的事業が主では成果はあまり期待できないのではないかと。	・交通手段を車に大きく依存する現代において窒素酸化物排出量を削減する最も効果的な対策は自動車単体対策であり、国による法規制の強化、メーカーの自主的取組によるところが大きい。県としては、これらの対策がより効果的なものとなるように、低公害車の普及に一層努力することとする。	139	・低公害車の普及を次期計画の重点施策の一つに掲げて推進することとした。	環境対策課	
140						・市町村などとの連携による事業の促進は評価できるが、パーク&ライド事業にしてもその利用者が1,000以下であり、その増加傾向も小さいので、更なる施策の発展(パーク場からライドまでの利用のしやすさなど)が望まれる。	・パーク&ライドはPRを継続的にを行い利用者の増加を図る。また、地域ごとの交通事情などの社会的条件に応じて、関係機関の連携のもと、効果的な取組を促進することで窒素酸化物排出量の削減を図ることとする。	140	・次期計画に基づき、関係部局と連携して各種事業を推進する。	環境対策課	
141						・エコドライブ運動の推進は妥当だが、ラジオスポットのみでなく、その他企業への指導、クリーンディーゼル、黒煙規制などの手段の活用を徹底を図る事業も必要ではないかと。	・エコドライブ運動については、ラジオスポットCM放送による普及併せて、運輸事業者等を対象としたセミナーの開催、優良事業所の表彰などの対象を絞った取組を推進する。	141	・対応方針に沿った事業を来年度予算に反映させた。	環境対策課	
142						・低公害車の保有台数は208,590台(全体の18%)とその普及率は増加してきており、事業の効果が上がってきている。	・低公害車については、今後とも県自らが率先導入するとともに、関係機関と連携してその普及を促進していく。	142	・低公害車の普及を次期計画の重点施策の一つに掲げて推進することとした。	環境対策課	
143						9	環境負荷の少ない地域づくりの推進	2	河川や湖沼、海等の水環境の保全	公共用水域(河川・湖沼・海域)の水質	5
144	・施策推進のため、総合的な見地からの、生活排水処理、水循環保全などへの取り組みが、市町村なども連携しより一層推進される必要がある。	・水環境を保全するために、「場の視点」でとらえる従来型の環境施策から、「健全な水循環」の視点で治水、利水、水辺環境の3つの施策を再評価し、流域毎に重点施策を総合的に計画立案する作業を進めている。立案した各種事業を推進するには、市町村はもとより上流域から下流域までの住民を含めた連携が必要と考える。生活排水対策を含め今後ともなお一層の推進を図っていきたい。	144	・平成18年12月に策定した水循環保全基本計画を基に、県内を5流域に区分し、各流域において健全な水循環のための流域水循環計画を策定する。 ・現在、鳴瀬川流域水循環計画の策定に着手し、平成19年度の完成を目指している。	環境対策課						
145	・ぎばさ(アカモク)による水質浄化を図ると共に、ぎばさの食料としての利用についても検討している。その成果は早期に水質の改善に反映されないが、県の事業の発展と努力は評価できる。	・報道機関に取り上げられるなど反響が大きく、全国から注目されている。水質を含めた生態系の修復改善と水環境に係る環境教育の一環として事業を推進したい。	145		環境対策課						

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
146	9	環境負荷の少ない地域づくりの推進	6	ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進	ダイオキシン類排出量(一般廃棄物焼却施設からの)	4	・ダイオキシンについては、県の指導のもと市町村での焼却施設からは、基準を大幅に下回る値となっており、今後も持続できると判断されるが、目標をもっと高く設定しても良かったのではないかと。	・現在の指標値は、宮城県ごみ処理広域化計画で設定した目標値であり、当時としては達成困難な目標であった。その後、平成14年対応による一般廃棄物焼却施設の集約化及び改造のため、ダイオキシン類の排出量は急激に改善されたが、今後のごみ処理施設整備の進捗状況によっては、施設の老朽化によるダイオキシン類の排出量の増加も懸念されるため、当面は現在のものとした。	146		廃棄物対策課
147							・平成10年に31箇所あった一般廃棄物焼却炉中、恒久対策基準達成施設は13箇所だった。平成17年には、平成14年のダイオキシン類排出規制強化対策をへて、19施設に集約されているというが、集約化によりその当時の40分の1以下のダイオキシン排出量となっている。ダイオキシン類などの対応は一般廃棄物に関しては十分な成果をあげた。 ・今後は一般廃棄物のみを対象とする段階から産業廃棄物をも含めて年間焼却量、原単位、実測値を基に排出量に対応する必要な段階になっていると考えられる。維持だけでなく対応の拡充を考えるべきではないか。	・産業廃棄物焼却施設については、特に自社処分用の小型焼却炉では年間焼却量に大きく変動があるため、ダイオキシン類の排出量による施策評価は困難である。したがって、産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類対策については、現在の焼却施設の維持管理に関する指導を一層強化するとともに、不適切な管理をしている焼却施設に対しては厳格に行政処分を行うことなど、指導監督を中心としたものとした。	147		廃棄物対策課
148							・ダイオキシン対策事業は、有効に機能している。広域化計画は遅れているが、市町村の合併などによって再計画がなされているので、今後の推進状況に期待したい。		148		廃棄物対策課
149							・PCBその他の化学物質の低減、適正処理については、今後県が適正に関与すべき課題である。全国ネットワークの中での処理計画の立案と、実施が必要と思われる。	・PCB廃棄物については、今年度中に策定する「(仮称)宮城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会で協議しながら計画的に処理を推進することとしている。	149	・「宮城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」は今年度末の策定に向け現在作業中である。	廃棄物対策課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
150	10	豊かな自然環境の 保全・創造				4	・施策の設定はほぼ妥当であるが、施策2「身近な緑の保全・再生・創造」と施策6「自然とふれあう場や機会の提供」の区別がわかりにくいので、県民に理解されているかどうか疑問である。	・施策2と施策6の区別が分かりにくいということであるが、施策2については、都市化の進展により減少傾向にある身近な緑の保全や造成を推進し、緑化を図ることを目的としたものであり、施策6については、森林や河川等、自然の中で観察や体験など、レクリエーション等の場として利活用できるよう整備を行っているものである。以上のように当課としては、区別をしているが、県民に理解されているか疑問であるとの指摘については、施策内容の説明を工夫する等により対応したい。	150		自然保護課
151							・重視度が年々高くなってきているのに比べて、満足度が低い(5.5点)。このような満足度の低下の原因は県民の優先度と関係するのではないかと。県民の自然環境保全意識の向上によるのみならず、施策2に関連する身近な地域の開発などによる緑の喪失、里山・農地の減少による可能性もある。 この点で、施策2には指標を設定せず、施策6にのみ政策評価指標「森林公園等の面積」をあげるの適切ではないと考えられる。 ニーズの把握、再確認を行う必要があるのではないかと。 ・施策2の県民優先度は1位である。「身近な緑とは何か」を把握した上で、その保全・再生・創造にふさわしい指標を検討すべきではないかと。	・施策2における指標の設定については、近年、県民の緑に対する意識の高揚や優先度も高いことから、都市化の進展による緑の減少などの把握や施策の有効性を判定できるような指標を設定できるか今後、検討を進めていきたい。	151		自然保護課
152							・漫然と従来の指標を使用するばかりでなく、その推移から、有効な政策であるかどうか評価する必要がある。 ・指標とする数値の変動や推移が、どの程度施策の直接的有効性に寄与するかというフィードバックデータがない。そのため、有効性の判定が的確に行えない。根拠に基づいた有効性評価を提示する意識をもっと高めて欲しい。	・指標に関する2点について、ご指摘のように、設定された施策の指標が近年の財政事情により、事業の実施が困難となり、当面、達成が難しい指標があることや指標と事業とのずれにより、事業群の有効性が判断できない等の課題があることから、指標の見直しや事業の有効性を示すデータの提示等の検討を行ってほしい。	152		自然保護課
153	10	豊かな自然環境の 保全・創造	1	自然公園等の優れた自然環境の保全	自然環境が保護されている地域の割合	5	・市町村、ボランティアなどとの協力により環境保全がなされており、高く評価される。県の関与、事業群の設定は妥当である。	・指標に関する2点について、ご指摘のように、設定された施策の指標が近年の財政事情により、事業の実施が困難となり、当面、達成が難しい指標があることや指標と事業とのずれにより、事業群の有効性が判断できない等の課題があることから、指標の見直しや事業の有効性を示すデータの提示等の検討を行ってほしい。	153		自然保護課
154							・政策評価指標「自然環境が保護されている地域の割合」の妥当性について概ね適切と自己評価しているが、この施策で展開されている事業は面積保持よりも自然保護地域の保全と悪化した生態系の復元が事業群の内容であるため、指標とのずれを起こしているといえる。 自然環境の保全は面積のみで測れるものでなく、生態系の保全が確保されていることが重要である。当面、自然保護対象の地域の縮小を食い止めることは必要であるが、今後優れた生態系保全を示すサブデータの提示が可能になることが望ましい。	・施策における事業群は、県内各地域において、自然景観や生態系の修復・再生を行う事業であり、それぞれ自然環境の保全に効果を上げている。しかし、ご指摘のとおり、これらの事業は指標である保護されている地域の割合(面積)に直接、反映されるものではないが、自然環境の保全に当たっては、保護地域の指定に加えて、自然環境の質を確保していく視点も重要と考える。	154		自然保護課
155							・各事業は少ない予算で、水質浄化を図ったり、ヨシ・ササの侵入を除去することにより湿原保全がはかられた。PR効果が大きく、県民の認識も高く、期待も大きいものと判断される。 事業群の有効性は長期の観察を要するので、水質データなどの提示が今後事業の有効性の判定に役立つのではないかと。	・優れた生態系保全を示すサブデータの提示については、県土全体を対象とした生態系の保全を示す評価指標を設定することは困難であることから、現在実施している事業群の有効性の判定に役立つようなデータを提示することができるか、今後、検討を行ってほしい。	155		自然保護課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
156	10	豊かな自然環境の 保全・創造	5	森林の適 正な管理	民有林の人工林間伐実 行面積割合	3	・事業群の目的については妥当性があると考えられる。しかし、その事業の成果を評価する事がなければ、関与が適切とは言いがたい。タイムラグがあっても成果指標となるものを提示できるよう調査すべきではないか。成果指標がなければ事業群の有効性や効率性などを判定できない。	・費用及び労務面も考慮して調査可能な成果指標がないか検討していきたい。	156	・検討した結果「宮城の将来ビジョン行動計画」の業績指標では、間伐必要面積に対する間伐実施率(進捗率)を指標とすることにした。	森林整備課
157							・県民の施策重視度が高く、満足度とのかい離は大きい。そのかい離の原因を明らかにし、かい離を小さくするための方策が採られるべきである。	・地域の森林の現況や住民の森林に対する要請を把握しながら事業を進めているが、より高い満足度が得られるよう一層努めていきたい。	157	・市町村が地域の森林の現況や住民の森林に対する要請を把握し、事業計画を作成するよう引き続き指導している。	森林整備課
158							・事業群の有効性の判定について、満足度が低いことをもっと重く受けとめるべきではないか。課題ありが半分あるのに、概ね有効と判定しているが、甘い評価ではないか。	・各事業は、森林の適正な管理を実現する上で不可欠な間伐等の森林整備を行うものであり、事業群は概ね有効であると判断しているが、より高い満足度が得られるよう一層努めていきたい。	158	・継続的に取り組んでいる。	森林整備課
159							・整備水準を示す指標としての間伐実行面積割合は今年度低下したが、気候により達成率が左右される指標で有効性を判定するのは問題があるので、工夫してほしい。	・現在の森林を適正に管理していく上で、特に人工林の間伐が必要となっているため、森林の管理状況を計る指標として妥当と考えているが、よりよい指標がないか検討していきたい。	159	・156のとおり検討済。	森林整備課
160							・政策評価指標「民有林の人工林間伐材実行面積割合」は森林を守るために大切な作業を示している。その数値が民有人工林の適切な管理の一端を担うものであることは疑うまでもない。だからこそ、同時に適正な管理が民有人工林において行われているか否かを示すデータも必要である。 結果としての間伐事業の有効性(すなわち、投入された事業費が、5年後、10年後、さらに後世に役立った事)を示すために、事業費を投入した山がその後どのようにになっているか、投入前や投入しなかった山と比べることの出来るデータを経時的・時系列で比較できるようにする必要があると考えられる。	・これまで数年おきに県内一円の人工林についてサンプリング調査を行い、データの整備に努めているが、意見を参考によりよいものに見直していきたい。	160	・検討を進めている。	森林整備課
161							・森林の保全は重要であるが、その補助金の使い方を十分チェックすべきである。人工林に対する補助金の詳細なデータを示すことが重要ではないか。県のデータを少し整理すると、植林時に51.6万円/ha、間伐など12.6万円/ha、枝打ち12.5万円/haなどの補助金があり、これらが売却されるまで、どの程度の補助金が支給され、それによる収入がどのくらいなのかを把握することが必要である。それに対応する計画(CO2吸収、緑のダムなどの効果を明記して、森林税などの導入など)の検討が必要ではないか。	・当該補助金については、事業完了後、県の検査に合格したものについて交付されるものであり、万全なチェックに努めている。また、当該補助金は、将来木材生産が伴う場合があるとしても、森林の有する多面的な機能が国民生活に不可欠な公共財と位置づけられていることから、森林法に基づく国の公共事業として実施されているものであり、補助により公共財としての便益が発生していることから、一概に補助金支給額と木材収入額の比較はできないと考えている。なお、検討用の参考資料として標準的なデータについては整備していきたい。	161	・検討を進めている。	森林整備課
162							・この事業によって人工林の生育環境が保全された状況を行政で調査するとともに、補助金を受けた林業の人々からの報告も検討すべきではないか。間伐などの補助金を交付するのみでなく、そのチェックもする必要がある。	・前述したとおり、数年おきのサンプリング調査や事業完了後の現地検査を実施するとともに、県の地方機関職員(専門的な知識を持つ林業普及指導員)が中心になって現場を巡回し、状況を把握している。また、林業普及指導員は、補助事業の導入前や実施後に森林所有者からの相談に応じ、森林の管理方法等について助言している。意見を参考にこれらの取組を一層充実させていきたい。	162	・継続的に取り組んでいる。	森林整備課
163	・間伐による下草・低木生育の水源涵養機能や土砂の流出機能の重要性が強調されているが、混交林造成についての検討も必要ではないか。税金を使う行政の説明責任をきっちり果たすことにより県民からの理解も得られると考えられる。	・混交林造成については既に開始しており、今後一層の推進を図ることとしている。	163	・継続的に取り組んでいる。	森林整備課						
164	10	豊かな自然環境の 保全・創造	6	自然とふれあ う場や機 会の提供	みどりとふれあ える空間の 面積(森林公園 等の面積)	3	・成果を示すデータなどが示されていないため、保養休養・レクリエーションの場として十分に有効性を発揮したかについては判定できない。また、これも判定できる内容ではないが、少額予算で適正に維持できているか疑問である。	・指標(森林公園等の面積)の達成は、予算と密接に関連しており、現在の財政状況では難しいものと考えられる。このため、ボランティアやNPO団体と連携し、維持管理やサービスの向上に努めている。	164		自然保護課
165							・政策評価指標「みどりとふれあえる空間の面積(森林公園等の面積)」は、公園の面積をこれからも増加させることは困難なうえ、行政の対応がこれとは異なったもの(公園等の維持管理整備などに注力している)なので、今後も検討すべきものと思われる。 たとえば、利用者数、利用者の声分析など、自然とのふれあいを示すほかの指標の検討も必要ではないか。	・県民の森などの森林公園や県内各地に整備された生活環境保全林は、県民が森林とふれあう場として、多くの県民に利用され親しまれているところである。しかし、森林公園や生活環境保全林は、管理者が常駐していない所が多く、利用者の数や利用者の声の把握は困難であると考えられる。 ご指摘のように今後、森林公園等の面積の増加は困難であると考えられることから、森林公園等を活用した自然観察会やイベントなどの実施回数・利用者数など、把握可能なものを指標とすることを検討する必要があると考えている。	165		自然保護課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
166	11	循環型社会の形成				4	・県民優先度の高い(2位)施策5「県民や民間団体などの自発的なリサイクル活動の促進」、4、5位だが(3位)の高い施策4「資源循環に配慮した企業活動の促進」、施策6「限りある資源の持続的な利用」に政策評価指標が設定されていない。今後の検討が必要である。	・みやぎの将来ビジョン策定に伴う政策評価制度の動向、県の関与や事業等を考慮し、指標設定の可否等について検討する。	166	・宮城の将来ビジョン策定に伴い施策や事業が整理された。今後、整理された施策等に基づき、平成19年度の政策評価を適正に行う。	資源循環推進課
167							・各施策で実施している事業がほとんど全ての施策に関連しており重複している。無理に関連事業を入れず、関連していても主たる施策に事業を分類・整理することも検討してはどうか。	・政策評価における事業の記載や範囲について、制度の趣旨等を踏まえ検討する。	167	・宮城の将来ビジョン策定に伴い施策の構成が整理され、新しい体系に基づき事業を実施する。	資源循環推進課
168							・現状の記載のままとするにしても、施策の中で重要な事業から順番に記載するなど工夫して欲しい。 また、関連他課との連携事業の場合は、その全体内容がわかるよう記載して欲しい。	・同上。	168	・宮城の将来ビジョン策定に伴い施策の構成が整理され、新しい体系に基づき事業を実施する。	資源循環推進課
169								・他課との連携事業の記載内容について検討する。	169		資源循環推進課
170							・施策1「廃棄物排出量の抑制」は、困難ではあるが意識的に働きかけていかなければならない。しかし、施策の内容はむしろ環境負荷低減をめざしているものであって、必ずしも量的抑制に適切に対応したものとまでは考えられない。また、県の重視度は高いが、県民優先度は低い。県民のニーズを分析して、施策と県民の考え方のずれを小さくする努力、および施策としての重視度順位の見直し、再編も検討すべきであろう。	・「廃棄物排出量の抑制」は、宮城県循環型社会形成推進計画(H18.3策定)において、最も優先すべき取組として掲げており、環境審議会においても妥当との審議をいただいている。県民に理解してもらえるよう普及啓発に努める。	170		資源循環推進課
171							・各施策は政策目的に沿っており概ね妥当と思われる。県民重視度(80点)と満足度(60点)との差も20とそう大きくない。 しかし、地域による満足度の差(たとえば、仙南地区での一般県民の満足度は50点と低い)からこのままの施策でよいか、改善する余地はないかなどが十分に解析されていない。地域にあった施策を検討する余地があると思われる。	・地域による満足度(内容)について検討する。	171	・平成19年度における満足度調査の結果について、地域による満足度(内容)についても分析・検討する。	資源循環推進課
172	11	循環型社会の形成	1	廃棄物の排出量の抑制	1日1人当たりごみ排出量	3	・政策評価指標「1日1人当たりごみ排出量」は、施策目的に適い、社会・経済状態の現状把握としては良い指標であるが、事業には直接廃棄物排出抑制にかかわる事業がない。事業内容との対応からするとあまりに間接的との感が否めない。	・本施策に関連した主要・重点事業以外の事業もあるが、基本の票への掲載は行っていない。政策評価における事業の記載や範囲について、制度の趣旨等を踏まえ検討する。	172		資源循環推進課
173							・一般・産業廃棄物の排出量の抑制についての県の具体的な対応が見られない。事業の多くは施策2のリサイクルに関する事業と思われる。	・同上。	173		資源循環推進課
174							・ごみの排出抑制やリサイクルは市町村が独自に計画を立て、実施している。県はそれらに対して指導ができればよいが、政令指定都市である仙台市も県内のそれ以外の市町村も含めて、目標を達成したかどうかを自己評価している。市町村と連携し協力して排出量抑制やリサイクルの目標達成のため努力しているとしているが、そのための事業を記載してはどうか。	・同上。	174		資源循環推進課
175							・事業の有効性については成果指標が事業番号1(ごみ減量化・リサイクル普及啓発演劇上演事業)、4(環境情報システム構築事業)を除き示されていない又は必ずしも有効性を示す指標でないため、明確に判断することはできない(たとえば、奨励金交付後の事業者の状況が提示されていないなど)。	・政策評価における成果について、制度の趣旨等を踏まえ検討する。	175		資源循環推進課
176							・間接的効果を期待した事業については、県のほか市町村の企業立地促進奨励金、工業立地促進資金融資制度や、企業立地促進貸付制度などの全体像が把握できるデータの提示が望まれる。 たとえば、エコファクトリー立地促進事業などについては、県は市町村の判断による申請にしたがって支援している。このようなケースでは、審査実態把握がさらに厳密に行われ、地域住民の理解の下、優良企業が選定されるよう県がより適切な関与を行うべきである。この点、県の現在の関与は改善の余地があると思われる。	・エコファクトリー立地促進事業では、エコファクトリー内への立地企業について、エコファクトリー所在市町の意見を参考とし、あくまで県が審査の上、支援するかどうかを判断している。県では、企業立地に対する住民の理解、立地企業の環境保全対策や経営安定性などいくつかの観点から適切に審査を行い、他のモデルとなるような企業の立地を進めている。	176		資源循環推進課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
177	11	循環型社会の形成	2	廃棄物の資源化によるリサイクル	産業廃棄物再生利用率	4	・産業廃棄物では、法律によって事業者自ら行うことになっているので、かなりのリサイクル率が達成できている。 一方、一般廃棄物では目標に達していない。直接的にリサイクルを実施するのは市町村であるが、県の指導力を発揮する余地があると思われる。 なお、一般廃棄物については、県と市町村との話し合いがあるとのことであるが、具体的に記述しないと評価の対象とはならないので、これらを事業に加えるなど検討して欲しい。	・本施策に関連した主要・重点事業以外の事業もあるが、基本票への掲載は行っていない。政策評価における事業の記載や範囲について、制度の趣旨等を踏まえ検討する。	177		資源循環推進課
178							・平成11年以来、政策評価指標(産業廃棄物再生利用率)現況値は仮目標値を上回っており、有効と認められる。しかし、全国的には産業廃棄物排出量が横ばいから減少傾向にある中、再生利用率は約5割で(直接再利用率21%)あり、宮城県における設定値を基準とした評価で、施策の有効性を測ってよいか問題である。 また、宮城県における再利用率頭打ちの状況改善がどの方策により可能かを今年度施策の来年度における評価によって見つける必要がある。	・宮城県の産業構造の特徴から、排出される産業廃棄物は、汚泥が多く(62%)、汚泥は、中間処理による減量化率が大きく、再生利用できる固形分が少ないことから、再生利用率が低くなる。こうした理由から本県独自に目標値を掲げている。また、本指標は、県の目標として県循環型社会形成推進計画に掲げており、県環境審議会においても受当との審議をいただいている。	178		資源循環推進課
179								・再生利用率の目標達成に向けて、県循環型社会形成推進計画及び将来ビジョン等において重点的に取り組む廃棄物や事業を明示している。これらの事業等の効果を見極めながら、必要な事業について検討していく。	179		資源循環推進課
180							・政策評価指標「ごみのリサイクル率」の計算に仙台市分を入れているが、県の関わりが他の市町村と異なるので除外してはどうか。	・ごみの排出抑制やリサイクルに係る市町村を対象とした県事業に仙台市も含まれており、県として、仙台市を含む宮城県全体の政策評価指標としている。なお、県では、各市町村におけるリサイクル率の状況等を把握・分析しており、総合的に指標が達成されるよう働きかけや技術的助言を行っていく。	180		資源循環推進課
181				・事業番号6(畜産環境総合整備事業)、10(地域リサイクルエネルギー資源利用促進事業)、11(地域におけるバイオディーゼル利活用推進事業)に関しては成果指標が間接的なため、有効性は直接的には評価できないが、実施による効果がある程度期待される状況と思われる。		181		資源循環推進課 畜産課			
182				・この施策に対する優先度の高い地域で、県民満足度が低い(たとえば仙南、仙台、気仙沼・本吉の一般県民および登米の市町村職員など)ことは、単に関心・意識の高低のみではなく、事業の実施との関連も検討されたい。	・事業の実施に当たり、検討する。	182		資源循環推進課			
183				・畜産環境事業、下水道・公共事業に関しては15.8億、50.8億円と大型事業である。本県の汚泥排出量が多いことから一定の成果が期待される。特定財源によるものであるならば財源による事業の明示と目標、年度計画明示によりさらに目標値達成への寄与を明らかにすることが可能であろう。	・安全かつ確実な下水汚泥の処理を基本とし、その中で可能な限り経済性を考慮した「平成19年度下水汚泥処分計画」を策定し、これに基づき委託契約を締結した。	183		畜産課 下水道課			

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
184	11	循環型社会の形成	3	廃棄物の適正処理の推進	不適正処分された産業廃棄物の残存量	4	<p>・新指標は「不適正処分された産業廃棄物の残存量」としており、県の適正処理に対するの努力が分りやすくなった。しかし、村田町での100万トン以上の残存量を含んでいるので、具体的な対策の効果が分りにくいのでこれを別に記述しておくなどの工夫が必要である。</p> <p>・施策3の指標「不適正処分された産業廃棄物の残存量」は、当面の問題に対してはそれなりに評価できるが、次のような問題点があると思われる。</p> <p>この指標は累積していた不法投棄産業廃棄物と新規の発生量の合計を見ていくものと考えられる。当面、累積量が多い場合には、年々これらに対し適正処理が行われることにより減少が見られるであろうが、新規発生のみとなった場合は有効な指標とはならないと考えられる。また、ほかの県や地域との比較や、事業により適正処理がどれ位推進されているか、未然防止効果はあったかなどの効果の評価にも結びつけられるようにするには、将来的には両者の絶対量合計をみるだけでなく、当該年度産業廃棄物に占める新規不適正処分産業廃棄物割合、現存産業廃棄物(不適正処理累積量+当該年度新規発生量)に占める不適正処理産業廃棄物率、その他の指標の可能性なども検討してゆく必要があると考えられる。</p>	<p>・政策評価指標「不適正処分された産業廃棄物の残存量」については、竹の内産業廃棄物最終処分場の分は含まない数値とする。また、他の指標による評価についても検討する。</p>	184		廃棄物対策課
185						4	<p>・政策評価指標「不適正処分された産業廃棄物の残存量」の全国残存量と県残存量の比較は無意味である。</p>	<p>・政策評価指標「不適正処分された産業廃棄物の残存量」については、県残存量と比較が適当な全国データの標記を検討する。</p>	185	<p>・全国データの標記は削除する。</p>	廃棄物対策課
186						4	<p>・不正処理予防・新規発生抑制強化のための直接的事業(事業8産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業、事業10産業廃棄物処理システム健全化促進事業、事業11産業廃棄物不法投棄監視強化事業、事業13産業廃棄物処理事業者指導強化事業)はそれなりの有効性があると考えられる。更なる対応を推進されたい。</p>		186	<p>・次年度も産業廃棄物適正処理監視指導員の設置、産業廃棄物処理システムの健全化、不法投棄の監視強化、処理業者への指導強化などの直接的な事業を実施し、廃棄物の適正処理の推進を図ることとしている。</p>	廃棄物対策課
187						4	<p>・産業廃棄物などの県外からの移入、県内からの移出の把握は現在できない状況であるが、対応を検討する必要があると思われる。</p>	<p>・産業廃棄物などの県外からの移入、県内からの移出の把握は環境省で実施している産業廃棄物の広域移動量調査によるが、前年度の多量排出事業者の処理実績などのデータを用いるため、調査結果の確定が例年1年遅れとなる。</p>	187		廃棄物対策課
188						4	<p>・補助事業の有効性については評価が困難である。事業後のフォローを一定年限後に行う必要がある。</p>	<p>・施策構成事業の見直しについて検討する。</p>	188		廃棄物対策課
189						4	<p>・廃棄物の適正処理には、何らかのトレーサビリティ機能を必要とする。このような機能を発揮させるためのシステム構築と予算化の推進が望ましい。</p>	<p>・トレーサビリティ機能による廃棄物の適正処理の確認については、本年度紙Manifestoと連動したGPSを用いた経路追跡システムに関するモデル事業を実施しており、現在システム導入の問題点の抽出等を行っている。</p>	189	<p>・県内(仙台市を除く)17の収集運搬業者の協力でモデル事業を実施した。なお、実施結果の概要等は当課ホームページ上に掲載した。なお、次年度も本追跡管理システムの普及促進のための事業を行う。</p>	廃棄物対策課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課	
190	14	新しい時代を担う産業人の育成				3	・施策1の政策評価指標は「認定農業者数」に偏っており、これは必ずしも農林水産業全体の人材育成の成果をあらわすものではない。他の産業も含めて、それぞれの産業人の育成達成度をあわす政策評価指標の設定を工夫してほしい。	・現在の政策評価指標は課題を有するが、施策1の総事業費の大半を農業関連が占めており、また現実的に他の数値に代え難いので存続する。他の産業を含め1つの指標で実態の人材育成達成度を数字に表わせるかどうか検討したい。	190		産業人材育成課 (農業振興課)	
191							・施策5「人材育成に必要な指導者の育成」については、県民の優先度も2位と高いので、政策評価指標の設定を検討してみてもどうか。	・難しい課題であるが、事業効果を表わせる数値があるかどうかを見出す中で、政策評価指標の設定が可能かどうか検討したい。	191		産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)	
192							・全体として県側の育成体制が産業界の変化やスピードに適切に対応できていない面が散見される。今後さらに、産業界と提携したり、産業界を幅広く巻き込んだ外部資源活用型の能力開発方法を大胆に推進する必要がある。	・委員の指摘のとおり、産業経済の活性化を図るため、農林水産業の担い手育成、製造業のものづくり技術の高度化、商業の活性化に対応するため、県内外の大学、企業などの機能を有効に活用し、地域の企業ニーズを踏まえた積極的な人材育成に努める。	192		産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)	
193	14	新しい時代を担う産業人の育成	1	農林水産業の発展を担う人材の育成	意欲ある農林漁業者・経営体数 ・認定農業者数	3	・政策評価指標の「新規農林水産業就業者数」は目標と実績がかなり離れている。業界の疲弊を反映しているものと思われるが重要な分野であり、一層の取組が必要である。	・委員の意見を真摯に受け止め、事業を進めていきたい。	193		産業人材育成課 (農業振興課、林業振興課、水産業振興課)	
194							・政策評価指標「新規農林水産業就業者数」については、各分野の内訳数も併記してほしい。	・次回から、達成状況の背景の説明に付記することとする。なお、測定年H16では、農業77人、林業28人、漁業30人、計135人である。	194		産業人材育成課 (農業振興課、林業振興課、水産業振興課)	
195							意欲ある農林漁業者・経営体数 ・認定林業事業体数	・「専門的漁業経営体数」の政策評価指標分析カードで指摘されているように、「専門的漁業経営体数の割合」は指標として漁業の実態を正しく反映しておらず、注意して利用する必要がある。	・委員の指摘どおりであるが、高齢化等により全体の経営体は減少している。指標設定の考え方には、施策の実行により専門的漁業経営体数を維持することを数値目標とした。したがって、専門的漁業経営体割合を指標とするが、実態を表す数値として専門的経営体数も付記することとする。なお、測定年H16では、専門的経営体数4483経営体である(初期値H10では、4793経営体)。	195		産業人材育成課 (水産業振興課)
196							意欲ある農林漁業者・経営体数 ・専門的漁業経営体数の割合	・農林水産業の振興は重要な位置を占めているが、その基本をなす人材育成が魅力に乏しい。一部積極的な取組みもあるが、全体的には関係課が多く何に力を入れているのかわからない。具体的かつ重点的な施策が望まれる。	・農林水産業の担い手育成に関しては、意欲ある中核的担い手に対して総合的な支援を進めている。また、人材育成は新規就業の促進から経営体質等の一層の強化まで段階的に事業を展開しているため、政策評価指標の数値目標を達成するためには、どの事業も不可欠であると考え。	196		産業人材育成課 (農業振興課、林業振興課、水産業振興課)
197								・農業実践大学校における教育は農業経営者のリーダーを育成するために質の向上が望まれる。	・農業実践大学校においては、近年非農家の子弟が増加するなど就業者の状況も大きく変化している。平成19年度からは新規参入者やリターン希望者、新規参入企業の技術者の養成など、幅広い年齢者や多様な就業形態に対応した新しい農業教育システムを実施することとしている。	197		産業人材育成課 (農業振興課)
198								・新規農林水産就業者数の増加については課題が多く、より体系立った取組が必要と考えられる。特に新規農業就業者については、農業出身者と非出身者に分けて具体的な施策のあり方を検討するとともに、農業実践大学校のカリキュラムや研究内容についても、さらに工夫を加えて欲しい。	・農業実践大学校の教育システムを変更し、従来の農業後継者育成から法人への就業を含めた幅広い就農者を養成する農業教育施設として充実していきたい。	198		産業人材育成課 (農業振興課)

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
199	14	新しい時代を担う産業人の育成	2	製造業等の発展を担う人材の育成	技能検定合格者数(累計)	4	・事業の有効性を判断する社会経済情勢データとして使用している製造業事業所数や従業員数は、今後も大幅に増加させていくことは難しいと考えられるので、有効性についての別の判断基準が必要と思われる。	・有効性についての別の判断基準については今後検討したい。	199		産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
200							・高等技術専門学校における科目間の人気にばらつきが大きく、時代のニーズにあうように定員の見直しやカリキュラムの検討等が必要である。	・高等技術専門学校における科目については、時代のニーズの把握に努め、定員の見直しやカリキュラムの検討等を実施していきたい。	200	・平成19年度から新たに推進する「産業人材育成施策」の中で、県立高等技術専門校の位置づけや役割、新たな方向性、定員の見直し等の検討を実施する。	産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
201							・産業技術総合センターにおける人材育成研修はテーマが時代の要請にあっており、企業での成果が期待される。	・高等技術専門学校における訓練科目についても同様の効果が得られるよう見直し等を図っていきたい。	201	・県立高等技術専門校においてもオーダーメイド型の在職者訓練を推進するため、規則等の見直しを行う。	産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
202							・産業界のニーズにマッチし、企業の実態からい離れない能力開発をさらに進めていく必要がある。そのためには企業と連携し、巻き込んだ能力開発の方法をさらに推進して欲しい。	・常に産業界のニーズの把握に努め、企業の実態からい離れない能力開発を進めていきたい。特に、企業との連携を深め、職業訓練と企業実習を組み合わせる「日本版デュアルシステム」等を拡充していきたい。	202	・民間の設備を活用し連携を図る「日本版デュアルシステム」を、平成19年度も引き続き拡充して実施する。	産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
203	14	新しい時代を担う産業人の育成	3	商業・サービス業の人材育成につながる事業への参加者数等(研修受講者数等)	3	・商店街のコミュニティ機能を充実させ、事業者だけでなく住民が幅広く参加できる拠点をつくる施策を推進して欲しい。		203		食産業・商業振興課 (商工経営支援課)	
204						・商工会議所・商工会の指導員の資質向上が極めて重要であり、県としてそのための支援を強化する必要がある。	・職場内研修の開催経費や職場外研修の受講費用等について補助しているが、各団体において研修効果を最大限に引き出すため、研修に参加しやすい職場環境づくりや各種研修受講への働きかけ、あるいは研修修了者の効果確認など研修推進体制の充実強化について助言・指導を行う。	204		団体指導検査課 (商工経営支援課)	
205						・事業環境は厳しく、経営者の意識改革が必要である。若手マネージャ研修で大手スーパー等への派遣を実施しているのは適切である。このような研修をもっと増やしていくことが望ましい。	・平成18年度の若手マネージャ研修は受講定員数を昨年度の10名から15名に増やしたことで、今までで最多の13名の参加希望があった。次年度以降は受講者数が定員の15名となるように積極的に周知を図る。	205	・平成19年度は中小企業大学校仙台校との合同開催とすることとしている。	経営金融課 (商工経営支援課)	
206	14	新しい時代を担う産業人の育成	4	IT(情報技術)等社会経済の変化に対応した人材の育成	4	・専門家派遣事業のIT活用経営革新支援事業はITを活用して経営革新を行う事を担ったものであり、人材育成を主目的としていない。産業技術センター等において行っているIT系研修事業の方がよりこの施策に近い事業ではないか。	・IT活用経営革新支援事業は、中小企業等がITを活用して経営革新を行う事を支援する目的で行っているものであるが、中小企業の人たちのIT活用に関するスキルアップに繋がるものもある。なお、産業技術総合センター等が行っているIT系の研修については、IT技術者の育成を目的としたものであり、今後の施策を検討する際の参考にしたい。	206	・産業技術総合センターのIT系研修事業計画を含め情報技術活用による経営革新に対する施策について情報を収集中であり、今後施策検討の参考とする予定である。	新産業振興課	
207						・「情報技術活用による経営革新をめざして専門家の派遣を受けた中小企業数」は達成度Bではあるが、これは派遣内容の見直しによるものであり、支援の実態については一定の評価ができる。	・中小企業におけるIT導入に係る支援が中心であった派遣内容を、もっとIT活用により経営革新が進む支援となるように派遣内容を見直したもので、今後も企業ニーズに対応した支援を行っていきたい。	207		新産業振興課	
208						・派遣や支援の内容がますますITそのものにとどまらず、それを戦略や経営と一体化したものと変化しているため、チームでの対応や経営者の経営ビジョンを明らかにしながら、ITを効果的に活用していくよう施策の体系を見直していくが必要になっている。	・現在の専門家派遣事業のIT活用経営革新支援事業は、主にITに関する専門家による支援であったため、必ずしも企業が求めているニーズの全てに対応できなかった部分があると思われる。今後は、IT活用を含めた経営全体に関する一体的な支援が行えるよう、他の事業と結び付いた支援メニューを検討していきたい。	208	・事前相談の際に必要な支援内容を十分確認しながら、必要な専門家や他の支援事業を組み合わせた支援を行っていくこととしている。	新産業振興課	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
209	15	高度な産業技術の普及推進				4	・この政策は産業活性化の起爆剤として期待されており、施策群の設定は妥当である。	・東北大学などの研究シーズの地元企業・団体等への移転とともに、地元企業・団体等の課題やニーズに対応した技術移転に対応するため、産学官連携の枠組みを機動的に活用し、今後も地元企業等への高度な産業技術の普及促進により、本県の産業振興を加速させる。	209	・平成19年度においても、引き続き基盤技術高度化支援センターの活動を行うほか、公設試の有する特許等のシーズとライセンスとのアライアンスの場「みやぎ特許ビジネス市」を活用し、地元企業への技術移転・普及促進を進める。	新産業振興課
210							・政策評価指標が設定されている施策は6施策中1施策のみであり、他の施策への政策評価指標の設定が課題である。	・政策評価指標の設定について、施策1、2に関しては、事業総点検等に併い見直し中であり、現段階では指標の設定は困難である。施策3に関しては、新技術の普及拡大を図る時点で実証は設置を行っており、その時点で導入目標(生産農家戸数、作付け面積、出荷数量・品質、販売額)の中で、最重視する目標の2年後の達成率を指標として設定する。施策4、5については、技術情報や企業の課題・ニーズは流動的な部分もあり、他の施策の指標とともに、今後も適切な指標の設定について継続して検討する。	210		新産業振興課
211							・施策1～3の農業分野の試験研究機関についても高度な技術の速やかな移転が従来にも増して必要となっていることから、具体的な取組みを期待したい。特に消費者サイドを意識した取組みがもっと必要である。	・農業分野の技術移転・普及活動は、主に農業改良普及センターが担っており、試験研究機関や現地関係機関と連携し、迅速な課題解決に取り組んでいる。また、必要に応じて、民間専門家、大学及び他産業の関係機関とも連携を図っている。今後も、消費者サイドを意識しながら、農業分野の試験研究機関の技術移転・普及にこのような連携した取組みを一層活発にしていきたい。	211	・農業改良普及センターは、高度な技術の普及推進について、「新技術早期普及促進事業」等を活用し、消費者や実需者ニーズを意識したマーケットイン型農業の視点を活かして取り組んでいる。また、公募型の「産学官連携経営革新技術普及強化促進事業」に2課題応募し、平成19年度に取り組む予定である。	農業振興課
212	15	高度な産業技術の普及推進	6	産学官連携による技術の普及	先端・基盤技術高度化支援事業における産学連携グループ(研究会)数	5	・政策評価指標「先端・基盤技術高度化支援事業における産学連携グループ(研究会)数」は新しく設定されたものだが、達成度から施策の有効性が評価でき適切である。	・今後も、基盤技術高度化支援センターの活動のPRに努め、基盤技術支援グループと地元企業との産学連携グループ(研究会)の拡大に努めていきたい。	212	・基盤技術高度化支援センターのPRとして、商工会議所の機関誌「飛翔」への連載記事やみやぎ工業会の機関誌への活動状況報告の掲載などを、平成19年度当初から実施していくことで準備中。	新産業振興課
213							・この施策は重要であり、支援機関との連携による事業推進は成果が期待される。	・今後も、産学連携グループの活動への支援に努めていきたい。	213	・3力年の活動成果の検証を行い、平成20年度に向けて、支援拡大方策の具体的な検討を進める。	新産業振興課
214							・基盤技術高度化支援センターの設置は、極めて効果的・機動的な取組みであり、今後の成果を大いに期待したい。	・今後も、技術相談や研究者などによる巡回支援、機器・施設の開放などの情報提供数等、ワンストップ窓口としての機能の拡充を進めていきたい。	214	・随時、Web上で提供する情報を更新していくほか、基盤技術高度化支援グループとの連携を維持・発展させていく。	新産業振興課
215							・活動内容が地味で県民の目に見えにくいことから、積極的な情報公開や広報活動を進めて欲しい。	・基盤技術高度化センター主催のセミナー・イベント開催、産学官の研究発表会や工業系団体の会議などの場において、活動内容のPRに努めているが、Webでの研究会活動の紹介などを通じて積極的な活動紹介に努めるとともに、機会を捉えて一層積極的な広報活動を進めていきたい。	215	・支援による成功事例や研究会活動などの具体的な支援事例を数多く発信していく。	新産業振興課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
216	16	産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出				3	・施策4・5・6には特に政策評価指標が設定されていないが、知事の提唱する「富県戦略」を実現するための重要な施策であり、また2008年の「デスティネーション・キャンペーン」に向け本格的な取組みが期待される施策といえる。特に施策6は県民の優先度は7位と低いものの、全体の施策群の中心的エンジンとしての役割を果たすものと考えられるため、戦略的な取組みが必要である。	・施策4・5・6に該当する事業はこれまで実施していなかったが、新たに策定される政策の中で、実施していく検討中である。 ・食や歴史文化・温泉等、地域のセールスポイントを前面に出した情報発信や地域の魅力を発見、より高めるため「交流と発信によるみやぎの活性化」を図っていくほか、「グリーン・ツーリズム」や「食材王国みやぎ」など庁内関連部署とも積極的に連携を図っていく。	216	・施策4・5・6に該当する事業として、来年度から食料産業クラスター支援事業を実施することとし、そのための推進母体として設立された、「宮城県食料産業クラスター全体協議会」を支援していくこととした。 また、H18.11に仙台・宮城デスティネーションキャンペーン推進協議会を立ち上げ、事業実施に向けて着々と準備を進めている。	食産業・商業振興課 (食産業振興課)
217						・消費者の活動範囲が急速に拡大している中で、農村も商店街も衰退が著しい。この流れを止めるためには、地域資源を有効に活用して地域の魅力を広く打ち出し、消費者との交流を盛んにする施策の充実が望まれる。施策が細切れになっており、象徴的な施策がない。	・まちづくり三法が改正され、中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地域に対し、既存のストックを有効に活用したコンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを重点的に支援していくことになった。県としても国、市町村と連携した支援を実施していく。	217	・中心市街地活性化基本計画の策定を検討している市町村及びその商工会・商工会議所、TMOを対象に、各市町間の情報交換と基本計画策定に係る説明会を行った。	食産業・商業振興課 (商工経営支援課)	
218	16	産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出	1	農林水産物の付加価値の向上	アグリビジネス経営体数	4	・「年商1億円以上の農業経営体数」を指標としてモデル経営体やアグリビジネスへの取組みを支援することが推進されており、今後の成果に大いに期待したい。	・「年商1億円以上の農業経営体数」を指標としてモデル経営体やアグリビジネスへの取組みを支援することが推進されており、今後の成果に大いに期待したい。	218		食産業・商業振興課 (農産園芸環境課)
219						・年間1億円以上の売上を達成できる経営体を派出することを成果目標としているが、中堅規模の事業者も元気の出る施策が望まれる。政策評価指標は今回見直したため達成度は把握できないが、引き続き積極的な取組みが必要である。	・アグリビジネスの創出は重要であると考えているので、新たに策定する政策の中でも、引き続き事業を継続し、なお一層努力していきたい。	219	・新世代アグリビジネス総合推進事業は、来年度も事業を継続することとし、今年度は、起業家育成講座や実践経営塾等を実施し、広くアグリビジネスに取り組み事業者の支援を行った。	食産業・商業振興課 (農産園芸環境課)	
220						・地産地消の促進と農村の活性化に産直販売所が有効な役割を果たしているが、行政の支援は窓口が色々あり、効率的ではない。	・関係部署の連携を密にし、的確に対応できるようにしていく。	220	・関係部署の連携を密にし、的確に対応している。また、4月からの部の再編に対応できるようにしていく。	食産業・商業振興課 (農産園芸環境課)	
221						・地方振興事務所の果たすスピーディな現場対応や各地の状況にマッチしたアイデアの創出が重要になると思われるため、この面での一層の努力を望みたい。	・本施策における地方振興事務所の直接関与はほとんどないものの、本来果たすべき役割として十分機能していると思うが、なお一層努力していきたい。	221	・地方振興事務所の本来果たすべき役割として十分機能している。	食産業・商業振興課 (農産園芸環境課)	
222	16	産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出	2	農林水産業や観光産業などの産業間の連携	地域資源活用事業創出件数	3	・政策評価指標「地域資源活用事業創出件数」は十分に目標をクリアしているものの、今後は事業の数だけでなく、内容が問われる段階に入っていくものと考えられるため、その面にも配慮した目標値を設定する必要がある。	・政策評価指標「地域資源活用事業創出件数」については、指標値に直接影響を与える事業のほか、地域産業の活性化を総合的に支援する事業等により構成されている。事業数だけでなく、内容の充実が重要と認識しており、今後、県の取り組みを評価する上で参考にしたい。	222	・地方振興事務所が行う地域産業活性化への総合的な支援は、市町村、地域住民との協働によるものなど、内容的に充実した取組が増えている。評価段階での参考にしたい。	産業政策推進室 (富県宮城推進室)
223						・地域資源の活用、特産品の開発、販売等により地域の活性化、交流人口の拡大につながる。成果をあげるためには認知度を高めることが重要である。広く情報を伝えるための支援が不足しているのではないかと。	・これまで、地域資源の活用、特産品の開発、販売等の取り組みに対して、補助や協働活動による直接的な支援を行ってきた。これらの取り組みについては、これまでも通常業務の中で情報発信に努めているが、今後とも積極的な情報発信を行っていくこととした。	223	・地方振興事務所のホームページ上でのPRやマスコミへの情報提供など、イベントを始めとする地域情報の積極的な発信に努めている。	産業政策推進室 (富県宮城推進室)	
224						・地方振興事務所の更なるイニシアティブに期待するとともに、より「産業間の連携」を戦略的に生かした取組みを増やしていく必要がある。	・圏域の中核的なサービス機関として設置された地方振興事務所については、今後とも、地域特性や地域資源などを活かすとともに、産業間の連携に配慮しながら、産業振興に軸足を置いた地域振興の横断的・一体的な推進を図っていくこととした。	224	・地方振興事務所の主導により、地域内における産業間の連携を生かした取組の成果が見えつつあるなど、着実な事業展開を図っている。	産業政策推進室 (富県宮城推進室)	
225	16	産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出	3	地域資源を活用した観光産業の振興	観光客入込数	4	・山形県と連携を深めていることは評価できる。なお他県にも広く呼びかけ、東北地域一体となって魅力を打ち出す努力が望まれる。地域資源、食材等の開発が有効であり、広く情報を発信し、官民一体となって集客に努めることが重要である。	・山形県に加え「東北六県観光推進協議会」や「栃木・南東北テーマ地区推進協議会」、さらには、「南東北広域観光推進協議会」等を通じて、それぞれの目的(対象市場等)を見定めて広域連携を行っている。また、今年度策定予定のみやぎ観光戦略プランには、高速交通体系のゲートウェイである当県の利点を活かして「東北の中のみやぎ」の役割を意識した内容を盛り込む予定である。	225	・H18.12に決定した「みやぎ観光戦略プラン」に、「東北の中のみやぎ」の役割を意識した内容を盛り込んでいる。 ・また、東北全体が一体となって観光に取組むため官民一体となった組織「東北観光推進機構(仮称)」をH19.6設立に向け準備中である。	観光課
226						・「観光客入込数」はこの数年順調に増加しており、2008年のデスティネーション・キャンペーンに向けたさらに積極的な取組みを期待したい。	・デスティネーションキャンペーンは、単なる観光宣伝ではなく、このキャンペーンを生かして、観光を活用した地域づくりにつなげていくものであるため、官民一体となって積極的に取り組んでいく。	226	・H18.11に仙台・宮城デスティネーションキャンペーン推進協議会を立ち上げ、事業実施に向けて着々と準備を進めている。	観光課	
227						・特に「地域資源を活用した」の部分にもっと力点を置いた政策的テコ入れが必要である。この点では施策4・5・6との結びつきが不可欠であるため、これらの施策群の強化を期待したい。	・食や歴史文化・温泉等、地域のセールスポイントを前面に出した情報発信や地域の魅力を発見、より高めるため「交流と発信によるみやぎの活性化」を図っていくほか、「グリーン・ツーリズム」や「食材王国みやぎ」など庁内関連部署とも積極的に連携を図っていく。	227		観光課	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
228	16	産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出	7	魅力ある商店街づくりによる商業の振興	中心市街地活性化基本計画策定地区数	3	・まちづくり三法の改正や市町村合併の影響などでなかなか具体的な成果が見えてこない不透明な状況に直面している。今後は古川や丸森の事例などを分析するとともに、合併が大幅に進んだ東北を中心にどう中心街を再生するのかの県としての戦略の練り直しが必要になってくるのではなかろうか。	・中心市街地・商店街の活性化に取り組む地域のこれまでの取り組みを基に、どのような施策が効果的か地元市町村等と意見交換し適切な支援を行っていく。さらに、まちづくり三法が改正され支援メニュー・スキームも大幅に変わったことから、県の支援のあり方について検討していく。 また、合併した市町については総合計画を策定中であるので、市町の計画内容を踏まえ支援内容を検討していく。	228	・県庁内関係部課の職員による研究会を設置し、中心市街地活性化について検討を行った。 ・また、新年度の支援施策について検討し、中心市街地活性化基本計画策定への助成事業の新設及び市町村が使いやすい商店街支援とするため補助金の組み替えを行った。	食産業・商業振興課 (商工経営支援課)
229					TMO認定数		・商店街の魅力づくりを真剣に考え、内部から積極的に行動を起こすリーダーの育成が急がれる。少子高齢化、車社会に対応した街づくりを行うための効果的な支援策が望まれる。	・商店街等のリーダーの育成及びスキルアップを図るため、研修会への助成等の支援を引き続き行う。 少子高齢化、人口減少等に対応するためどういったまちづくりをしていくべきか、また、それを実現するための効果的な支援策について検討していく。	229	・関係部課の職員による研究会を設置し、中心市街地活性化について検討を行った。	食産業・商業振興課 (商工経営支援課)

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
230	18	産業基盤の整備による生産力の強化				4	・政策評価指標は1施策に設定されているのみである。他の施策も重要なので、指標の設定を検討してほしい。	・ほ場整備等農業に必要な基盤の整備に係る指標について検討しており、施策目的を実現するためのよりよい体系を構築できるよう今後の将来ビジョン策定等の参考にしたい。	230	・施策1のほ場整備等農業に必要な基盤の整備に係る指標については、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に掲載されている指標を設定した。	産業立地推進課
231							・施策5以外のハード面の整備に関する施策群の評価はどうなっているのか。またそれらの評価と施策5の評価との整合性・体系性をどのように考えたらよいのかが明示されておらず、何のための施策群設定かが理解しにくい。	・ハード面を整備した上で優れた立地環境をPRし、企業立地を進める意図で施策群を設定したものである。 なお、施策群の評価は、指標設定されたもののみとされており、今後、指標設定とあわせて施策群の評価について検討していきたい。	231	・将来ビジョンは施策5の指標設定にとどまったため、施策2～4の評価は実現できなかった。	産業立地推進課
232	18	産業基盤の整備による生産力の強化	5	戦略的な企業誘致	全立地件数に対する先端技術を有する企業の割合	4	・政策評価指標「全立地件数に対する先端技術を有する企業の割合」については産業再生戦略により一定の成果を上げているが、企業誘致全体を考えると大型の誘致案件に乏しく、施策の有効性としては課題がある。また、県民からの期待も大きい。また、さらにきめ細かな戦略的誘致を着実に推進して欲しい。	・大型案件の誘致実現に向け、知事自らのトップセールスを始め、積極的に企業誘致に取り組んでいく。	232	・30ha、雇用1000人規模の大型案件の立地が決定した。今後、同社の関連企業等の誘致に積極的に取り組んでいく。	産業立地推進課
233							・本県は工業力が弱く、企業誘致は最重要課題である。他県並みの優遇措置では実効性は期待できないので、もっと踏み込んだ対応が望まれる。	・優遇制度の見直しについては、平成18年8月に設置した企業立地推進本部において、様々な角度から検討を進めることとしている。	233	・優遇制度のあり方について検討し、優遇税制の創設を視野に入れさらに検討することとしている。また、本県の人材確保の優位性等を一層強力でPRし、優遇制度だけにたよらない誘致活動を展開していく。	産業立地推進課
234							・先端技術企業誘致事業は事業費が0になっているが、実際の事業費の捻出先を注記してほしい。	・先端技術企業の誘致事業は企業誘致折衝経費(平成17年度予算4809千円)で対応している。一度に複数の企業を訪問する実態であることから、先端技術企業分のみを抽出することは困難である。	234	・2月補正予算で、立地有望業界等動向調査事業を予算化(126万円)し、さらに積極的な誘致活動に取り組んでいくこととしている。	産業立地推進課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
235	20	産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進				3	・この政策の実現に7つの施策が必要かどうか検討する必要があるのではないかと。特にこれらの施策の中には他の政策中の施策との重複が見られたり、6つの施策を結局はひとつの政策評価指標で評価している点を考えると、もっと単純な施策群の設定でもよいのではないかと。 現在の施策体系のまま事業展開を図るのであれば、全ての施策で政策評価指標が同一になっており適切な評価が出来ない。それぞれの施策の目的にふさわしい指標を工夫してほしい。	・委員の指摘どおり、7つの施策には他の政策と重複するものがあつたり、ひとつの政策評価指標で評価しているなど課題が見受けられる。難しい課題であるが、今後、他の政策との整合性を図り、この政策の実現のために必要な施策群の整理を行うとともに、政策評価指標を検討していきたい。	235		産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
236							・「職業技術向上者数」の算定方法を表記しておいた方がわかりやすい。	・次回から、わかりやすくするため、算定方法を記載することとする。なお、「職業技術向上者数」の算定方法は、「公共職業能力開発校修了者数」+「みやぎ農業未来塾参加者数」+「基幹的林業技能士等研修修了者数」である。	236		産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
237							・施策7「熟練技能者の能力の活用・継承」には特に評価指標が設定されていないが、2007年問題をはじめとして、今後施策の重要度が高まることが予想されるため、より明確な県としての対応が必要であると思われる。	・難しい課題であるが、事業効果を表せる数値があるかどうかを見いだす中で、政策評価指標の設定が可能かどうか検討したい。	237		産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
238							・色々な分野において技能者が不足している。社会を支える技能者の人材が不足する時代が来ると思われるので、人材育成は重要である。技能は若者を早くから訓練しなければ優れた人材が育たないし、若者の雇用促進についても真剣に考える必要がある。 施策の内容が実効性を伴っているか確認し、訓練のあり方を近代化して魅力のある技能教育環境を整えてほしい。	・技能者の人材育成の重要性を認識し、常に時代のニーズの把握に努め、訓練のあり方を柔軟に見直すなど、魅力ある高等技術専門学校となるよう訓練環境の整備を図ってきたい。	238	・平成19年度から新たに推進する「産業人材育成施策」において、地域・企業・学校等との連携を図るため、産業人材育成協議会を設置し、魅力ある職業訓練環境となるよう整備を図っていく。	産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
239	20	産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進	1	IT(情報技術)等時代の要請に対応した新たな職業能力の開発	県の支援による職業技術向上者数	4	・白石高等技術専門学校を中心に一定の成果を着実に達成している点は評価できる。能力開発の性質上、時代の変化とともに急速に技術革新が進展していくために、他の関係機関とも連携したスピーディな対応をさらに期待したい。	・今後も時代の変化に的確に対応できるようニーズの把握に努めるとともに、他の関係機関とも連携強化を図ってきたい。	239	・平成19年度から新たに推進する「産業人材育成施策」において、地域・企業・学校等との連携を図るため、産業人材育成協議会を設置する。	産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
240							・高等技術専門学校の科目配置が必ずしも効果的とはいえない。IT関連科目がなぜ白石市のみで、ニーズの高いと思われる仙台市にないのか。生徒のニーズにふさわしい効果的な訓練校のあり方を考え直す必要がある。	・IT関連科目については、厚生労働省及び文部科学省間の取り決めや県内専門学校等との協議結果を踏まえ、仙台市以外の白石高等技術専門学校で実施している経緯があるが、IT関連科目に限らず、高等技術専門学校の科目等については、常にニーズの把握に努め、科目や定員等の見直しを図ってきたい。	240	・平成19年度から新たに推進する「産業人材育成施策」において、産業人材育成協議会を設置し、地域・企業・学校等との連携を図りながら、県立高等技術専門学校の位置づけや役割、新たな方向性等を検討する。	産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
241	20	産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進	2	より高度な技術や技能を習得できる職業訓練体制	県の支援による職業技術向上者数	3	・事業3(新林業機械作業システム技能者養成事業)を除けば、施策1との違いがどこにあるのかが必ずしも明らかではなく、この施策を独立に設ける根拠が明確とは言えない。	・施策については、施策群全体の見直しの中で検討することとする。	241		産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
242							・技能者はなくてはならない職業である。時代のニーズにあった科目、カリキュラムの見直しと教師の配置等魅力のある教育が望まれる。生徒の質も重視し、高等技術専門学校を卒業したら、技能者として誇りを持てるような教育を目指して欲しい。	・技能者の必要性を十分認識し、常に時代のニーズの把握に努め、科目やカリキュラム等の見直しを図り、高等技術専門学校の修了者が技能者として誇りを持てるような職業訓練を目指していきたい。	242	・平成19年度から新たに推進する「産業人材育成施策」において、産業人材育成協議会を設置し、地域・企業・学校等との連携を図りながら、県立高等技術専門学校の位置づけや役割、新たな方向性等を検討する。	産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
243	20	産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進	3	職業能力開発のための施設・設備の充実	県の支援による職業技術向上者数	3	・施設・設備については財政的な制約の下で、即戦力的な技能の養成に必要な機械等が追いついていない状況が見られるので、さらに民間の設備の利用や能力開発の面での連携を強化していく必要がある。	・委員ご指摘のとおり、民間と連携を図り、民間の施設・設備を活用していくことが必要である。そのため、高等技術専門学校では、昨年度から職業訓練と企業実習を組み合わせ「日本版デュアルシステム」を実施しているが、今後も民間との連携を強化し、拡充を図ってきたい。	243	・民間の設備を活用し連携を図る「日本版デュアルシステム」を、平成19年度も引き続き拡充して実施する。	産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
244							・(現地視察を行った)農業実践大学のIT教育用パソコンは古いものが使われている。適切なメンテナンスと学生への配慮が望まれる。	・農業実践大学のパソコンについては、年次計画を立てて整備することとしており、今年度も一部更新している。今後も年次計画に従い整備を進めていく。	244	・農業実践大学のパソコンについては、平成19年度も引き続き計画に従い整備することとしている。	産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
245	20	産業・雇用の二ーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進	4	高度で専門的な技術や技能の習得を支える指導者の育成	県の支援による職業技術向上者数	3	・指導者が意欲を持って指導する体制が出来ているのか、疑問である。民間からもすぐれた人材を招請し、指導者を育成されたい。	・技術革新の進展等に伴う職業訓練の高度化・多様化等に対応するためには、職業訓練員の資質の向上が必要不可欠である。そのため研修会等を体系的に計画し、職業訓練開発総合大学校や民間企業への派遣研修を実施し、また、高度な技術等を有する外部講師を招聘するなど指導員の育成にも努めている。今後も、指導者が意欲を持って指導できるような体制整備を図っていきたい。	245	・技術革新の進展等に伴う職業訓練の高度化・多様化等に対応するため平成19年度も引き続き職業訓練開発総合大学校や民間企業への派遣研修を実施し、職業訓練指導員の資質の向上を図る。	産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
246							・県として「指導者の育成」にさらに力点を置いた固有の施策が必要か否か検討してみる必要があるのではないか。技術・技能そのものの能力開発と並んで、「束ねる人間」を育成するという二ーズが今後ますます拡大することが予想されるため、県として何をどこまで対応できるか検討して欲しい。	・「指導者の育成」の必要性については、今後ますます高まるものと考えられる。困難な課題であるが、県としてどんな固有の施策が可能か今後この施策群を整理するなかで検討していきたい。	246		産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
247	20	産業・雇用の二ーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進	5	企業内における職業能力開発の推進	県の支援による職業技術向上者数	3	・この施策の有効性に限ってみれば、現行の政策評価指標よりもむしろ「職業訓練推進者数」の方がわかりやすいのではないかと。	・施策群の見直しとともに、よりわかりやすい政策評価指標を検討したい。	247		産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
248							・企業が一定規模になれば人材育成が課題となる。企業内に有能な人材がいるかどうかが発注側が最重要視する条件でもある。人材育成の必要性を絶えず呼びかけて、効果的な企業内人材育成のシステムが展開できるように一層の支援策が望まれる。	・企業内の人材育成の必要性については、今後とも関係機関と連携し、効果的な企業内の人材育成が図られるよう、引き続き働きかけを行っていく。	248	・平成19年度から新たに推進する「産業人材育成施策」において、地域・企業・学校等との連携を検討する中で、企業内の人材育成のシステムが効果的に展開できるよう働きかけを行う。	産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
249	20	産業・雇用の二ーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進	6	個人が自ら職業能力開発できる環境整備	県の支援による職業技術向上者数	3	・企業だけでなく、個人が自ら能力開発できる環境をつくることの重要性は十分に理解できるが、この施策中に掲げられた具体的な4つの事業をみると、「個人主導」の施策と各事業との関連性やこの施策の固有性がどこにあるのかが理解しにくい。「個人主導」の施策を強調して独立なものとして設定する根拠がどこにあるのかの説明とそれに合った施策内容が求められるのではないか。	・当該施策と各事業の関連性や施策群の中での固有性等解りにくいところがあり、これらについては、今後の施策群の見直しの中で検討することとしたい。	249		産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)
250							・二ートが問題になっている。自ら職業能力を高め、働く意欲を持たせるためには、環境整備が大切である。時代にふさわしい職業能力開発の環境整備を行うことが重要である。	・若年無業者の増加は極めて大きな社会問題であり、自ら働く意欲を持ち、職業能力を高められるような環境整備が重要である。そのため、県内でも今年度から、いわゆる二ートに対する職業的自立を促すため、合宿形式による集団生活の中で生活訓練、労働体験等を行う「若者自立塾」を実施している。今後も関係機関と連携し、時代にふさわしい職業能力開発の環境整備を図っていきたい。	250	・「若者自立塾」を、関係機関との連携強化を図りながら平成19年度も引き続き実施する。	産業人材育成課 (産業人材・雇用対策課)

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
251	22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進				5	<p>・施策6と施策7は重複するところがあり、それをうまく統合すればよりよいと思われる。施策6と7は、この政策全体に影響を及ぼす施策だと考えられ、この施策をより具体的に実行していけば重視度と満足度のかい離は減少すると思われる。これらの施策は、現代の日本が求めている教育の根幹を担っている施策と思われる。</p> <p>・施策の設定は概ね妥当と思われるが、政策重視度と満足度のかい離が大きいのは、施策群の設定より、各事業群の有効性・効率性に課題があるからではないか。</p>	<p>・施策6,7の統合については、統合していける部分と、学校教育、社会教育それぞれの視点で取り組む方が効果的なものがある。当面は、統合できる部分を模索しながら関係課が連携して施策を推進していく。</p>	251		総務課
252									252	<p>・現在、新たに「(仮称)みやぎの将来ビジョン」の策定に向け検討されているところである。このビジョンは、県として優先的に取り組む課題や目指す姿を明確にし、具体的施策・取組を策定するものであり、教育施策についても、現在の施策体系や施策群、事業群などの見直しが必要であるため、将来ビジョン策定において施策、取組(事業)の方向を検討していく。</p>	<p>・宮城の将来ビジョン、行動計画における教育施策について、施策、取組(事業)等を明記した。</p>
253	22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	1	特色ある学校づくり	総合学科等の新しいタイプの県立学校数	5	<p>・学習意欲・学習理解度あるいは進学達成率などを政策評価指標として設定しており、これを向上させようという政策への意気込みが感じられる。</p> <p>・政策評価指標「外部評価実施学校の割合」は、適切と思われる。</p>		253		義務教育課 高校教育課
254					254						<p>児童生徒の学習意欲・学習理解度(小学校) (正答率60%以上の問題数の割合)</p> <p>児童生徒の学習意欲・学習理解度(小学校) (授業が分かると答えた児童生徒の割合)</p> <p>児童生徒の学習意欲・学習理解度(小学校) (平日に家庭等で学習時間(30分以上)を確保している児童生徒の割合)</p>

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
255	22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	1	特色ある学校づくり	児童生徒の学習意欲・学習理解度(中学校) (正答率60%以上の問題数の割合)	5	・政策評価指標の「家庭での学習時間を確保している割合」を小学校、中学校、高等学校と比較してみた場合に中学校、高等学校で落ち込みが見られる。中学生、高校生に勉強させる手だてとして、県教委などが主導的に対策を打ち出さなければ、中学、高校の自学自習率は伸び悩むのではないかと。	・小中学校においては、「宮城県学習状況調査及び学習意識調査」により明らかになった、児童生徒の学習の定着状況や家庭学習等の実態を踏まえ、指定校を指定し、「家庭学習の習慣化」についての実践的な研究に現在取り組んでおり、その成果の普及をとおして自学自習率の向上に努めていく。また、夏季休業中に「地域学習支援センター設置事業」を実施しており、年々参加する児童生徒、学習相談に参加する保護者等も増加するなど、家庭での学習習慣形成に効果は上げつつある。今後、自学自習の習慣形成を一層図る観点から、週末等の学習支援を行うことについて検討していく。	255	・小中学校においては、「宮城県学習状況調査及び学習意識調査」により明らかになった、児童生徒の学習の定着状況や家庭学習等の実態を踏まえ、指定校を指定し、「家庭学習の習慣化」についての実践的な研究に現在取り組んでおり、その成果の普及をとおして自学自習率の向上に努めていく。また、夏季休業中に「地域学習支援センター設置事業」を実施しており、年々参加する児童生徒、学習相談に参加する保護者等も増加するなど、家庭での学習習慣形成に効果は上げつつある。今後、自学自習の習慣形成を一層図る観点から「地域学習支援センター」を拡充し、児童生徒の家庭学習習慣の定着を図っていく。	義務教育課
256					児童生徒の学習意欲・学習理解度(中学校) (授業が分かると答えた児童生徒の割合)		・高等学校における家庭学習時間の確保については、すべての県立高校1年生を対象として実施している学力状況調査や全校に提出させている家庭学習時間の目標の達成状況により現状を正確に把握した。その上で、宿題の与え方を工夫することや「家庭学習記録ノート」を活用することによって、効果をあげている県立高校の実践例を、教務主任研修会、進路指導主任等研修会、第1学年主任等研修会などの研修会において広く県下高校に紹介するとともに、家庭学習の習慣など特色ある取組を支援していく。	256		高校教育課	
257					児童生徒の学習意欲・学習理解度(中学校) (平日に家庭等で学習時間(1時間以上)を確保している児童生徒の割合) 生徒の学習意欲・進学達成率(高等学校) (平日に家庭等での学習時間が2時間以上の生徒の割合)		・「早寝・早起き・朝ごはん」という生活の基礎基本づくりの上に、家庭学習の習慣づけのために行われている「家庭学習記録ノート」のような取組を加えていくことなどで、幼・小学生から高校生まで含めて、生活の基礎的なリズムを作るという観点からの教育の立て直しが必要ではないかと。	・「早寝・早起き・朝ごはん」をはじめとする基本的な生活習慣の確立や学習習慣の形成にかかる取組については、県教委でリーフレットを発行しており、今後さらにその活用を図るとともに、保護者・県民・学校関係者への啓発活動の充実を図るなど、取組の一層の充実を図っていく。	257		義務教育課
258					生徒の学習意欲・進学達成率(高等学校) (現役進学達成率の全国平均との乖離)		・職業専門高校に限らず、普通科でも職業人を呼んで、生徒に社会的視野を与え、進路探しをさせるような取組をもっと進めても良いのではないかと。単に社会人講師の教える日数や時間数を増やせば良いというのではなく、それによって何を目標として何を成果とするかが大切で、専門教育だけでなく「自分探しの」観点をいれてはどうか。	・社会人講師の活用については、普通科高校でも総合的な学習の時間等を中心にしてすべての学校で実施されている。職業専門高校では、実習時における技術指導に多く活用され、生徒の希望進路実現に向けた資格取得や職業人としてのスキルアップにつながっており、普通科高校においては、キャリア教育の重要性の認識の高まりとともに、社会人講師を活用した職業研究・学問研究の取組が進められている。インターンシップの活用などとともに、勤労観・職業観を醸成し、「自分探しの」観点からも重要と考えられるので、今後も積極的な活用とともに内容の充実を図る。	258		高校教育課
259					外部評価実施学校(小・中・高)の割合		・学校評価事業の「学校評価支援システム」について、小中学校の学校評価に活用できないのか。 例えば、学力テストの結果をグラフ集計する場合、各高校が近隣の小中学校からデータを預かり、データのインプットとグラフ等のプリントアウトを行うという協力関係が取れば、各校がテストの都度外部の業者に発注するよりは効率のかと思う。小中高連携の学力対策の契機にもなるのではないかと。	・「学校評価支援システム」については、小中学校でも利用できるよう高校教育課のホームページからダウンロード可能になっている。今後は、システム及び活用方法の実践例を市町村教委を通じて県内小中学校に紹介し、学校評価における利活用率を向上させたい。一方、学力テスト等の結果の集計等に活用することについては、個人データの取扱い等の課題もあることから、今後検討していきたい。	259		高校教育課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
260	22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	2	不登校児童生徒等への支援	不登校生徒の在籍者比率(出現率) 小学校	4	・政策評価指標「不登校児童生徒の在籍者比率」はひとつの指標と考えられるが、不登校児童生徒への支援の施策が有効であったかを把握しきれないのではないか。不登校児童生徒への支援の効果を表す指標が求められていると思われる。	・平成14年度までは不登校児童生徒数の全国順位を指標としていたが、他県との関連で順位の変動があり得ることから、この指標に変更した。不登校児童生徒の在籍者比率(出現率)は、児童生徒総数の変動にかかわらず、本県の不登校児童生徒の現況(在籍者比率)を表すものであることから、施策の有効性をより有意に把握する指標である。	260		義務教育課
261							・中学校1年生で不登校の発生が増加するのは全国的な傾向であるが、小学校までの児童と教員との人間関係のあり方と、中学校に入ってから取り締まり的な生徒指導のあり方を含めた人間関係のあり方との違い、小中の学校文化の違いが一つ大きい要因なのではないかと思う。何らかの方策はとれないものなのか。	・中1不登校生徒数は、本県においても小6不登校児童数の約3倍と激増していることから、中1不登校を抑えることが中学校不登校の未然防止に有効であると考え、中1不登校生徒出現率の目標値を新たに追加設定する。(2010年目標値:小学校0.20,中学校2.30,中11.40)	261		義務教育課
262							・中学校・高校くらいになると、青年期教育という別の視点からの指導も必要となってくることから、部活動などを含めた様々なストレスが子ども達に加わるということはどうしても出てくる。小中学校のより日常的な交流によって、両者の文化を融合調和する方策を考える必要があるのではないか。スクールカウンセラーを導入すると言っても、受け入れる側の教員の体質とのズレがあれば、生徒の側は違和感を持たざるを得ないのではないか。	・小中学校のより日常的な交流については、各中学校の生徒指導担当者や養護教諭等が学区の小学校に赴き、中学校生活や学習の在り方を紹介するなど、児童の不安の解消を図っているが、今後、中学校入学前に児童・保護者対象に行っている説明会の内容充実や、小学校で中学校教師が授業を行ったり、部活動見学の機会を設けたりするなど、小中学校間の連携をより強化していく。	262		義務教育課
263							・小学校までは成績による序列なども余り意識しないで過ごしていた子ども達が、中学校で急にそう言った序列を意識せざるを得ないなど、人間関係の変化だけではなく、受け入れなければならないことも多く、厳しいと言えれば厳しいが、子ども達にはそういう新しい青年期のステージに移っても生き抜いて欲しいと思う。しかし、そのステージの切り替わりの際にここまで課題が出ているのであれば、何らかの方策があっても良いのではないか。例えば小中学校をつなぐ教員の交流、教科専門担当や課外活動などの交流がより細やかにあっても良いのではないかと感じる。	・中学校生活のスタートに当たっては、生徒一人一人にきめ細かな支援体制を充実させること、小学校においては、今後も人間関係を円滑にするための社会的スキルの育成を図るよう、各種会議や研修会を通じて各学校に周知を図っていく。また、今後、小学校における教科担任制の導入など、中学校の学習スタイルを体験させる機会を増やす必要があると考える。	263	・中学校生活のスタートに当たっては、生徒一人一人にきめ細かな支援体制を充実させること、小学校においては、今後も人間関係を円滑にするための社会的スキルの育成を図るよう、各種会議や研修会を通じて各学校に周知を図っていく。また、小学校高学年に教科担任制を導入するためのモデル校を指定するとともに、中学校1年生において35人超学級の解消を図り、よりきめ細かな指導ができる教育基盤を整備する。	義務教育課
264							・不登校児童生徒への支援に対する各事業の有効性や効率性をより鮮明にし、費用対効果がどのように表れているのか検討する必要があるのではないかと感じる。	・不登校問題は学力向上と同様に本県教育の最重要課題と認識しており、毎年度各学校の状況を調査し、詳細に分析しながら市町村教委、各学校に情報を提供し、課題を明確にしながら対応を図っている。不登校の未然防止と解消のため、義務教育課では「子どもの心すこやか育成事業」、高校教育課では「総合教育相談事業」として総合的・横断的に事業を展開しており、今後とも事業の有効性を検証しつつ、最大効果を生むよう、事業展開に努めていきたい。	264		義務教育課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
265	22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	3	障害児教育の充実	県立盲・聾・養護学校在籍児童生徒が、居住地等の小・中学校において、児童生徒と学習活動を通じ交流した割合	3	・文部科学省の特別支援教育の推進の有効性を障害児と健常児との交流の指標で測定するには、無理があると思われる。	・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の中教審答申(H17.12)において、障害者基本法の規定を踏まえ、盲・聾・養護学校在籍する児童生徒と地域の小・中・高等学校の児童生徒との交流及び共同学習の機会を促進すべきとし、この答申を受けて、文科省でも積極的な推進を図っているところである。また、昨年7月に策定した宮城県障害児教育将来構想でも、「居住地校学習推進事業」を基本理念の実現に向けた根幹を成す事業としている。そのため、交流及び共同学習は今後も推進していくべきものであり、指標としても有効なものと考えている。	265	・居住地校学習推進事業のH18年度実績は、事業参加人数162人、実施回数726回で、盲・聾・養護学校小・中学部の児童生徒約20%が参加した。事業の成果として、受入校の子どもたちや教員の障害のある子どもたちに対する理解が深まり、受入校側からの積極的な働き掛けが出てきている。また、保護者同士の交流も進み、盲・聾・養護学校の子どもが地域の子供会や行事等に参加するようになったとの報告も寄せられている。これらのことから、居住地校で交流及び共同学習することは、特別支援教育を推進していく上で有効なものであり、指標としても有効と考える。	障害児教育室 (特別支援教育室)
266							・障害児教育の充実を考えた場合、健常児との交流もひとつの指標であるが、教育現場で困っていることは、軽度発達障害児等の普通学級に在籍児童生徒をどのように教育していくかではないか。この施策の充実を考えた場合、そのように施策を実行していく指標を打ち出すことが緊急の課題と思われる。	・県では、昨年「障害児教育将来構想」を策定し、現在、基本理念の実現を目指してモデル的な取組等を行っており、政策評価指標も、基本理念の実現を反映したものでなければならぬと考えている。なお、特別支援教育体制推進事業等により、軽度発達障害を含めた障害のある児童生徒への総合的な支援体制の整備を進めている。	266	・左記対応方針により進めている。 なお、今年度、特別支援教育体制推進事業で専門家チームが積極的に通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒への巡回相談にあたり、相談を通じて明らかになった適切な指導や必要な支援の在り方について、事例集として取りまとめ、各教育現場へフィードバックする予定である。	障害児教育室 (特別支援教育室)
267							・特殊教育から特別支援教育に移行する中で、現場の教員の対応はなかなか大変だと聞いている。 必要な条件が整わないまま進めると、かえって特別支援教育がマイナスの方向に働いたり、事件・事故が起きる恐れもあるのではないかと、国の方針で人員の加配が十分でなく、校内の支援体制強化で対応しているとのことだが、そのような方法でやり通せば良いが、長く続けるには無理があるように感じられる。 退職教員を活用するなどの方策は考えられないか。	・国でも、特別支援教育の充実のための教員配置等、数的にはまだ不十分ではあるが、様々な事業の計画・展開を行っているところである。県では、学習システム整備モデル事業において、モデル実施校19校を対象児童生徒24人に対し、23人の教員を配置し、障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習するシステムづくりを行っている。今後、配置教員の弾力的な活用等、教員の措置について、財政的措置の可能性及び国の動向も踏まえながら検討していきたいと考えている。	267	・県の措置に加え、国においても教育課題対応緊急3か年対策として、平成19年度から21年度に1,416人の特別支援教育推進のための教員配置を行うこととなったほか、「特別支援教育支援員」の地方財政措置等、国の財政措置の充実も図られており、特別支援教育のシステム整備がさらに充実されていくことが期待される。	障害児教育室 (特別支援教育室)
268							・市町村が、特別支援教育についてどこまで丁寧な対応を出来るかについては疑問もある。何らかの独自の方策を県教委で立て、それに則って進めないと、体制が整わない中で特別支援教育を進めることには、事故・事件が発生し、その結果学校は「やる気がない」といった批判にさらされるといった事態になりかねないのではないかと。	・県では、特別支援教育体制推進事業の推進地域や推進校の拡大、教員研修の充実を図る等、特別支援教育を進めるための総合的な支援体制の整備を行っている。また、「学習システム整備モデル事業」を実施し、今後、事業で得られた成果を県内の小・中学校に普及していく等により、県全体の特別支援教育の学習環境づくりを進めていきたいと考えている。	268	・左の対応に加え、特別支援教育体制推進事業においては、3推進地域(大和町、女川町、南三陸町)及び13推進校でモデル的な取組を行ってきたが、次年度新たに2圏域(登米、南三陸教育事務所管内)を加え、県全体に体制を広げるための支援システムの在り方を検討していく。また、教員研修については、新任のコーディネーターや管理職に対する研修の充実、幼稚園及び高等学校の教員対象の研修会の実施に加え、特別支援教育体制の更なる充実を図っていく。	障害児教育室 (特別支援教育室)
269							・軽度発達障害児は、人口比4～5%と言われている。しかも普通学級に在籍することが多い。従来の障害児の概念では定義できないダークゾーンに在籍する児童生徒たちである。このような子どもをどう教育していくか、なんらかの施策が求められていると思われる。障害児教育の研修会等の事業があるが、教育現場にどれほどの効果があるか疑問である。 しかも、このような子どもは現場では何らかの問題行動を起こすことが多く、教員の能力、その子の保護者や関わり合った子どもとその保護者たちへ対応できる教育の充実が求められている。	・県教委で昨年実施した実態調査によると、県内の公立小・中学校(仙台市を除く)で通常の学級に在籍するLD、ADHD等の傾向を示す特別な教育的支援が必要と思われる児童生徒は2.8%であった。このような状況を踏まえ、総合的な教育的支援体制の整備を進めていくが、特別支援教育の実践には、教員の資質の向上、人材育成は必要不可欠なものであり、今後ともその充実を図っていかねばならない。また、市町村の障害のある子どもやその保護者に対する相談体制づくりへの支援や、保健・医療・福祉・労働等の各関係機関と連携を深めながら、特別支援教育の充実を図る。	269	・広義の特別支援教育は、様々な教育的ニーズを持つ子どもたちが増加する中、多くの解決すべき問題を抱えている教育そのものを再生させ、活性化させることが期待されている。特別支援教育の展開は、「宮城県障害児教育将来構想」にあるように、障害のある子どもだけでなく、すべての児童生徒を対象とした、人間尊重の教育へ向けての意識改革とシステム改革とを目指すものであり、今後も、将来構想の実現に向けて左記の対応方針により、各種事業を進めていくこととしている。	障害児教育室 (特別支援教育室)

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
270	22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	5	大学等高等教育の充実	県立大学卒業生の就職率	4	・政策評価指標「県立大学卒業生の就職率」について、全国的に見れば就職率が上向いている状況の中で、宮城大学に関しては今まで順調だった就職率が下がり、陰りが見えてきたようにも受け取れる。 就職指導についてキャリア開発室の奮闘は感じられるが、さまざまな学生たちがいるわけで、その職業観などを内面からどう構築していくのが今後の課題ではないか。	・学年の早い段階から職業観を構築していくため、インターンシップを積極的に実施するほか、基礎ゼミを活用し、職業観の醸成に努める。	270	・各学部において基礎ゼミを活用して職業観の醸成に努めた。 ・看護学部では看護実習を通じた職業観の醸成、事業構想学部ではインターンシップの活用による職業観の醸成に努めた。 ・食産業学部では3年次に実施する産業実習において職業観の醸成に努める。	県立大学室
271							・卒業後に起業して活躍する人材が出ているということや、看護学部の就職状況の良さが、大学全体にも良い刺激を与えているように思える。 しかしながら、大学の目指すべき方向性として、一つのステージが終わり、次のステージに向けてどうすべきかを検討する時期に来ているのではないかという感じもある。これはどのように認識されているのか、またどのように行政は対応しているのか。		271		県立大学室
272							・新しい食産業学部では、「食文化の普及」の施策との連携が求められる。	・食産業学部では、「食文化の普及」との連携に限らず、現在でも県の施策や市町村行政へ協力しており、今後とも県や市町村と連携を進めていく。	272	・食産業学部では、気仙沼市との共催で、食に関するシンポジウムを開催した。(H19.1.13) ・宮城大学と大崎市とが相互に連携協力する協定を締結した。(H19.3.22)	県立大学室
273	22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	6	地域に開かれた学校づくり	全授業日数中、社会人講師等が教えている日数の割合(小学校) 全授業日数中、社会人講師等が教えている日数の割合(中学校) 全授業日数中、社会人講師等が教えている日数の割合(高等学校) 10日以上授業公開日を設定している学校の割合(小学校) 10日以上授業公開日を設定している学校の割合(中学校) 10日以上授業公開日を設定している学校の割合(高等学校)	5	・施策の目的がはっきりしており、県の関与と事業の設定は妥当である。また、政策評価指標と施策の有効性が連動しており、妥当である。		273		義務教育課 高校教育課
274							・ひとことは比較にならないほどに学校を開放し、順調に進めているにもかかわらず、県民にはあまり認識されていない。この認識のズレをどう考えるか。 学校評議員、特別非常勤講師などと言う形で、学校側も社会からの指導・助言を求めていると思うのだが、学校は閉じられたものであるというイメージが社会的に先行しており、取り組みについては余り認知されていないように思われる。	・県民満足度調査において、子どもを小中学校に通わせている保護者に絞ると満足度は県民全体に比べて5点高い5点と、学校開放は評価されている。さらに県民の認識を高めるために、今後とも、各学校に学校開放の広報と内容の充実を一層促していく。	274		義務教育課
275							・「地域学習支援センター設置事業」は人気が高い。これは県教委のヒット商品になりつつあるように思われる。 ひとこと、図書館から受験勉強する人達が閉め出されると言うこともあったが、どんな形であれ、学習の習慣付けが重要だと思われ、やはり勉強しやすい条件の場を作れば、子ども達も変わってくる。ただ、ボランティアの手助けがなければ出来ないという側面もあるが「地域学習支援センター設置事業」で県立高校の校舎を利用するというのは面白い発想だった。 中国などでは、夜遅くまで学校が開放され、子ども達は好きなだけそこで学習できるようになっている。学習の習慣づけと言う意味では、塾とはまた違う、いつでも学習できる場を準備すれば、子ども達はやる気を出すのではないか。	・「地域学習支援センター」において、学習する場を設定することで、参加した児童生徒は「以前より家で勉強するようになった」などの成果を上げている。子ども達は学習の場が設定されれば、自学自習に取り組む状況にあることが一定程度明らかになってきている。今後とも「地域学習センター設置事業」の拡充を図り、児童生徒の学習に対する取組意欲の向上を高めていく。	275		義務教育課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
276	22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	7	地域社会と学校教育との協働の推進	小・中学校における「学社連携・融合事業」の実施割合	7	・この施策は、地域社会と学校教育の連携を目指すものであり、県民から強く求められている施策と思われる。そのことは、満足度調査の結果からも、政策評価指標が仮目標値を大きく上回っていることにも表れている。狭い意味の知識教育だけではなく、人間教育の施策であり、その有効性は大きい。県民が求めている児童生徒の社会との協働に適切な事業展開をしている。事業群もきめ細かく検討されておりその有効性は大きいと思われる。	・多くの県民の期待を受け、今後も力強く「地域と学校の協働」を推進していく。	276	・宮城の将来ビジョンに、「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全育成」として位置づけ、今後も力強く協働教育を推進していく体制をかためた。	生涯学習課
277							・施策を構成する事業群の目的が明確であるので効率性が高い。		277		生涯学習課
278							・県民満足度調査結果を見ると、施策7の優先度が非常に高いというのは、従来の地域が崩壊していくことへの危機感、もう一度地域や学校を作り直していくことの必要性を感じる県民が非常に多いことを示しているのではないかと。 安全・安心の問題も含めて、地域全体が疲弊し、崩壊し、地域の教育力も減退していく中で、地域と学校をどうにかして立て直すということを県民が待ち望んでいるのではないかと。 ・学校では様々な事件・事故が発生しており、「地域の安全性」に対する地域住民の協力を欲しているのではないかと。 「安全・安心の地域づくり」はこの施策の3つ目の柱として据えられるのではないかと、実際には現在実施している事業もその意味を含んでいると思われる。	・多くの県民の期待を受け、今後も力強く「地域と学校の協働」を推進していく。	278	・宮城の将来ビジョンに、「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全育成」として位置づけ、今後も力強く協働教育を推進していく体制をかためた。	生涯学習課
279							・「みやぎらしい協働教育推進事業」の県レベルでの協働推進組織「みやぎらしい協働教育推進会議」のメンバーには安全・安心の面で関連があると思われる警察等が含まれていない。趣旨がずれる点はあるかも知れないが、「地域と学校との協働教育の推進」を県レベルでも大々的に進めるのであれば、安心・安全に関する取組までを想定した組織の再編もあり得るのではないかと。防犯協会など、他の組織と重複する部分はあるかと思うが、その点については整理の上検討願いたい。	・県レベルの「みやぎらしい協働教育推進会議」は、県全体の協働推進気運の醸成、協働推進の今後の方向性を検討する場であり、具体的な実践内容(安心安全の取組、職業体験・福祉体験等様々な体験学習、学力向上の取組など多岐にわたる)の課題、方向性等を検討する場ではないことから、県組織の中に警察をいれる予定はない。各学校区での取組の中には、「安心、安全に関する取組」を実施し、協働推進組織の中には防犯協会等がメンバーに入っている地区もあり、各市町村や学校区毎の取組課題に対応した組織づくりは市町村等の役割と考えている。	279		生涯学習課
280							・従来は学校側のメリットに着目した取組が多かったが、「みやぎらしい協働教育推進事業」については、地域の方々が取組に参加することで自らの成長と発達につながるという生涯学習のサイクルでもある点が従来の取組と異なる点である。		280		生涯学習課
281							・「みやぎらしい協働教育推進事業」について、MAP(みやぎ・アドベンチャー・プログラム)では指導者養成を行っていたかと思うが、その取組とはつなげられないか。	・子どもたちの人間関係づくりの一手法を広めていくMAP事業の指導者と、地域との連携を図ることによって、より効果的な協働推進が図れることから、連携を検討していきたい。	281	・MAP指導者が、地域の中で協働教育にどのように関わることが検討するため、MAP事業と情報交換をしている。	生涯学習課
282							・ニート・フリーター対策としても、青年期の教育が非常に影響が大きいと考えられ、協働教育が効果を有してくる可能性はある。生きることを実感しながらの学びが出来れば、単なる机上の教育とは子ども達の感じ方も変わってくると思う。	・協働教育では、社会の中でたくましく生きる子どもたちを育てることを目指して事業展開をしていく。	282		生涯学習課
283							・今の若い学生などと接すると、人のために役立ちたいという想いを強く持っていると感じる。そういった「場」を与えることで、いきいきと活動ができるようになるので、「13歳の社会へのかけ橋づくり事業」はぜひ成功させて欲しい。	・「13歳の社会へのかけ橋づくり事業」では、事業実施の各学校から「地域の福祉やボランティア活動への理解を深めることができた」等の生徒の感想の報告を受けており、今後も継続実施していくことで、生徒の将来における人間関係づくりに寄与するとともに、生徒の思いやりの心や公共心、勤労観の育成を図っていく。	283		義務教育課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
284	22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	7	地域社会と学校教育との協働の推進	小・中学校における「学社連携・融合事業」の実施割合	7	・現在は小中学校での取組であるが、高校でも同じような取組は出来ないのか。モデル校として1・2校でも良いので、よりダイナミックな取組ができるということで行ければ非常に良いと思う。小中学校は伝統的に地域に支えられていると言う面があるが、高校は地域と疎遠であることが多い。地域との協働教育といった事業を契機にして地域とつながる、県民大学の開放講座などを通じて地域とつながることを考えないと、次の時代の経営は厳しいのではないか。	・高校での協働の取組については、現在は小・中学校を対象とした事業がスタートしたばかりで、普及推進に力を注がなければならぬことから、将来の課題としたい。	284	・協働教育モデル実践地区の主体的な試みとして、小・中・高が連携した取組を模索している地区があるので、情報交換をしながら支援体制を整えている。	生涯学習課
285							・保護者が不安に思っている「子どもの安全」について、地域住民の協働をより進めていけば目に見える有効性が得られると思われる。	・家庭、地域、学校の協働により「子どもの安全」について活動することは効果的であるとする。活動の主体者による学校区ごとの協働による教育実践の中では、すでに安全に関する取組も展開されている。地域ごとに優先して取組むべき教育課題も違ってくると思われるが、安全についての取組みがさらに広がることを期待している。	285		生涯学習課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
286	23	生涯にわたって学び楽しめる環境の充実				5	・基本票の県民満足度分析カードから何らかの仮説が立てられないだろうか。圏域別、男女別、年齢別に分析して今後の対策をよりいねいに立ててはどうか。	・県民満足度調査結果のデータからは、傾向は把握できるが、仮説を立て、それを証することは難しい。2007年問題や市町村合併等の影響による傾向を県民満足度調査で把握したうえで、満足度調査とは別に、ニーズ調査等を行い、今後の対策を立てていきたいと考える(新たな宮城県生涯学習基本構想に反映していく。)	286		生涯学習課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
287	23	生涯にわたって学び楽しめる環境の充実	1	多様なニーズに対応した学習機会の提供	みやぎ県民大学受講者数(累計)	5	・各事業において高等学校や団体(NPO)等の協力を得て事業の展開をしており、県関与の適切性と事業群の妥当性は妥当である。		287		生涯学習課
288							・「みやぎ県民大学推進事業」について、平成17年度は平成16年度と比較して事業費が約2/3程度に減額されているが、主催事業会場数は逆に増加している。予算減額の中でも、開催回数を減らさないなどの努力をしていることが確認できた。	・講座数については、実施方法を創意工夫しながら、できる限り維持していきたいと考えている。	288		生涯学習課
289							・みやぎ県民大学の受講生のニーズは多様化していると思われるが、概ねそのニーズに対応していると思われる。		289		生涯学習課
290							・政策評価指標の「みやぎ県民大学受講者数」と「公立図書館における図書資料貸出数」の目標設定が右肩上がりとなっているが、現実的に達成が困難になるのではないかと懸念している。実態に即したより適切な指標を検討してはどうか。	・財政的に厳しい中、確かに現在の政策評価指標を今後達成していくことは難しくなっていくと思うが、目標値として、目指すべき方向としては間違っていないと考えている。数値の変更はありえるが、指標そのものの変更は検討していない。	290		生涯学習課
291							・政策評価指標について、設定している目標値が妥当であるかどうかを判断できるデータはないか。例えば読書率の全国値との比較で目標値を設定するなど、全国レベルで比較できる指標があれば良いと思う。 そうすることで、学校と連携して読書活動を展開するなど、実績を上げるための努力につながると思う。	・1人当たりの公立図書館における図書資料貸出数の全国平均値は4.7(平成16年度)であり、県の目標値はほぼこの全国平均値といえる。このような意味では、現在の指標は全国と比較できる数値ではある。なお、例示のあった読書率であるが、アンケート調査結果によるものであり、年度により、全国数値も、県数値も変動が大きく、指標としては適さないと思う。	291		生涯学習課
292							・政策評価指標「公立図書館資料貸出数」は、新しい図書館が3つできたにも関わらず期待したほどの伸びが見られない。このことは新しい図書館を作れば、貸し出し数が伸びることを意味していない。利用者という「受け身の指標」なので施策の有効性を計りにくい面がある。	・新しい図書館が設置されれば、規模にもよるが、貸出数は確実に増える。また、貸出数は利用者の「受け身の指標」との御指摘であるが、社会教育と異なり、生涯学習の主体は利用者自体であることから、その状況を表す指標としての選択は間違っていないと考える。なお、数値を上げるためには、図書館の設置とともに、各図書館の活動が重要である。	292		生涯学習課
293				多様なニーズに対応した学習機会の提供	公立図書館における図書資料貸出数(県民一人当たり)	5	・政策評価指標「公立図書館図書資料貸出数」は、公民館の図書貸し出し数が反映されていない。公民館の利用者数と貸し出し数の関係を政策評価指標とすることも可能ではないか。	・公民館は図書貸出を目的とする施設ではないため、その数値をすべての都道府県が把握してはならず、指標として採用するのは難しい。また、図書貸出を主目的としない公民館の利用者数と図書の貸出数の関係から指標を設定しても、政策評価としては無意味な指標となるのは明らかである。	293		生涯学習課
294							・みやぎ県民大学の受講者数の分析や図書館の利用者数の分析をすることで新たな政策評価指標設定の可能性が生まれるのではないかと懸念している。	・新たな有効な政策評価指標を設定するためにも、分析は行ってほしい。	294		生涯学習課
295							・指標「公立図書館における図書資料貸出数」が伸び悩んでおり、県図書館の施設を充実するという手法もあると思うが、市町村に対し何らかの支援を行う手法も考えられる。各市町村が図書館を設置する呼び水となるような施策はないものなのか。打開策としてすぐ思いつくのは補助金であるが、図書館の設置率が低い宮城県として打てる手はないのか。 図書館づくりのよい事例を他市町村にも提供し刺激を与えることで、市町村同士がサービスを競うような形が望ましい。	・補助金が市町村図書館の設置を必ずしも促進するとは言いえない(平成10年頃まで補助制度があったが、設置数はあまり増えなかった。また、図書館の管理費及び資料購入費は地方交付税としての算定基礎にも入れられている。)。現在、県としては、図書館が市町村にとって必要不可欠な大切な施設であるということ、また図書館設置には新しい施設は必要なく、既存施設の活用が可能であることなどを、イベントや会議等により訴え、意識の啓発を図っている。	295		生涯学習課
296							・高校の学校図書館と県図書館をつないだネットワーク貸出を試験的に実施(現在は高校の生徒のみが対象)しているが、今後地域に開放できるようになれば、図書館のない地域の住民も利用出来る可能性が出てくる。難しいかもしれないが、利便性からすればさらに身近な小学校図書室と連携出来ればよい。	・市町村への図書館設置が第一に優先されるべきことであり、学校図書館とのネットワーク化については、あくまでも公立図書館を補充するものに過ぎない。なお、現在、県図書館では試験的に高等学校とネットワーク化を図り、図書資料の貸出を行っているが、小学校図書室とのネットワークについては、人的(学校司書の有無)にも、組織的(所管は市町村)にも難しい。	296		生涯学習課
297							・「みやぎ県民大学推進事業」での高等学校開放講座の集客力は悪いのか。それぞれの高等学校がもう少しその気になるといいと思う。また、教員にとっても交際幅が広がり職能成長にもいいのではないだろうか。	・地域的、テーマ的な問題で参加人数が少なくなる場合はあるが、高等学校には一生懸命やってもらっている。当課としても、より多くの人に参加してもらえよう、これまでの講座の経験から、有意義な情報を高等学校に提供していきたい。	297		生涯学習課
298							・「みやぎ県民大学推進事業」で、単位を取得し、資格試験などにパスした人を何らかの形で認定し、生涯学習のリーダーとして活用していくことは考えられる。他県で採用している「生涯学習指導者」といった資格制度を設けるなど、何らかのシステムが必要かと思われる。	・単位制度は他県でも採用されているが、十分に機能しているとは言い難い。学習の成果が社会・地域で発揮・還元されるようなシステムづくりについては今後の大きな課題として検討していきたい。	298		生涯学習課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
299	24	男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成				3	・施策5は人権擁護の施策だが、他の施策と比べるとやや異質である。	・「人権擁護」の位置づけについては、「(仮称)みやぎの将来ビジョン」の策定を踏まえた施策体系の見直しにおいて検討したい。	299		男女共同参画推進課
300							・各施策の政策評価指標の整備が必要である。	・各施策参照	300		男女共同参画推進課
301	24	男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成	1	男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくり	県の審議会等委員の女性比率	3	・政策評価指標「県の審議会等委員の女性比率」は、任命権を持つ県が比率を上げようと思えば上げられる難点がある。	・宮城県男女共同参画基本計画では男女共同参画の推進状況を計る22の指標を定めているが、「県の審議会等委員の女性比率」はこの指標の一つであり、基本計画中の他の指標と合わせて男女共同参画の推進状況の把握に努めているところであるが、今後なお一層、こうした指標を総合的に勘案し、推進状況の把握に努めていきたい。	301		男女共同参画推進課
302							・例えば、県の幹部職員の女性比率は、男女共同参画の意識の徹底を把握するのに有用と思われる。	・男女共同参画の推進については、男女共同参画フォーラム等の普及・啓発事業により県民の意識啓発を図っているところであるが、今後、なお一層の啓発に努めていきたい。	302	・企業における女性の積極的登用の推進については、これまで、ポジティブ・アクション推進事業として、県の入札参加登録制度と関連付けて取組を促してきたが、H19年度はポジティブ・アクション推進事業所認証制度を創設し、働きかけの対象を拡大して、さらに強力で推進する。	男女共同参画推進課
303							・政策評価指標は実際の社会の男女共同参画の状況をできるだけ反映するものにする必要がある。	・毎年「宮城県労働実態調査」(労政・雇用対策課所管)を実施し、状況把握に努めている。	303		男女共同参画推進課
304							・審議会の委員については県の努力により女性の登用が進んでいるが、実際の社会では、会社などでは男性が優遇されていて、それほど女性の登用は進んでいないのではないかと、県は社会や経済界に対して男女共同参画の要請をするべきではないか。	・ポジティブ・アクション推進事業では、シートによる審査だけではなく、事業所の訪問調査も実施して実態確認を行っている。	304		男女共同参画推進課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
305	24	男女共同 参画社会 の実現と全 ての人が 参加できる 社会の形 成	4	高齢者が いきいきと 生活する 社会づくり	高齢者のうち 就業・社会活 動している者 の割合	4	・みやぎシニアカレッジ運営事業は、高齢者が行う地域活動のリーダーとなる人材の育成が目的だが、シニアカレッジの卒業生が何人リーダーになって活動しているかが把握されていない。受講者が卒業後にどのような活動をしているのかアンケート調査をするなど、目的が達成されているかどうかフォローするべきではないか。	・卒業生に対する地域活動状況のアンケート調査は実施していることから、この結果を活用しながら、実施主体である県社会福祉協議会とともに卒業生の地域活動の支援について検討する。	305		長寿社会政策課
306							・政策評価指標「高齢者のうち就業・社会活動している者の割合」は5年に1度の調査であり、1年間の変化が分からないので、毎年度把握できる指標を検討してほしい。 ・就業している者の割合は高齢者の有業者数から把握できると思うが、「社会活動している者の割合」は、例えば、有業者数と社会福祉活動や社会奉仕活動をしている人の数が連動しているなどのデータがあれば、「高齢者のうち就業・社会活動している者の割合」の数値から推定できるのではないか。	・毎年度把握できる指標の必要性は認識している。社会生活基本調査は両要素を同一条件で把握できる唯一の、信頼できるデータとして使用しており、今年度が調査年で、来年度には最新データが得られることから、この結果により評価を行った上で検討する。	306		長寿社会政策課
307							・満足度の高い離を圏域・年齢ごとに分析して、各圏域の産業などを考え合わせるといろいろに分かるので検討してほしい。	・調査結果の分析を深める。	307		長寿社会政策課
308							・地域活動のリーダーを養成することはどんな意味があるのか。リーダーができることで、地域の高齢者にどんなメリットがあるのかが分からない。	・高齢者が地域で生活を送る上で、全ての支援を行政や民間事業者が行うことは難しく、地域住民による支え合いが欠かせないことから、地域に必要な支え合いや趣味を通じた生きがいづくりなどに知識を持って指導的或いは事務的に活動できる人材は欠かせない。この人材がいることが地域のメリットと考える。	308		長寿社会政策課
309							・地域のリーダーとしてのニーズは多いのではないか。例えば、県庁の中でも「地域にこういう高齢者のリーダーがいたらいい」というニーズはあるのではないか。そういうニーズの情報をシニアカレッジの受講者に提供すれば、卒業生は「こういうことを自分はやっていきたい」という風に動いていくのではないか。何もなければ地域のリーダーとは何かも分からず、受け皿もないので、なかなかリーダーにはなれないかもしれない。	・社会貢献活動への参加促進を図るため、卒業生とボランティア等のニーズのマッチングを行う事業を今年度から開始し、情報提供を行いたいと考えている。リーダー像や活動をイメージできる情報提供、講義内容とすることを検討する。	309		長寿社会政策課
310							・高齢者の自立を促すならもっと幅広く事業を展開するべきではないか。	・高齢者が地域で安心して生活できるよう多様な政策を展開しているが、一層の充実を検討していきたい。	310		長寿社会政策課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
311	24	男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成	5	女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護	提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合	3	・政策評価指標「提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合」は施策を評価するものとなっていない。第三者評価は必要だが、実施割合が指標になっているのはおかしい。第三者評価をしたからといって、人権が擁護されるといえることではないのではないか。見直しは不可欠である。 例えば、子どもの人権の擁護を考えた場合、政策評価指標は「虐待の件数」のような指標が適切なのではないか。	・政策評価指標「提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合」は、第三者評価が「サービスの質の向上」や「利用者の適切なサービスの選択」を目的とするものであり、ひいては人権擁護につながるものと考えられること、特に入所サービス利用者は、24時間365日そこが生活の場であり、通所サービス利用者より人権侵害を受けやすい環境にあると考えられることから、平成15年度に実施した政策評価・施策評価から指標として選定している。	311		地域福祉課
312							・「提供するサービスに第三者評価を実施している入所施設の割合」で対象となっている入所施設について、子どもや女性が入所する施設と、高齢者が入所する施設では性格が異なるのではないか。高齢者が入所する施設と人権を侵害されるおそれがある人が入所する施設とで評価指標を分けるべきではないか。 全ての施設で第三者評価を導入するという目的かもしれないが、そうであれば子どもや母子についても、広く一般の人が利用するような、保育所などの施設も対象にするべきではないか。	・指標の見直しについては、この施策の対象者が女性、子ども、高齢者、障害者等と広いこと、また、対象となる行為も、差別的取扱いや暴行・虐待、いじめ・嫌がらせ、プライバシーの侵害など、様々な人権侵害であり、範囲が広いことから、より適切な指標の選定が可能かどうかを含めて、今後検討する。	312	・より適切な指標の選定は困難である。	地域福祉課
313							・政策評価指標はいろいろな形態の入所施設が混在しているが、虐待などの人権侵害の危険が起きやすい施設とそうではない施設があると思う。起きやすい施設と起きにくい施設を混在させて評価すると、起きやすい施設が隠れてしまう恐れがあるので、分けて考えた方がよいのではないか。	・なお、子どもの人権の擁護において「虐待の件数」を指標とすることについては、虐待は家庭内や施設内などの閉鎖環境において行われることが多く、表面化した件数からその正確な実態を把握することが極めて困難であることから、適切ではないと考えている。	313		地域福祉課
314							・第三者評価体制整備事業について、第三者評価を実施する団体に補助をして何がどう良くなるのか、事業のアウトプット・アウトカムを整理してほしい。第三者評価を実施して情報提供をしても、それが利用者にとほとんど使われていない場合は、事業の成果は少ないのではないか。 例えば、どのくらい利用されたかは、webサイトのアクセス数などで分かるのではないか。	・第三者評価体制整備事業は、介護サービス事業所自身によるサービスの質の向上への取組を支援するものとして、第三者評価を行う団体の育成と、評価基準の作成に向けた評価項目や評価内容などの検証を含めて、委託事業として実施したものであり、評価結果を利用者に情報提供することを前提とはしていない。	314		介護保険室
315								・なお、情報の利用状況については、可能なものについてアクセス数で把握することを検討する。	315		介護保険室
316							・第三者評価の情報が多様でありすぎて、利用者が本当に使えるかどうかという問題はないか。その場合、専門家・コーディネーター（介護の分野ならケアマネジャーなど）が関わることで情報の解釈をしたり、情報に付加価値をつけることができるので、場合によってはむしろそちらを支援する方がよいかもしれない。	・第三者評価としては、認知症高齢者グループホームの外部評価制度と介護サービス情報の公表制度が既に実施されており、今後、福祉サービス第三者評価制度が実施される予定である。既に実施されている制度では、利用者の中心が高齢者でありケアマネジャーなどの役割が重要であることから、現在も活用を呼びかけているが、より一層の浸透に努める。	316		地域福祉課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
317	26	地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興				3	・施策2, 3の目的が違うのに、政策評価指標が同じなので、政策評価指標で何を測定するのが不明瞭になってしまう。入場者数と参加者数は、数の意味が違うのでそれを区別した指標を検討するべきではないか。	・指摘のとおり、施策3では、統計上全体的に主体的に文化芸術活動を行っている人数の把握が困難であることから、従来施策2と同一の指標を利用してきた。 来年度以降、施策3の指標については、限定的な数値となるが、宮城県芸術祭、みやぎ県民文化祭、みやぎ県民文化創造の祭典等の分かる範囲での出品・出演者数の推移を目安にして、参加の度合いを試験的に測っていくこととしたい。 具体的には、「宮城県芸術祭、みやぎ県民文化祭、みやぎ県民文化創造の祭典の出品・出演者数の推移」を指標とし、その仮目標値を「H18 38千人、H19 38千人、H20 39千人、H21 40千人、H22 41千人」とする。 なお、施策2「美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり」での指標は、必ずしも十分とは言えないが、「親しむ」という意味で、鑑賞・出演・出展等を含めた県民の大きな流れをつかむ数値が現実的であると考えている。	317	・今回宮城の将来ビジョンの取組「県民に対して優れた芸術文化鑑賞と活動成果発表の機会を広く提供、する項目で、新たな目標指標を設定した」。 ・県民の芸術文化鑑賞の機会の享受の程度を示す指標として、みやぎ県民文化創造の祭典(主催共催協賛各事業を含む。)の参加者数(入場者数、出品者・出演者等の数)を設けたので、施策2にこれを活用する。 ・活動成果発表の機会の享受の程度を示す指標として、みやぎ県民文化創造の祭典の参加者数の()内書きの再掲で同祭典の出品者・出演者等の数を設けたので、施策3にこれを活用する。	生活・文化課
318							・政策評価指標の目標値の設定が右肩上がりだが、現実的には達成困難な目標なのではないか。 設定された目標値を全国レベルや世界レベルなどと比較するなどして、目標設定の根拠を示して欲しい。	・平成17年度まで当該指標は増加傾向を示してきた。しかし、指摘のとおり現実に県人口も減少し、年々高齢化が進んでいる状況であり、このまま右肩上がりでのよいのか、検討を要するところである。 ただし、入場者数は延べ人数のカウントであり、同じ人が文化活動や鑑賞に満足感を感じて、見る回数などを増やすことになれば、しばらくの間増加傾向が期待できる面もあると見ている。 なお、目標値の全国レベルや世界レベルとの比較については、その地域での人口密度や施設の収容力などで絶対値といったものがないので、そういった目標設定は難しい。 現状の値に対する将来の改善の見込める値を評価して設定していくことが適当と考えている。	318	・指標をみやぎ県民文化創造の祭典の参加者数としたが、これまでの傾向では毎年10万人程度の増加が見られている。 ・しかし、主催事業をイベント集客型からワークショップ体験型に転換し、事業数も今後急激に伸びることは期待できないことから下記の通りの毎年2～5千人程度の増の推移とした。 ・H19 962千人、H20 964千人、H21 969千人、H22 975千人	生活・文化課
319							・団塊の世代の大量退職により生じてくる人々が、地域社会でも自立した生活ができるようにしていく取り組みも必要ではないか。多少自分のお金を出しても、文化的取り組みとして、自分の絵の展覧会を開催したいという人も出てくるかも知れない。この種のをうまくとりこんで、個にとどまらず、「子ども」や「地域」をキーワードに広く文化的活動を企画してもらい、そのような場合には県も支援するという方法も考えられる。ぜひそのような事業を実現して欲しい。 ・団塊の世代が大量に退職する2007年問題に対して、何か積極的な構想があってもよいのではないか。例えば、食文化の企画が今年で終わりであるが、この種の企画が、市民手作りの芸術活動とか、次の時代の市民文化を創っていくような企画がほしい。	・団塊の世代の大量退職者が今後その時間や経済を各種余暇活動に向けてくる期待が高まっており、これを県内の文化振興の追い風としても活用し、地域の振興にも結びつけられるよう努めていきたい。	319		生活・文化課
320	26	地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興	2	美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数(主催事業参加者数)	3	・政策評価指標「県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数」については、右肩上がりの目標設定が現実的かどうかという観点と、文化芸術の振興を測る指標として適切かどうかという観点から、修正を検討してほしい。	・平成17年度まで当該指標は増加傾向を示してきた。しかし、指摘のとおり現実に県人口も減少し、年々高齢化が進んでいる状況であり、このまま右肩上がりでのよいのか、検討を要するところである。 ただし、入場者数は延べ人数のカウントであり、同じ人が見る回数を増やすことになれば、しばらくの間増加傾向が期待できる面もあると見ている。	320	・指標をみやぎ県民文化創造の祭典の参加者数としたが、これまでの傾向では毎年10万人程度の増加が見られている。 ・しかし、主催事業をイベント集客型からワークショップ体験型に転換し、事業数も今後急激に伸びることは期待できないことから下記の通りの毎年2～5千人程度の増の推移とした。 ・H19 962千人、H20 964千人、H21 969千人、H22 975千人	生活・文化課
321							・施策2「美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり」での指標は、必ずしも十分とは言えないが、「親しむ」という意味で、鑑賞・出演・出展等を含めた県民の大きな流れをつかむ数値が現実的であると考えている。	321	・みやぎ県民文化創造の祭典(主催共催協賛各事業を含む。)の参加者数(入場者数、出品者・出演者等の数)は、施策2の指標として、必ずしも十分とは言えないが、「親しむ」という意味で、鑑賞・出演・出展等を含めた県民の大きな流れをつかむ数値が現実的であると考えている。	生活・文化課	
322							・県民のニーズに合ったイベントを行う企画力が、指標の増加と今後の施策の有効性の鍵を握るのではないか。施設内部の者の知恵だけで進めようとしても限界があるのではないか。若い人々にメンバーに入ってもらい、意見を述べてもらうと言う取り組みも必要ではないか。	・文化芸術活動のジャンルは幅広く、年齢層も多岐にわたっている。若い年齢層も含めて、それぞれの視点から意見を聞きながら検討していきたい。	322		生活・文化課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
323	26	地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興	3	県民が行う創作活動や表現活動への支援	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数(主催事業参加者数)	3	・政策評価指標について、県民に「親しんでもらう、観てもらい、聴いてもらう」ことを主たる目的としている施策2と同一の指標としているが、施策3は目的からしても、主体的に自ら文化芸術活動に取り組んでいる人の人数などを指標とするのが望ましいのではないかと。	・統計上全県的に主体的に文化芸術活動を行っている人数の把握が困難であることから、従来施策2と同一の指標を利用してきた。 来年度は、局所的な数値となるが、宮城県芸術祭、みやぎ県民文化祭、みやぎ県民文化創造の祭典等の分かる範囲での出品・出演者数を目安にして、参加の度合いを試験的に測っていくこととしたい。	323	・指標をみやぎ県民文化創造の祭典の参加者数の()内書きの再掲で同祭典の出品者・出演者等の数としたが、近年の傾向では毎年3万5千人程度で推移している。 ・しかし、主催事業をイベント集客型からワークショップ体験型に転換し、事業数も今後急激に伸びることは期待できないことから下記の通りの毎年千人程度の増の推移とした。 ・H19 35千人、H20 37千人、H21 38千人、H22 39千人	生活・文化課
324							・記載内容からは、新しい文化芸術の動きへの支援が何もなされていないように受け取られるが、県は財団法人宮城県文化振興財団を通じて、県民のサークル活動への支援助成費を支出している。 県からの直接補助ではなく、財団を通じての間接補助のため、基本票には記載されないということなのであろうが、県のこの施策に対する取組内容がもっと見えるように、県民への文化芸術活動への支援の状況についても示して欲しい。	・財団の助成状況についても記載することとする。 評価シート(B)の「B-1施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性」欄の「国、市町村、民間団体との役割分担」の記述の末尾に「なお、財団法人宮城県文化振興財団では県の委託を受けて、県内文化団体の活動に対する支援を実施している。」の記述を加える。	324		生活・文化課
325							・「宮城県芸術祭」の事業費は、既存団体への助成金ということだが、何か今までにない新しい活動をしたいと考える人に支援することはできないか。	・今までにない新しい活動をどう判断していくかが難しいが、県民の自主的な活動を支援する趣旨で今後検討していきたい。	325		生活・文化課
326	26	地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興	4	食文化等の生活文化の保存・活用	食文化の醸成に取り組む市町村の割合	3	・政策評価指標「食文化の醸成に取り組む市町村の割合」は「市町村の割合」を指数に取っているため、きめの細かい分析ができにくく、施策の有効性が性格に反映されていない可能性がある。そのためこの施策で取り組んだ事業は、実態はより大きな波及効果があると思われ、指標とのかい離が生じているのではないかと。 市町村単位ではなく、「企画数と参加者数」を指標とすれば参考になるのではないかと。	・各市町村の公民館などでは、地域食材を活用した料理教室や講座が開催されており、このような取組は副次的に食文化の醸成をもたらしている。 このような取組も入れた事例数を指標とする。	326		生活・文化課
327							・ようやく「食育」の重要性が認知され、県教委でも「早寝・早起き・朝ごはん」というキャッチフレーズで、生活のリズムを作ることで成績向上につなげようという取り組みを始めるなど、食育の基本に戻ろうということをやっている。これまでの事業の積み重ねを花も実もあるようにつなげたいところである。	・食育基本計画が策定され、健康づくりの面からも食育の重要性が認識されてきている。本事業の波及効果として食育が広がり、健康づくりに繋がっていくことを期待したい。	327		生活・文化課
328							・教育委員会では地域と学校の連携プランが進められており、こちらの事業では食育を通じて学校・地域・家庭の関係を再構築しようということであれば、ぜひ協力関係を持って強力に進めて欲しい。各地域で行われている「点」の取り組みを「線」に結び取り組を県の部局横断では行って欲しい。	・点を線に結ぶ取組は、食育基本計画で取りまとめを行っている保健福祉部で調整される予定である。	328		生活・文化課
329							・施策の県民満足度が55点、県民の評価はそれほど低くない。分かりやすい取り組みであるためなのか。「みやぎ食育の里づくり事業」が終了するのは惜しい気もする。観念的な事業とは違って、県民自ら嬉々として参加しているように見える。	・県民の食に対する関心は高まっているが、これまでの成果を基に各市町村で自主的に取り組むことを期待したい。	329		生活・文化課
330							・政策26全体にも関わることだが、団塊の世代がこれから大量退職を迎えることになる。食育の観点から見て、この世代の男性向けの料理教室の開催など、食の面でいかに自立させるかというのも重要ではないかと。「誰かに作ってもらわなければ食べられない」のではなく、「自分の食事は自分で作る」ということで、生活の可能性を広げるというのは大切だと思う。	・男性の自立のための料理教室は既に県内各市町村の公民館などでも開催されている。県として直接取り組む必要性があるとは判断していない。	330		生活・文化課
331							・災害が発生した場合にも、常日頃から「ものの食べ方」を訓練等で学んでいけば安心である。各地域で、年に1回でも「炊き出し」のような行事があれば子どもの生きる力もつくのではないかと。今後食育を進める健康対策課で行うのか、防災担当課で行うのかといった問題はあがる。ここまでつないできたものをさらにつなげていって欲しい。	・先人の知恵を基にした「ものの食べ方」については、これまでの成果を基に各市町村で自主的に取り組むことを期待したい。	331		生活・文化課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
332	27	多様な主体の協働による地域づくりの推進				3	・県・市町村といった行政がカバーできる範囲は財政的に限られるから、民間の参画を求めることは重要である。NPOもその形態の1つで、将来に渡って重要性が増すことは事実である。	・県としても、「宮城県民間非営利活動促進基本計画(平成12年10月策定・平成17年9月改訂)」において、NPOを「公共の担い手」、「協働のパートナー」等として位置付け、その活動の支援・促進に努めているところである。	332	・NPOの活動の支援に向け、平成19年度予算においても、みやぎNPO夢ファンド事業、NPOマネジメントサポート事業等を継続して実施することとしている。	NPO活動促進室
333							・地域振興、環境、文化、福祉の各セクションからの施策で構成されているが、多様な主体の協働による地域づくりとはどのようなものか、その定義と範囲が不明瞭である。官民パートナーシップで官が期待する協働とはどの分野なのか、民間が担う意向のある分野はどうか等を整理し、メリハリのある施策群の設定とその事業推進が望まれる。	・協働は「異なる主体が、共通の課題を解決したり目的を実現させるために、対等の立場で協力して取り組む」ことである。課題を認識し、評価(県が解決すべきか、NPOが解決すべきか、協働で解決すべきか)するのは、各部署各課室において行われるものである。このため、本政策では、NPO全体の支援・活動の促進、協働推進のための研修等を行っている。	333	・平成19年度においても、継続して実施することとしている。	NPO活動促進室
334							・施策「県・市町村・住民協働による地域づくり」の優先度が高いが、施策評価の対象となっておらず、この施策に対する対応が必要ではないか。政策評価指標を設けて評価されるべきである。	・平成15年度まで、県・市町村・住民等との協働による地域づくりの取組実践を政策指標としていたが、施策の主要事業である「ふるさと工房」事業が廃止されたこと、また「地域づくり」自体が本来、市町村及び住民が主体となって行っていくべきものであり、市町村合併等の進展により、市町村の担うべき役割への期待が大きくなっていく中で、当該指標を基に政策評価を行っていく意義が希薄になっているという理由から、平成16年度より廃止した経緯がある。 よって、政策評価指標を設定する意義は認められないと思われる。	334		地域振興課
335							・協働への取り組みは、始動期から発展期にさしかかっており、これまでの施策の評価に基づく説明が必要である。	・協働への取り組みとして、NPOへの県業務の委託を推進するための発注手続を定めた「NPO推進事業発注ガイドライン」の策定、各部署においてパートナーシップ関連施策の推進にあたる「パートナーシップ推進員」の設置等の施策を行うとともに、NPOへの業務委託について、受託NPOと県担当課が自己評価を行う「NPO推進事業評価」を実施している。さらに、平成18年3月に策定した「宮城県行政改革プログラム」では、「20の具体的推進項目」として「NPOとの協働」を設定し、「NPO推進事業評価の全項目平均評価」を成果目標として積極的に協働の質の向上に取り組んでいる。	335	・同上	NPO活動促進室
336							・NPO法人の活動内容は多岐に渡るため、一括して数で論じることには余り意味がなく、活動分野等(なるべく県・市町村の活動を補完するもの)に基づいて評価すべきではないか。	・NPOは、福祉、環境、まちづくり等の様々な分野で、それぞれ目的を持って活動しており、組織としての成熟度も様々である。このような状況の中、活動分野を限定しても、現在、活動の芽を出し始めたものから大きな実を結びつつあるものまで様々なNPOが活動しており、現実的に評価するのは難しいと慮される。このため、県としては協働の観点から見た評価である「NPO推進事業評価」を取り入れ成果目標としているが、どのような指標が適切か、今後検討していく。	336	・宮城の将来ビジョンの行動計画編の「3 将来ビジョン実現を支える基礎的な取り組み」としてみやぎNPO夢ファンド事業、NPOマネジメントサポート事業を選定し、当該事業の目標の達成度合を示す指標として「NPOと行政(県・市町村)との協働件数」を設定したところである。	NPO活動促進室
337							・政策評価指標群の妥当性については「課題有」と評価されており、今後の検討を望む。	・同上。	337	・同上	NPO活動促進室

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
338	27	多様な主体の協働による地域づくりの推進	2	NPO(民間の非営利組織)の活動の支援	NPOの法人設立認証数(人口10万人当たりの全国順位)	3	・人口当たりNPO法人認証数を政策評価指標としているが、複数県にまたがる法人が除外される(全国規模のNPOの活動は評価されない)こと、合併等による数の減少が必ずネガティブに評価される(規模拡大による活性化も有り得る)等、適切とは言えない。 また、政策評価指標で用いているNPO法人認証数はストックであるのに対し、事業の成果指標で用いている法人認証数はフローに基づくなど、概念上の齟齬がある。	・県は、これまで「NPO花ざかりのみやぎに」との下、NPO法人認証数の増を目標としてきた。しかし、当該指標はNPO法人の活動の広がりや一定程度示し得るが、委員指摘のように県の政策を適切に評価するものではない。このため、「政策評価に対する県の対応方針」とおり、協働の件数等新たな指標の設定に向け見直しを行っているところである。	338	・同上	NPO活動促進室
339							・NPOの規模や継続性と関係なく数だけで順位を競うことに意味があるとは思えない。宮城県は比較的立ち上がり早かったが、他の県が追いついてほぼ平均的になったことがC評価とする根拠も薄い。要は数ではなくて、参加人員や活動内容で評価されるべきで、NPOの活動分野の情報が提示される必要がある。	・NPOの数に関する認識は上記のとおりであるが、しかし、地域に密着したNPOの特性として「規模」や「継続性」だけで評価しきれものではなく、また、「NPOに関する世論調査」の結果からも参加人員や寄附の多寡でNPOを評価することも難しいものと判断される。このため、指標の見直しに関しては、協働の件数等で評価する等の検討を行っている。	339	・同上	NPO活動促進室
340							・複数県にまたがる法人は国、それ以下は県の認証であるから、県は県内法人だけ見ればよい、という旧来の機関委任事務の枠組みに捉われる必要はないと思われる。事業内容が研修と助成を中心とすることは適切だが、最終的な妥当性はNPOへの自己評価・外部評価を通じて判断されるべきではないか。	・県としても、委員指摘のように旧来の機関委任事務の枠組みに捉われる必要はないと思われるが、最終の受益者のことを考慮した場合に、研修や助成対象となるNPOの活動場所を県内とする程度の限定は必要なのではないか。	340	・NPOの活動の支援に向け、平成19年度予算においてもみやぎNPO夢ファンド事業、NPOマネジメントサポート事業等を継続して(これまでと同様の仕組みで)実施することとしている。	NPO活動促進室
341							・事業予算が同じであるのに助成団体数が増加したことは1団体当たりの助成金額が半減したことを意味する。1団体20万円程度の助成で、大きな成果は期待できない。法人数は単調増加をしているが、小さな法人を増やすことより有力法人を育成する方が、活動の活発化に役立つ可能性があるのではないかと。	・NPOは、その地域の課題を把握し、地域の資源を有効活用(ボランティア・寄附・資材や場所の無償提供等)することにより課題の解決を図っていく。確かに、少額の助成より多額の助成の方が大きな成果は期待できるのかもしれないが、助成対象となるNPOの企画を競いあわせることにより、少額の助成でも最大の効果が得られるよう配慮して事業を実施している。	341	・同上	NPO活動促進室
342							・最も予算規模の大きいNPO活動促進事業の具体的な事業内容が明確ではないが、認証事務自体の経費だとすれば、実体を伴う研修・助成事業とのバランスを欠くのではないかと。	・NPO活動促進事業の内、最も額の多いものは「みやぎNPOプラザの運営費」である。このため、認証事務自体の経費は研修・助成事業よりも少額であり、バランスを欠くものではない。	342	・同上	NPO活動促進室
343							・同じ予算を使っても、活動範囲が類似の法人よりも、独立な分野をカバーする法人を支援する方が一般に効率性が高い。その意味でNPOの活動分野に関する資料が提示される必要がある。NPOの活動は多岐に渡るため、内容が理解できるよう情報を提供してほしい。	・委員指摘のように、独立な分野をカバーする法人を支援する方が効率性が高いと思われるが、県としては、例えば結果として類似の法人に対する支援になったとしても、県費を投入する企画として最も優れているものに助成することが、最終の受益者の福祉の向上の観点からも必要であると考えている。	343	・同上	NPO活動促進室
344							・NPO法人格の付与、活動資金支援、人材育成、活動拠点づくり等、多面的な事業に取り組んでいることは評価できる。		344		NPO活動促進室

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
345	33	国内外との 交流の窓口となる空 港や港湾 機能の強 化				4	・空港と港湾に関して、本体部分と周辺部分に分ける施策区分は妥当である。		345		土木総務課
346							・施策1(仙台空港利用者数)・施策3(仙台塩釜港外貿コンテナ貨物取扱量)の政策評価指標に関しては、景気動向等の外的要因に支配される面が大きく、ポートセールスが具体的にどれだけ有効であったかを客観的に評価することは難しい。	・外因による評価の困難性はあるが、個々の事業の実施に当たっては、変化する業界情勢に対応するため、関係自治体や経済界と一体的に運営する利用促進団体と連携を図ることにより柔軟性を確保している。	346		土木総務課
347							・新市街地形成を主たる事業内容とする施策2・4について、良好な宅地供給は重要であるが、人口減少期に向かって、コンパクトシティの観点等から適切な市街地配置のマスタープランが必要だろう。	・平成14～17年度に行われた第4回仙台都市圏パーソナルトリップ調査において、長期政策方針の中で将来の市街地形成のあり方として、少子高齢社会の進行や市街地の郊外化といった状況を勘案し、公共交通軸上への市街地集約型都市構造の構築を目指す旨の提言が出されており、今後見直し予定の都市計画区域マスタープランについても、これらの提言内容を反映させることとしている。	347	・仙塩広域都市計画区域マスタープラン見直しのため、都市計画基礎調査を平成19年度から実施することとした。 また、将来都市構造を「公共交通軸上への市街地集約型」とするために、市街地イメージの具体化及び促進方策を検討する「仙台都市圏総合都市交通懇話会」を設置することとした。	土木総務課
348							・空港、港湾のみならず仙台空港アクセス鉄道、周辺地域の区画整理事業等の基盤整備が一定進捗した時期であり、これまでのハード整備を中心とした施策構成からインフラを有効活用するソフト施策の更なる充実が望まれる。	・平成18年度末の「アクセス鉄道開業」により、ハード面については一定の区切りがつくことから、今後は、鉄道の需要喚起及び臨空都市の土地利用の具現化等、整備効果の早期発現に向けた取り組みを更に充実させる。	348		土木総務課
					・そのためには、空港・港湾の利活用に関する施策の一層の充実とともに、仙台空港臨空都市、仙台港背後地形成等の周辺まちづくりにつき、当初計画が立てられた時点から長い年月がたっていることを踏まえ、これらまちづくりプロジェクトの今日的な意義と今後の方向性を整理し、それに向けたソフト施策の充実をはかっていくことが望まれる。						

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
349	33	国内外との 交流の窓口となる空 港や港湾 機能の強化	1	仙台空港 の機能の 強化と活用	仙台空港利 用者数(国内 線、国際線)	4	・政策評価指標である「仙台空港利用者数」の将来予測結果が最新データを元に見直されて修正されたことは評価できるが、さらに需要予測の変化要因を整理し、予測値の説明力を向上させる必要がある。 仙台空港利用者の需要予測結果はある仮説の下での見通しであり、この予測結果と政策目標値の設定との関係がわかるような表記が望まれる。	・政策評価指標分析カードに、指標設定の考え方を表記する。	349		空港対策課 (空港臨空地域課)
350							・「仙台空港利用者数」という指標は概ね妥当と考えられるが、景気回復等、外部要因の影響を受けるので、増減を必ずしも県の政策の結果として捉えることはできない。利用者数は路線数・運行便数等に支配されるので、これらの確保が重要な政策目標となる。	・指標としている空港利用者数の増加と、路線数や運航便数の増加は相乗的に影響し合うと理解しており、施策の実施においては、旅行需要喚起とともに、路線数や運航便数の増加を促すため、航空会社等への働きかけを引き続き行っていく。	350	・18年度、海外を含む航空会社への要請活動を実施。引き続き、19年度、路線数増や増便を働きかけるため、航空会社等へのエアポートセールス経費を予算措置している。	空港対策課 (空港臨空地域課)
351							・便数の増加は周辺環境に影響を与えるので、共生のための努力が必要である。	・当該施策と併せて、空港周辺整備対策事業を行っており、引き続き共生のための施策の充実に努める。	351	・18年度、空港周辺環境を整備。19年度も引き続き整備事業経費を予算措置。	空港対策課 (空港臨空地域課)
352							・需要低迷期の中で、国際空港化促進事業による国内外でのPR活動が新規路線開拓につながっていることが評価されるが、利用者増を目標とした施策体系の新規性がみられない。需要予測結果から導き出される需要拡大の要件のもとに、戦略的な施策体系を構築することが必要ではないか。	・県の国際化促進に向け、戦略プランの策定が進められている。国際路線誘致のためのPR活動についても、この戦略の一部として組み込み、他の施策と体系化した取り組みを行っていることとしている。	352	・18年度、みやぎ国際戦略プランの数値目標として仙台空港国際線利用者数を設定。19年度以降、香港と台湾の路線拡充を目指すこととしている。	空港対策課 (空港臨空地域課)
353							・空港需要を開拓すべき地域、アクセス鉄道の利用想定地域等を明示したPR活動を予定しており、成果を期待する。	・新規利用者増加のため、隣県を含めて各種メディアによる告知を行う。	353	・18年度、利用促進団体の活動に参画し、関係者と連携した各種事業を実施(山形をはじめ、札幌、名古屋、神戸、大阪、福岡にアクセス鉄道PRミッションを派遣。また、岩手県のフリー情報誌にPR広告を掲載)。19年度も利用促進団体が活動するための負担金を予算措置している。	空港対策課 (空港臨空地域課)
354							・国際線の横ばいは、運休路線再開や新規路線就航が進まない点にあり、ポートセールスが重要である。 隣県と横並びでは便数を確保できないので、東北地方の需要を仙台に集約する必要があるが、少なくとも近距離国際線に関しては成田へ行くより便利だ、という国内向けポートセールスも重要である。	・国際線の運休路線再開と新規路線開設については、特に重点的に進める必要があるものと認識し、関係自治体や地元経済界と一体となって引き続き実現に努めていく。 特に隣県については、19年春に開通する空港アクセス鉄道の利用促進も含めて、各種メディアによる告知を行う。	354	・No.353に同じ。	空港対策課 (空港臨空地域課)
355							・第2種A空港のため管理・運営は国の担当であり、県の役割は側面支援(需要拡大)が中心になる。事業費面では「新貨物ターミナル」建設費の後年度負担が大半を占めるが、これは3年以内に終了するため、施策の方向を「拡大」とするためには、その後の具体策に関する検討が必要ではないか。	・事業費規模からは、貨物ターミナルの建設費負担が大きな比重を占める。今後、当該事業の終了により、施策事業費そのものは縮小するが、引き続き貨物輸送にとっても重要である国際路線数の増加と大型機材の確保のため、当該施策を推進するとともに、新たな施策についても検討する。	355	・貨物ターミナルの運営会社において、今後増収が見込まれること、内部留保が一定水準に達したこと等から、会社の判断により、貸付を18年度で終了することとした。また、仙台空港の貨物利用を促すため、PR告知を新聞に掲載している。	空港対策課 (空港臨空地域課)
356							・費用対効果で効率性を判断することは難しいが、国際線に関しては一時期の低迷を脱しつつあるのではないか。	・国際線については、引き続き定期路線の安定化、運休路線の再開、新規路線の開設のため施策を実施していく。	356	・No.350、352、353に同じ。	空港対策課 (空港臨空地域課)
357							・エネルギー面で航空は必ずしも効率的ではなく、近距離国内線に関しては鉄道による代替が望ましい場合もあるので、羽田や成田のように常時混雑した空港が成功例であるとも言えない。	・仙台空港は羽田線を有しない中で地方空港有数の旅客数を誇る空港として特色を持つ。引き続き鉄道等他輸送機関と競合するおそれのない路線誘致等の事業を実施していく。	357		空港対策課 (空港臨空地域課)
358							・業務系の移動に関しては通信による代替も可能なので、観光需要は意外と空港利用者数に占める割合は大きいのではないか。	・目的地等により航空機の利用目的は異なるとの理解もあるが、観光、業務どちらも航空需要の安定に必要なものと理解している。	358		空港対策課 (空港臨空地域課)

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
359	33	国内外との 交流の窓口となる空 港や港湾 機能の強 化	2	仙台空港 へのアクセ ス等周辺 施設の整 備と活用	仙台空港利 用者数(国内 線、国際線)	4	・仙台空港需要予測から、仙台空港需要拡大に向けたアクセ ス鉄道整備の寄与率が推察でき、目標値達成のためのアクセ ス鉄道整備の必要性を説明することが求められる。施策の達成 を見る指標として来年供用するアクセス鉄道利用者数を評価 指標とすることも視野に入れ、政策評価指標の再検討を望む。	・施策目標である空港機能の拡充を計る指標として、航空需要 を外すことはできないと考える。鉄道利用者数を補助的指標と して採用するなど、わかりやすい説明を検討する。	359		臨空地域整備 推進課 (空港臨空地 域課)
360							・アクセス鉄道と周辺施設の整備の重要性は認めるが、アクセ ス鉄道を除くと空港の利用促進という目標に対しての有効性は 期待できない。 空港に関連する流通拠点や空港関連サービスの立地が期待 されるが、具体的施策は臨空地区でなくても適用可能なもの に見えるため、施策目的の明確化が必要である。	・事業開始当初とは施策を取り巻く環境が変化しており、施策 目的の再整理をすべき機会と考えている。	360		臨空地域整備 推進課 (空港臨空地 域課)
361							・施策1の空港の本体機能と同じ政策評価指標を用いることは 適当ではない。主要事業である区画整理事業は、特に空港関 連産業の立地を目指したものではないため、空港利用者の増 加に結びつかないのではないか。 政策評価指標として、区画整理における仮換地指定・保留地 売却等により利用者が確定した面積比率等を検討してはど うか。	・(上記2点に同じ)	361		臨空地域整備 推進課 (空港臨空地 域課)
362							・空港アクセス鉄道は未供用であるため、施策の直接的な有効 性の判断は困難であるが、間接的には沿線地価のキャピタル ゲイン(資産の価格上昇から生じる利得)等を通じて部分的に 計測することは可能だと思われる。	・(同上)	362		臨空地域整備 推進課 (空港臨空地 域課)
363							・仙台空港臨空都市のまちづくりが時代的背景から変化してき ていることを踏まえ、今日的な目標、役割を再整理する必要が あるのではないか。	・(同上)	363		臨空地域整備 推進課 (空港臨空地 域課)
364							・モータリゼーションが進展する時代にあって、鉄道と沿線市街 地の一体的整備が必ずしも鉄道を有効に活用するまちづくりに 直結しないことを踏まえ、ハード整備とともに鉄道の需要を喚 起するための交通ソフト施策等の事業展開が望まれる。	・ご意見の趣旨を真摯に受け止め、今後の事業展開に反映し ていきたい。	364		臨空地域整備 推進課 (空港臨空地 域課)
365							・空港本体は国の管理であるため、県としては周辺整備推進が 中心になることは妥当である。アクセス鉄道を第3セクターとして 運営することは妥当で、その利用者が空港利用者に限られると 採算的に問題があるが、臨空地区への住宅・商業施設立地は 鉄道利用者増加に貢献する。		365		臨空地域整備 推進課 (空港臨空地 域課)
366							・仙台空港臨空都市整備推進事業について、当面の目標年次 を明記する等タイムテーブルを簡単に記載してほしい。	・施策・事業展開シート(C)の「施策・事業の方向性」の欄に記 載する。	366		臨空地域整備 推進課 (空港臨空地 域課)
367							・アクセス鉄道は利用者数の増加に寄与することが期待され る。しかし供用前なので有効性は判断できないが、事業の進捗 率という点からは概ね有効だと判断される。		367		臨空地域整備 推進課 (空港臨空地 域課)
368							・未供用のストック形成型事業の効率性は事業進捗率と事業費 の比で評価することもやむを得ない。ただし単年度より、累積 による評価の方が安定的になると思われる。 真の評価は、アクセス鉄道の利用状況・臨空地区への施設 立地状況によってなされる。	・本施策の各事業群は、現在そのストック形成期にあるため評 価が困難である。今後は、施設整備の効果が発現される時期 に入ることから、安定的かつ明確な評価が可能になると考え る。	368		臨空地域整備 推進課 (空港臨空地 域課)

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
369	33	国内外との 交流の窓 口となる空 港や港湾 機能の強 化	3	仙台国際 貿易港の 整備と活用	仙台塩釜港 (仙台港区) 外貿コンテナ 貨物取扱量	5	・外貿コンテナ取扱量が順調に増加しており、ハード・ソフトの事業が効果を挙げている。県民満足度は50点と高くないが、コンテナ取扱量の順調な伸びから施策は有効であると判断される。 東北地域での自地域内港湾取扱率、仙台港シェアがともに増加傾向にあり、事業群の有効性が示されている。		369		港湾課
370							・港湾は経済活動に不可欠な施設であるが、一般県民の重視度は空港と比べて低いので、県民の理解を得る活動が必要である。 県民満足度から有効性が確認できないのは、身近な施設でないためやむを得ないが、仙台港があることによる便益を計算するなどのわかり易い評価を試みる事が望ましい。今後は、県民に理解できる施策としてのPRに向け、宮城県・東北地域での産業・生活面での仙台港の役割、整備効果等を整理することが望まれる。	・一般県民へのPRについては、毎年苦慮しているところであるが、今後も有効なPR方法等について検討していきたい。	370		港湾課
371							・「外貿コンテナ貨物取扱量」が成果指標として採用されているが、仙台港の活動レベルを「外貿コンテナ貨物」に限定することには疑問がある。少なくともコンテナ貨物が全貨物量に占める割合と、「外貿」が内航フィーダを経由した輸出入を含むか否かに関して明記されたい。 ・「外貿」に限定しているが、港湾施設利用率の観点からはフィーダ輸送を含めてもよいのではないかと。同じフィーダでも横浜は指標から除外されるが、釜山は含まれるのでは合理性を欠く。 フィーダ輸送(定期航路の本船が寄港する拠点港湾と本船が直接寄港しない港湾との間を、内航船などで結ぶ補助的な輸送)	・外貿コンテナ貨物取扱量には、内航フィーダの取扱貨物量も含まれており、全貨物量に占める割合と併せて今後は明記することとする。	371		港湾課
372							・港湾自体は国が整備するため、コンテナヤード等の必要施設を県が整備することは適当である。事業費面ではコンテナターミナル整備が中心となるが、能力的に限界に近づきつつあるので、引き続き整備が必要である。	・平成18年度に今後のコンテナ貨物需要調査等を行うこととしており、その結果により、コンテナヤードの拡張と各施設の配置を検討することとする。	372	・コンテナ貨物量の増大に対応するため、平成19年度はガントリークレーン1基増設及びターミナル拡張に向けた環境調査等を行うこととしている。	港湾課
373							・ポートセールスは必要ではあるが、効果が見えにくい。ポートセールス事業の効率性を訪問先数で評価するのは自己完結的である。貨物取扱量は航路・便数の関数なので、航路・便数がどれだけ増加したかによって評価することが望ましい。	・航路、便数も評価指標の一つとして考えられるが、航路・便数は頻繁に変わるものではないので、年度ごとの評価としては不適当と考えられる。	373		港湾課
374							・空港と同様に、航路数・便数の確保が利用促進に重要である。ただし海運業界の集約化傾向に注意が必要である。	・コンテナ貨物の集荷促進は、コンテナ定期航路の航路数や便数に大きく影響されるが、一部船社においては、原油価格高騰による航路の見直しや寄港地の見直しなどを検討しているとの情報もあることから、今後も海運業界の動向に注意していきたい。	374		港湾課
375							・施策・事業の方向性の欄に、コンテナ貨物取扱量に応じたコンテナヤード整備の必要性や今後の港湾計画見直し等を具体的に記述して欲しい。	・コンテナヤードの整備や港湾計画見直し等については、上記の需要調査等による検討結果に基づき、具体的に記述していくこととする。	375		港湾課
376							・東北エリアの港湾貨物の仙台港への集約が進みつつあるが、これは外国航路維持の結果でもあるし原因でもある。 外航船の大型化により、東北エリア内の各県が個別に誘致合戦をすれば需要が分散して結局京浜港を利用せざるを得なくなるという意味で、隣県との協調が効率性のために必要である。	・隣県との協調によるポートセールスは非常に重要であると認識しているが、隣県の港が使われなくなるといふおそれもあることから、隣県の理解を得ることは困難と思われる。	376		港湾課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
377	33	国内外との 交流の窓口となる空 港や港湾 機能の強化	4	仙台国際 貿易港の 周辺施設 の整備と活 用	仙台港背後 地地区市街 化率	5	・港湾地区外における区画整理事業が施策の全容であるから、当該地区の「市街化率」を評価指標とすることは適当であり、この指標で見る限り順調に推移している。事業成果を早期に実現するため、目標値の上方修正が望まれる。	・平成8年度から平成17年度までの当地区における市街化率の実績から回帰直線を設定し目標値を算出するよう上方修正する。	377		都市計画課
378							・臨空地区に比べて流通業務系用途の割合が高く、港湾背後地整備の目的に添う点が評価できる。事業として土地区画整理事業のみが挙げられているが、市街化実績からは概ね有効であると言える。		378		都市計画課
379							・港湾地区と一体的に機能するために、港湾地区内の土地利用(アクセル・夢メッセ等)との整合性が重要である。	・下記の「まちづくり方針」により、事業地区内だけでなく、港湾地区の施設も含め周辺地区と一体となったまちづくりを推進していく。	379		都市計画課
380							・センター地区は商業施設として計画されているが、港湾地区との関連が薄くなる可能性があるため、センター地区のビジョンを打ち出す必要がある。	・平成14年度にまちづくり計画検討委員会によってセンター地区土地利用の原則が提言されており、センター地区の公募にあたっては、その提言を踏まえて、周辺施設との連携、災害対応など公共施策との連携、地域貢献等を付加した「まちづくり方針」を定めている。	380		都市計画課
381							・人口減少に伴い市街地の量的拡大が必要な時代は終わり、行政効率面からコンパクトシティの実現を目指すべきである。今後は商業施設も含めて、既存市街地の空洞化に伴うコスト(既存市街地に関する選択と集中)も考慮に入れた計画とすべきである。その意味で、既存計画の計画実施段階における見直しは重要であろう。	・センター地区公募の募集要項において、「中心市街地との差別化」もコンセプトの一つとしており、既存市街地とできるだけ競合しないよう配慮している。	381		都市計画課
382							・整理された評価調書は昨年度指摘した事項への配慮・改善が図られており、評価される。		382		都市計画課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
383	34	国内の交流を進めるための交通基盤の整備				3	・従来は事業面から道路整備のみが評価対象となっていたが、公共交通を対象として取り上げたことは評価できる。公共交通の現状は厳しいが、高齢化や地球温暖化等に鑑み積極的に生かす施策が必要である。		383		総合交通対策課
384							・高速道・一般道・公共交通・総合交通という施策の構成は妥当だと判断される。4つの施策のうち、施策4「各輸送機関相互の連携の強化」の必要性が「中」とされているが、政策目的である国内交流の促進や県民満足度と社会経済情勢の適合性からみて、各輸送機関相互の連携の必要性の評価を「大」とすべきである。 地方圏においてDoor-to-doorを全て公共交通で賄うことには限界があるので、自動車等の私的手段との連携を図ることが公共交通の活性化のための鍵となるが、その意味で施策4も重要である。	・施策3と施策4との相対的な比較により施策4の必要性を前年度同様「中」としていたが、施策1、施策2との評価基準の整合性や県民満足度、社会経済情勢から、施策4の必要性を「大」に変更する。	384		総合交通対策課
385							・ストック形成型施策を、「高速道路IC40分圏カバー率」のようなストック変化がない限り固定的な指標で評価するのは有効性評価は困難である。道路の有効性は利用状況で判断すべきだから、「高速道路通行台数」や「県庁60分到達人口比率」のような時間的に変化する指標を用いることが適当ではないか。	・「高速道路IC40分圏カバー率」については、県の総合計画や宮城の道づくり基本計画にも用いられてきた考え方であり、高速道路や一般道路が整備されると概ね100%となり、道路整備の進捗を計る評価指標としては適切と考える。今後、新たな指標については、意見を参考に検討していきたい。	385		道路課
386	34	国内の交流を進めるための交通基盤の整備	1	高速道路の整備	高速道路IC40分圏交通圏カバー率	4	・スマートIC整備やICアクセス道路整備等の事業が、ICへのアクセス時間の短縮に貢献していることを示すための評価指標(例:高速道路IC20分交通圏カバー率)の検討を行う時期ではないか。 また、「カバー率」の概念も人口比・面積比が、市町村単位が町丁目単位かなど、概念に曖昧さが残る。	・高速道路IC40分圏カバー率に、スマートIC整備等を加えて評価指標としていく。	386		道路課
387							・高規格幹線道路・地域高規格道路の整備とともに、スマートIC整備も事業群に加えることが必要ではないか。	・高速道路IC40分圏カバー率は、県の人口に対する割合である。	387		道路課
388							・高規格幹線道路・地域高規格道路共に新規供用が無く、指標からの有効性の判断は不可能である。	・スマートIC整備については、今後の整備計画が策定されていないことから、事業群に加えることはできない。	388	・三本木PAスマートインターチェンジの設置に向けて、大崎市と必要な対応を検討中である。	道路課
389							・事業の効率性を、供用延長を事業費で除して評価することは適当ではないが、ストック形成を目的とする事業全般に共通する問題であり、新たな効率性指標を検討すべきである。	・高速道路等の新たな供用区間がないと指標値に変化が出にくい面もあるが、三陸縦貫自動車道等が進捗されており、指標も伸びる見込みであり、事業拡充と判断した。	389	・平成19年6月に三陸縦貫自動車道が河北IC～桃生津山IC(L=11.6km)が開通予定である。	道路課
390							・事業群の効率性の評価で国全体の供用延長の増加が述べられているが、それは県レベルの事業効率性の根拠にはなり得ないと思われる。	・同上	390	・平成19年6月に三陸縦貫自動車道が河北IC～桃生津山IC(L=11.6km)が開通予定である。	道路課
391								・県内の道路関係行政機関から構成される県幹線道路協議会で平成15年度から実施している「達成度報告書/業績計画書」等も参考にして検討している。	391		道路課
392		・県内においても、三陸縦貫自動車道及び常磐自動車道の整備が促進していて、今年度供用予定区間がある。	392	・平成19年6月に三陸縦貫自動車道が河北IC～桃生津山IC(L=11.6km)が開通予定である。	道路課						

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
393	34	国内の交流を進めるための交通基盤の整備	2	国道、県道、市町村道の整備	高速道路IC40分間交通圏カバー率	4	・「緊急輸送道路橋梁整備率」を政策評価指標に加えたことは評価される。今後は、さらに中心都市へのアクセスや安全・安心して生活できる道路整備等、県民ニーズの高い日常生活での移動の利便性や安全性に関わる指標を加え、その進捗、達成度を見ていくことが重要となる。		393		道路課
394							・「緊急輸送道路橋梁整備率」について、非常時のライフラインの確保は重要な視点であるが、指標名からは定義が明確でないので検討してほしい。	・指標名の緊急輸送道路橋梁整備率は、震災時に重要な拠点へのルート(橋梁)確保をする事業の進捗を表したものである。	394	・平成19年度に、第一次緊急輸送道路の橋梁耐震化が完了予定である。	道路課
395							・この施策は政策を構成する施策として最も県民の必要性の支持が高い施策であり、広域ネットワークを構成するバイパス整備や橋梁耐震補強等の事業に加え、地域の安全・安心・まちづくりのための道路事業を加えることが望まれる。	・今後の取り組み上で参考にしながら、地域にあった事業を実施していきたい。	395		道路課
396							・政策評価指標の「IC40分間交通圏カバー率」、「道路の改良率」は共に既に高水準であるため感度が悪く、これらの指標を通じて施策の有効性を判断することには無理がある。「高速道路IC40分間交通圏カバー率」は施策1と共通なので、指標から削除し、「道路の改良率」は安全・安心の観点から「一定幅員以上の歩道整備率」などのような指標とするのが、望ましいのではないかと。	・高速道路IC40分間交通圏カバー率は、施策1と共通なので見直しを検討する。	396		道路課
397							・県の「整備率」が全国平均よりやや高いとしても、全国一律の基準による整備率の妥当性も検討されるべき。例えば降雪時の除雪のための幅員余裕などの条件も考慮が必要ではないかと。	・今後の取り組み上で、参考にしていきたい。	397		道路課
398							・事業の有効性の説明には道路整備によりもたらされた効果(実態)を明示した整理が必要ではないかと。	・効果を把握するには、事業担当課としては限界があり、困難である。	398		道路課
399							・管理者・財源規模・補助負担率が定まっていることは、逆に整備の硬直化も招く。限られた財源の中で、整備の優先度の決め方(必要度や難易度)が益々重要になる。	・緊縮財政の下では効率的な執行を求められており、効果的な事業展開を図ることは当然であるが、また地域の実情に合った事業を実施していきたい。	399		道路課
400							・挙げられているバイパス事業は現在整備中であり、まだ効果が発揮されていない状況にあり、事業分析カードの作り方の工夫が必要である。	・バイパス事業の事業分析カードの作り方については、今後検討していきたい。	400		道路課
401							・ストック形成型事業の単年度評価が困難であることは理解できるが、事業費の執行を有効性の根拠とするのは適当ではない。また、満足度の高さは過去の事業で形成された道路ストックに関して「これ以上の整備は不要」という解釈も可能なので、現在の事業の有効性を意味するとは限らないので留意してほしい。	・道路整備を待ち望んでいる地域もあるが、今後の取り組み上で参考にしていきたい。	401		道路課
402							・事業の効率性について自動車のシェアに基づいて評価しているが、道路自体に誘発効果があるので、公共交通などのモードとの均衡の点で、自動車分担率が伸び続けることが効率的だとは言えない。	・今後の取り組み上で、参考にしていきたい。	402		道路課
403							・高齢ドライバーの増加に対応できる余裕を持った道路、災害時のライフライン確保のための冗長性等、質的側面を念頭において効率性評価も重要であろう。	・高齢者にも初心者にも利用しやすい道路とするには、建設時の整備水準のみならず管理面も含めた道路施策のレベルアップについて、今後評価する上で参考にしたい。	403		道路課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
404	34	国内の交流を進めるための交通基盤の整備	3	バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備	県内移動における公共交通分担率	2	・政策評価指標が「判定不能」、事業群の有効性・効率性が「課題あり」とされているにも関わらず、施策評価(総括)が「概ね適切」との判断は理解しがたい。	・事業群の設定が「適切」であることを評価し「概ね適切」としたが、事業群の有効性や効率性が「課題有」である状況を重視し、施策評価(総括)を「課題有」に変更する。	404	平成19年度に「宮城県交通計画」を改訂する。	総合交通対策課
405							・なお、引き続き、事業群の事業効果が一層高まるよう努める。	405	総合交通対策課		
406							・公共交通の利用者減少は、従来型の施策(事業群)が有効ではなかったことを意味する。総合交通体系のビジョンを確定し、その中で公共交通の役割を明確に位置づけることが先決ではないか。	・県内の交通ビジョンとして、平成10年3月に宮城県交通計画が策定されている。	406		総合交通対策課
407							・公共交通分担率は今後上昇するとされているが、この根拠が不十分である。宮城県内のモータリゼーションの進行、公共交通利用の後退の実態を踏まえ、また、採りうる施策・事業の範囲も踏まえ、宮城県交通計画でその目標設定を行うことが望まれる。	・しかし、その後の交通需要の構造変化、国の制度改正、技術革新など、交通を取り巻く環境の変化により、計画と実態との乖離が大きくなっており、現在、宮城県交通計画の改訂に向けた準備作業を進めている。	407		総合交通対策課
408							・この施策では利用者の拡大が目標なのか、交通弱者の生活維持が目標なのか、論点を明確にしてほしい。	・宮城県交通計画の改訂後には、実態に即した交通ビジョンや目標を提示したい。	408		総合交通対策課
409							・現在宮城県交通計画が改訂作業中であることから、全国旅客地域流動調査の公共交通分担率を暫定指標としており、早期に評価指標を設定することが望まれる。	・自家用車利用の増加に伴い公共交通利用者が減少し、その結果、交通事業者の経営悪化により路線の廃止や減便が進行し、公共交通の利便性が低下することで、公共交通利用者がさらに減少するという悪循環に陥っている。	409		総合交通対策課
410							・政策評価指標「県内移動における公共交通分担率」の仮目標値の設定方針が示されるべきだが、地方バス路線の撤退等の状況下で、現況維持でも相当な成果と見なせるのではないか。	・利用者の拡大と交通弱者の生活維持とは同一の問題と考えるが、今後の記載に当たっては、論点の明確化に努める。	410		総合交通対策課
411							・社会経済情勢を示すデータの推移では鉄道とバスの合計利用者が減少しているのに、公共交通の分担率が横ばいだとすれば、後者の指標値の信頼性に問題がある。	・評価指標は、現在、改訂作業中の宮城県交通計画を進行管理する指標と同一とすることが望ましいと考えている。	411		総合交通対策課
412							・公共交通ネットワーク整備をより一層進めるとしながら、縮減した事業費のままでの維持やくりはら電鉄補助廃止を打ち出して、事業展開シートとしての説明が不十分である。	・予算的な制約もあり、来年度の改訂は難しいが、早期の改訂に努める。	412		総合交通対策課
413							・地方バス路線の維持・活性化事業で補助額が減少している。バス路線に対する補助額が増加するのは望ましいことではないが、バス路線の撤退の結果補助額が減少するのは公共交通の衰退を意味する。県が従来行ってきた県内の公共交通ネットワークの維持・拡充のための事業群の有効性は低いと考えられる。	・県人口の約半数を占める仙台市においては、平成12年度から平成17年度までの期間でオムニバスタウン整備計画が実施され、公共車両優先システムやバスロケーションシステムの導入、バス専用レーンの設置など、バスの走行性改善、利便性向上に向けた整備が進められ、また、平成17年度からは、引き続きESTモデル事業として公共交通を支援する事業が進められており、これらの事業効果の発現を期待して目標値を設定した。	413		総合交通対策課
414							・公共交通は規制緩和等による撤退が進むが、県の役割はバス路線の欠損補助とバス停上屋整備が中心であり、県全体の公共交通網に対するビジョンが欠けているのではないか。	・しかし、仙台市においても、依然としてバス利用者数が減少している状況を踏まえ、データを詳細に分析し、委員意見の現状維持を含めて、目標値の設定を検討する。	414		総合交通対策課
415							・公共交通ネットワーク整備をより一層進めるとしながら、縮減した事業費のままでの維持やくりはら電鉄補助廃止を打ち出して、事業展開シートとしての説明が不十分である。	・「県内移動における公共交通分担率」の全国値は、都道府県人口による加重平均として算定されている。	415		総合交通対策課
416							・地方バス路線の維持・活性化事業で補助額が減少している。バス路線に対する補助額が増加するのは望ましいことではないが、バス路線の撤退の結果補助額が減少するのは公共交通の衰退を意味する。県が従来行ってきた県内の公共交通ネットワークの維持・拡充のための事業群の有効性は低いと考えられる。	・県内の交通ビジョンとして、平成10年3月に宮城県交通計画が策定されているが、宮城県交通計画は、現在、改訂に向けた準備作業中であり、改訂後には、実態に即した交通ビジョンや目標を提示したい。	416		総合交通対策課
417							・公共交通ネットワーク整備をより一層進めるとしながら、縮減した事業費のままでの維持やくりはら電鉄補助廃止を打ち出して、事業展開シートとしての説明が不十分である。	・記載様式の制約があるが、県全体に対する公共交通のビジョンが的確に表現できるよう努める。	417		総合交通対策課
418							・地方バス路線の維持・活性化事業で補助額が減少している。バス路線に対する補助額が増加するのは望ましいことではないが、バス路線の撤退の結果補助額が減少するのは公共交通の衰退を意味する。県が従来行ってきた県内の公共交通ネットワークの維持・拡充のための事業群の有効性は低いと考えられる。	・現在のバス補助制度には、補助要件として輸送量の基準があり、バス利用者の減少の影響により補助対象路線数が減少し、その結果、補助金額も減少している。	418		総合交通対策課
419							・地方バス路線の維持・活性化事業で補助額が減少している。バス路線に対する補助額が増加するのは望ましいことではないが、バス路線の撤退の結果補助額が減少するのは公共交通の衰退を意味する。県が従来行ってきた県内の公共交通ネットワークの維持・拡充のための事業群の有効性は低いと考えられる。	・現在、新たな補助要件による補助制度改正を検討しており、実効性のある補助制度とする。	419		・県単独のバス補助制度において、平成19年度補助金から、市町村や市町村からの委託等を受けた商工会等が運行するバス路線の補助対象範囲を拡大し、地域の実情に即した生活交通確保の取組みに対して重点的に支援する。

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
420	34	国内の交流を進めるための交通基盤の整備	3	バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備	県内移動における公共交通分担率	2	・全般に事業予算は縮小傾向にあるが、鉄道駅舎等のバリアフリーにしても整備が一巡したためとは言い難い。交通需要が少ない場合は、パラトランジット(準公共移動手段)等の代替手段の方が効率的な場合がある。	・委員意見のパラトランジットを含め、地域の実情に即した効率的な輸送形態への転換が図られるよう、市町村等に対して指導・助言を行う。	420		総合交通対策課
421							・パーク&ライド、「バスの駅」等の交通結節施設の整備が公共交通の利用促進には必須、という視点から、効率性以前に事業群の再構築が必要ではないか。	・パーク&ライド、駅前広場等の交通結節施設の整備事業は主として市町村事業として行われており、県の事業群に位置づけられる事業は限定されるが、事業群の設定について検討する。	421		総合交通対策課
422							・公共交通はネットワークが重要であり、県内交通だけでなく県際交通も含めて評価すべきではないか。	・日常の生活交通における公共交通分担率を把握するため、県内移動に限定した。	422		総合交通対策課
423								・日常生活に必要な交通の確保が最優先課題と考えており、当面は県内移動を対象とした評価を優先したい。	423		総合交通対策課
424							・同様にインターモーダルな総合交通体系のビジョンを策定し、そのための手段として事業群を位置づける必要がある。	・交通機関相互の接続性に関するビジョンについても、改定後の宮城県交通計画の中に位置づけるよう努める。	424		総合交通対策課
425							・維持すべきバス路線に関しては、補助金入札等の手法も検討してはどうか。	・バスの運行方法としては、海外で実施されている補助金入札と同様のものとして、入札によるバス事業者への運行委託という方法が行われており、また、それ以外にも多様な運行方法があることから、最適な運行方法が図られるよう、市町村等に対して指導・助言を行う。	425		総合交通対策課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成18年10月30日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成19年3月末現在)	担当課
426							・評価を客観的でわかりやすいものにするために数値化したり、「A」「B」、「大」「小」などをつけているが、総合評価で「適切」とか「概ね適切」という表現になると、なぜそうなのが見えなくなる。そこをつなげる文言を書いてほしい。 例えば、結果は「概ね適切」であるが、政策評価指標が実態を反映していないためであった場合、より実態を反映した政策評価指標に変更した場合には「適切」となる可能性があるなどの記述があってもよいのではないか。	・政策評価では施策の設定の妥当性、政策評価指標の設定の妥当性、施策の有効性、施策への県の関与の適切性を総合的に判断して「概ね適切」などの政策の総括評価を行っている。どのように判断した結果なのかをコメント欄に記載するよう担当課に対し周知する。	426	・平成19年度政策評価・施策評価基本票の総括評価のコメント欄に、評価の根拠を記載する項目を設けた。 基本票作成説明会においては、評価の根拠を記載するよう担当課に周知する。	行政評価室
427							・政策評価指標や県民満足度などは数値化されているが、最後の評価で「適切」とか「概ね適切」などの表現を用いることで誤解が生じるおそれがある。総合評価でも「7.5点」とか「Bプラス」「Bマイナス」のような判定の方が客観性があるのではないか。 また、評価担当課は「課題有」はつけにくいのではないか。「課題有」と「概ね適切」の間にもう一段階あれば、つけやすいのではないか。「適切」「概ね適切」「課題有」の3段階から、5段階にすることも検討してはどうか。	・政策評価・施策評価の判定区分及び判定基準については、今後の見直しの中で検討する。	427		行政評価室
428							・政策評価でそれぞれの施策がどの程度目的を達成したかということ総合的に判断するときに、県の関与の度合いなどを施策ごとにウェイトを考慮して評価してはどうか。	・政策評価では施策の設定の妥当性、政策評価指標の設定の妥当性、施策の有効性、施策への県の関与の適切性を総合的に判断して政策の総括評価を行っている。県の関与の度合いを施策ごとにウェイトを考慮して評価することについては今後の検討課題としたい。	428		行政評価室
429							・指標そのものが有効であるか、あるいは指標に多少問題があっても対応が適切であるかによって有効性を認めるのかの判別が出来るような判定表が望ましい。	・現在の評価制度上、指標が適切でない場合は事業が有効(適切)であっても指標に表現されないため有効性が評価されない。できるだけ事業の有効性が表現されるよう適切な指標の設定に努める。	429		行政評価室
430							・政策評価指標の変更により判定不能とされているが、「判定できない」こと自体が、行政評価システムの効率性に疑問を投げかける。 ・評価指標が変更されると、有効性・効率性が判定不能になるのは問題である。変更後の指標について、可能なものは避及的に調査・計上すべきである。	・昨年度の政策評価部会の意見等を参考にして政策評価指標を改善し、平成17年度末に新たな政策評価指標を設定したところであるが、新たに設定した政策評価指標の初期値は(原則として)設定時の値になるため、今年度は達成度が判定できない。初期値を遡って設定すれば達成度が判定できない事例は生じないが、初期値を遡って設定すると評価の信頼性を損なうおそれがあるため、初期値は設定時の値としている。 政策評価指標の達成度が判定できない場合は、その他の評価基準である県民満足度調査結果や社会経済情勢を示すデータにより評価を行っており、政策評価指標の新規設定時に達成度が判定できないことはやむを得ないと考える。	430		行政評価室
431							・評価指標の変更に関して、県側の対応は硬直的に思える。指標自体に関する協議の場が必要かもしれない。	・できる限り適切な政策評価指標が設定できるよう努めたい。	431		行政評価室
432							・政策に設定されている施策のうち、政策評価指標が設定されているものが1施策だけの場合は、政策の総合評価のための情報が不足するため、A-2(政策評価指標群の妥当性)、A-3(施策群の有効性)の記述は省略する仕様にすべきではないか。	・今後の見直しの中で検討する。	432		行政評価室
433							・「有効性」と「効率性」の定義上の差が明確ではない。	・有効性については政策評価指標の達成度や県民満足度、その他の社会経済情勢を表すデータ、事業の実績量を示す指標(業績指標)、事業費に対する事業の効果及び効用を表す指標(成果指標)などから事業の効果が認められるかどうかで判断している。 一方、効率性については政策評価指標の達成度、県民満足度、その他の社会経済情勢を表すデータが業績指標や成果指標の推移に比べて適切な状況であるか(事業の実績や成果が施策の成果に効率よく結びついているか)と、事業自体の効率性が向上しているかで判断している。	433		行政評価室